

平成20年度

自己点検・評価報告書

日本赤十字九州国際看護大学

巻 頭

平成 13 年度、福岡県宗像市に開学した日本赤十字九州国際看護大学は、関係各位のご支援を受けて、まもなく満 7 年を終えることになる。

本学は、日本赤十字学園第 4 番目の、九州地区の赤十字看護人材養成の拠点として、また、本邦唯一「国際」を標榜する看護系高等教育機関として開設された。当時、すでに国内で 110 を越える看護大学および学部が設置されていたが、本学は諸先輩機関の築かれた栄誉を汚すことなく、また、同時期に歩み始めた同輩機関とは切磋琢磨しつつ、さらに、その後に生まれた後輩機関のよきモデルとなるべく、地道に努力を続けてきた。

開学後 6 年目には、念願の大学院修士課程も開設することができたが、この時期に第三者評価を受けることは、本学のこれまでの歩みに対して、自らを省み、真摯に原点に立ち、そして、今後の発展に向けた新たな決意を固める重要な機会を頂いたと考える。

大学の使命は、先達から受け継いだ知を伝承し次代を担う人材を育成する教育活動、未来にむけた知を探求し創出する研究活動、さらに、ここでともに学び育った人材とこれらの人材および大学が保有する知を社会に広く還元する社会活動を通じて、人類の知の向上に寄与し、ひいては人類全体の幸福・安寧に資することにあると考える。

本学は、humanity（人道）という赤十字の基本理念を基に建学され、それを追及するための道を歩んでいる。本学は、人間の生命・健康に深く関わる看護専門職を育成する大学という使命を生かし、広く人々の身体的、精神的そして社会的健康に寄与することを目指している。本学は、世界の人道機関赤十字の一翼を担う教育機関として、その成果が、あまねく地球のあらゆる地域、人々、状況の健康の回復、維持そして向上に貢献できるものであることを願っている。

急速な少子高齢化はわが国だけの問題ではなく、開発途上国の不安定な治安も、決してその国その地域に限局するものではなく、多数の国に見られる教育のゆらぎや人口移動など、今後の大学教育の中には世界を見る目が求められる。本学が目指してきた、「一人を見る目、その目を世界に」という想いが、何をもたらしたか、また、今後、それをどう進め発展させるか、今回の評価の成果を真剣かつ発展的に受け止め、明日への新たな一歩としたい。

平成 20 年 3 月吉日

日本赤十字九州国際看護大学
学 長 喜 多 悦 子

目 次

巻 頭

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標	1
第1節 大学・学部等の理念・目的・教育目標	1
第2節 大学院看護学研究科の理念・目的	6
第2章 教育研究組織	10
第3章 教育内容・方法等	15
第1節 学士課程の教育内容・方法等	15
1. 学部学科の教育課程	15
2. カリキュラムにおける高・大の接続	18
3. カリキュラムと国家試験	19
4. カリキュラムにおける臨地実習	20
5. インターンシップ・ボランティア	21
6. 履修科目の区分	22
7. 授業形態と単位の関係	23
8. 単位互換、単位認定等	23
9. 開設授業科目における専・兼比率等	24
10. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	25
11. 生涯学習への対応	25
12. 正課外教育	26
13. 教育方法等	27
第2節 大学院の教育内容・方法等	34
1. 教育課程	34
(1) 教育課程	34
(2) 各専攻領域	35
(3) 共通必修科目	36
(4) 共通選択科目	36
(5) 大学院研究科と学部の学士課程における 教育内容との関連性	36
(6) 本大学院の特色を活かした教育方法	37
(7) 修了要件等	38
(8) 授業形態と単位の関係	41
(9) 単位互換、単位認定等	42
(10) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	43
(11) 生涯学習への対応	44
(12) 研究指導	44

2.教育方法等	45
(1) 教育効果の測定	45
(2) 成績評価法	46
(3) 教育・研究指導の改善	47
(4) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・ アシスタント制度の導入	48
3.国内外における教育・研究交流	49
4.学位授与・課程修了の認定	49
(1) 課程修了の認定	49
(2) 学位授与	50
第4章 学生の受け入れ	52
第1節 大学・学部の学生の受け入れ	52
1. 学生募集方法、入学者選抜方法	52
2. 入学者受け入れ方針等	55
3. 入学者選抜の仕組み	56
4. 入学者選抜方法の検証	57
5. 入学者選抜における高・大の連携	58
6. 科目等履修生・聴講生等	59
7. 外国人留学生の受け入れ	61
8. 定員管理	61
9. 退学者、留年者	62
第2節 大学院の学生の受け入れ	63
1. 学生募集方法、入学者選抜方法	63
2. 社会人の受け入れ	63
3. 科目等履修生・研究生等	64
4. 定員管理	65
第5章 教員組織	66
第1節 大学・学部の教員組織	66
1. 教員組織	66
2. 教育研究支援職員	71
3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き	71
4. 教育・研究活動の評価	72
5. 学校教育法第58条改正に伴う新たな教員組織の整備	73

第2節 大学院の教員組織	74
1. 教員組織	74
2. 教育研究支援職員	74
3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き	75
4. 教育・研究活動の評価	75
5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	76
第6章 研究活動と研究環境	77
第1節 大学・学部の研究活動と研究組織	77
1. 研究活動	77
(1) 研究活動	77
(2) 研究における国際連携	80
(3) 教育研究組織単位間の研究上の連携	83
2. 研究環境	84
(1) 経常的な研究条件の整備	84
(2) 競争的な研究環境創出のための措置	85
(3) 研究上の成果の公表、発信・受信等	87
(4) 倫理面からの研究条件の整備	88
第7章 施設・整備等	90
第1節 大学・学部、大学院の施設・設備	90
1. 施設・設備等の整備状況	90
2. キャンパス・アメニティ等	91
3. 利用上の配慮	92
4. 組織と管理体制	93
5. 情報インフラ	94
6. 大学院の施設・設備	94
第8章 図書館および図書・電子媒体等	95
第1節 図書、図書館の整備	95
1. 資料の整備	95
2. 施設の規模および設備	98
3. 開館時間	100
4. 貸出	101
5. 利用支援	102
6. 地域開放	103
7. 組織・運営	104
第2節 学術情報へのアクセス	106
1. 学術情報の処理と提供システムの整備	106
2. 国内外の他大学との協力	107

第9章 社会貢献	109
第1節 大学・学部、大学院の社会貢献	109
1. 社会への貢献	109
2. 国際協力事業・国際交流を通しての社会への貢献	115
3. 企業等との連携	120
第10章 学生生活	121
第1節 大学・学部の学生生活への配慮	121
1. 学生への経済的支援	121
2. 生活相談等	124
3. 就職指導	129
4. 課外活動	132
第2節 大学院の学生生活への配慮	133
1. 学生への経済的支援	133
2. 学生の研究活動への配慮	134
3. 生活相談等	134
第11章 管理運営	136
1. 教授会	136
2. 学長・副学長・学部長の権限と選任手続き	138
3. 意思決定	140
4. 教学組織と学校法人理事会との関係	140
5. 全学的審議機関	141
6. 危機管理体制	141
7. 大学院の管理運営体制	143
第12章 財務	146
1. 教育研究と財政	146
2. 外部資金等	148
3. 予算編成	149
4. 予算の配分と執行	149
5. 財務監査	150
6. 私立大学財政の財務比率	151
第13章 事務組織	153
1. 事務組織と教学組織の関係	153
2. 事務組織の役割	155
3. 事務組織の機能強化のための取り組み	158
4. 事務組織と学校法人理事会との関係	159

第14章 自己点検・評価	160
1. 自己点検・評価	160
2. 自己点検・評価と改善・改革システムの連結	163
3. 自己点検・評価に対する学外者による検証	164
4. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	165
5. 大学院の自己点検・評価	166
第15章 情報公開・説明責任	168
1. 財政公開	168
2. 学則等の情報公開	168
3. 情報公開請求への対応	169
4. 自己点検・評価	170
終章	172

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標

第1節 大学・学部の理念・目的・教育目標

【開学時の理念】

本学は、「赤十字の基本原則である人道に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実践し、人々の健康および福祉の向上に貢献するための基礎的能力を育む」ことを開学時の教育理念とする。

【現 状】

日本赤十字社は、明治 23（1890）年に看護職者養成を開始したが、爾来、その基盤は日本赤十字社法第 28 条（救護員の確保）によっている。

本学の建学は、平成 10（1998）年 3 月、日本赤十字社（以下、日赤本社）が策定した「21 世紀に向けての日本赤十字社の総合戦略」と、看護職員養成についての「赤十字施設などで求められる看護指導者や国際的に活躍できる看護婦（士）などの養成のため、赤十字看護大学の設置に関わる基本計画を策定する」によっている。この基本方針に基づき、学校法人日本赤十字学園（以下、学園本部）の第 4 番目の看護学部看護学科単科大学として九州地域に開設された。

1. 教育理念・目的

本学の開学の理念は、赤十字の基本原則である人道（humanity）に基づき、豊かな人間性と広く深い専門知識を修得でき、世界の如何なる場、状況、時にあっても、主体的創造的かつ科学的看護を実践できるための「science と arts」を育むことである。したがって、その目的を九州地域を中心とする赤十字施設をはじめ国内外の幅広い地域で、本学の理念を具現化し人々の健康と福祉の向上に貢献する人材の育成に置いている。

2. 学士課程の教育目標

学士課程では本学の教育理念と目的を達成させるために、以下の教育目標を設けている。

- (1) 赤十字精神を基礎とし、人間に対する深い理解と生命の尊厳に基づく倫理観を培い、人間を尊重する態度を育む。
- (2) 国際的な視野をもち、看護実践を通して国際貢献ができる能力を育む。
- (3) 看護を主体的かつ創造的に実践するために必要な知識・技術を体系的に習得し、多様な看護ニーズに対応できる能力を育む。
- (4) 人間を総合的にとらえ、健康問題への対応を考察する能力を育む。

(5) 看護の果たすべき役割を認識し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉などの他職種との連携・調整能力を育む。

(6) 看護の実践・教育・研究の発展に資することのできる能力を育む。

なお、本学は、上記目標を効果的に達成するため、急激な社会情勢と保健医療サービス体制の変動に対応して、やや旧態依然としたカリキュラムを改正し、平成20年度に実施するための検討に着手してきた。第3章に詳しく述べる本案は、平成19年11月、文部科学省から認可を受け、平成20年1月末、科目担当者等の検討を含めた最終段階に至っている。

また、全国唯一国際を標榜する単科看護大学として、全教職員の国際交流活動参画を目指し、既に、教員の90%は、途上国訪問の経験をもつほか、全教職員が本学で実施している外国人研修に関与している。さらに見学、研修、学术交流などの目的で本学を訪問する外国人保健医療専門家や看護学生の姿が学内にすることは、学生に対して日常の学内生活の中にさまざまな国際的知見に接する機会を提供し豊富な海外研修の機会提供と併せて、ユニークなキャンパスの雰囲気が伝統となりつつある。

3. 理念および目的の周知方法

教職員に対する本学の理念および教育目的の周知は、開学時から職員の着任時オリエンテーションの中で説明している。採用後は、赤十字関連施設での教育あるいは現場経験のない教員については、学部学生への赤十字概論などの赤十字関連科目の聴講を勧告し、学内的に理念の周知および理解を図るほか、日赤本社、学園本部および日本赤十字社福岡県支部の主催する関連研修会への参加によっても理解を深めている。

学生に対しては、入学時オリエンテーションの際、学生便覧を用いて説明するほか、1年次の赤十字概論、2年次の国際保健・看護、3年次の国際看護学Ⅱと国際看護の講義を通じて理解を深めている。

対外的には、「大学案内」および大学ホームページによる一般的な情報発信を行っているほか、九州地区および沖縄の日本赤十字社各県支部の協力も得て、各地の高等学校(毎年、県域ごとに高等学校訪問)や関連地域への周知を行っている。

また、オープンキャンパス時や要請に応じて出向く県内高校での模擬授業、本学訪問高校生あるいは大学説明会、その他外部と連携した活動関連組織や地方自治体等の広報手段を通じた伝達を行っている。さらに、教員の社会貢献としての国際活動や講演、学術的あるいは一般的投稿などにおいても、同様の言及を促進している。特にインパクトがあると考えられるものは、全国各地から要請される学長の講演活動で、必ず、赤十字の理念と併せて本学の教育の目的を講じている。

4. 理念・目的等の検証

本学の理念は、本学のみならず、赤十字の基本理念でもあり、特に本学において検証する機運はない。教育目的については定期的な検証の機会は設けられていない。教育目標の検証は、教育委員会および教授会における授業評価等によってなされている。

5. 健全性、モラル

本学の理念は、人道という赤十字の基本原則に基づいており、かつ、看護にも普遍的な個人の尊厳の尊重を修得することを通じて、豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門性を獲得することにより、そのための教育目的は優れて健全である。また、教育活動に従事する教職員は、赤十字傘下スタッフとしての奉仕的人道的行動など、高いモラルが求められており、その教育研究活動も赤十字の基本原則の範疇を超えるものではないが、学部学生への授業および人権教育を通して、本学の理念を追求するモラル教育を図っている。

【点検・評価】

1) 教育理念

本学の教育理念は、赤十字の基本理念である「人道」を、看護学教育およびそのアウトカムである卒業生の実践する看護において如何に具現化されるかで評価される。

人道という理念は、容易に日常的に具現化できるものではなく、また、それがしばしば具現化されるような状態は異様といわざるを得ないが、折に触れ、赤十字の看護教育機関に所属する、あるいは学ぶ意味を考え、その理念を自らのものとして吸収蓄積し、複雑化し不確実性を帯びる時代の中で、生命健康を担う人材育成の目的としての理解を深めたいと言える。

2) 学士課程の教育目的・目標

本学の教育理念と目標に基づいた人材育成が達成できているかどうかは、大学における教育の現場のみならず、卒業生の就業の場、教員の研究や社会活動の場でどのような成果が発出されているかによって評価される部分も多く、まだ、3回の卒業生しか送り出していない時点で多くを述べることは出来ない。

しかし、3期生で看護師・保健師・助産師の国家試験に全員合格したこと、および、これまでの卒業生で就業を目指したほぼ全員が希望の施設に就職していることから、ひとまず、現在の国の要請や保健医療施設のニーズにあった教育は行われていたと考える。

また、就業者の6～7割が赤十字施設に就職していることも、日赤本社あるいは学園本部の趣旨にも沿うものといえる。

また、本学の教育理念と目標は、医学的要因のみならず、環境破壊、地球温暖化、巨大自然災害、テロや紛争、貧困など、健康を脅かす要因が多様化している現在社会にあつて、将来、生じうる健康への危険性とその対応をも展望しようとするものとするものとする。

さらに、明確には想定されてはいないが、グローバリゼーションという新たなパラダイムや国内外の少子高齢（化）社会の到来と、また、それらに並行する急激な保健医療サービス体制の変化や、今後の社会のニーズに応えねばならないとの意向を示しており、基本とする赤十字の理念とも齟齬のないものとしても評価できる。

学生の国際面の学習機会は、極めて豊富である。必ずしも授業として企画されていないものもあるが、極力、学生との交流の機会を設けるなど、学生がさまざまな外国人と学内で日常的に接する機会が多いことは特記できる。

3) 理念および目的の周知方法

理念と教育目標は、教職員は、採用時オリエンテーション、採用後の関係授業参加のほか、特に赤十字経験を持たない教員へは、日赤本社、学園本部および日本赤十字社福岡県支部関連の研修への参加の機会も作り、周知する体制がある。

学生は、入学時ガイダンス、各学年の各学期開始時のオリエンテーションで、学生便覧を用い、教育目的および教育目標を説明するほか、理念に関しては、関連授業によって繰り返し解説されている。

学外に対する一般的な広報では、近年の社会情勢から、特に本学ホームページによる情報発信を充実させていることは評価できる。その他、九州地区と沖縄の日本赤十字社各県支部の協力や近隣自治体との連携による広報、オープンキャンパスや高校模擬授業、本学訪問学生など、特定の高校生へ対応、教員の社会活動や国際活動、また、学術誌あるいは一般誌への投稿など、あらゆるレベルの周知経路を活用しており、特に全国各地からの要請がある学長の講演活動での赤十字の理念や教育目的への言及は評価できる。

ただし、いずれもアドホック的であり、統制の取れた全学的戦略には至っていない。

4) 理念・目的の検証

本学の理念は、本学のみならず、赤十字の基本理念でもあり、特に本学において検証する機運はない。教育目的については、後述のカリキュラム改正の際に、修正が必要かどうかについては検証されているが、定期的な検証の機会は設けられていない。

教育目標については、新カリキュラムの改正につながる検討がされた。

5) 健全性、モラル

本学の理念は、人道という赤十字の基本原則に基づいており、また、極めて人道的な専門職の教育を担う看護大学であり、健全であること、モラルが全うされていることが自明のものとの幻想もない訳ではなく、これまでに特に検証されていないし、その必要性も認められていない。

【将来の改善方策】

1) 教育理念

建学の理念は、設置母体のそれと規を一にしており、今後とも大きな変化はありえないと考えられるが、それが時代に即したのか、社会のニーズにあっているかの検証は必要である。学内の将来構想委員会や、後に述べる九州ブロック各県支部・病院連絡協議会および外部有識者の運営審議会などでの検証は必要である。

2) 学士課程の教育目標

第3章に詳述する新カリキュラムは、建学の理念、および現行の教育目標に沿いつつ、新たな時代に求められる保健専門家のニーズに応じて、科学的かつ論理的に思考し、何時でも、何処でも、誰に対しても、公平かつ公正な判断と行動を取れる、国際視野をもった社会人としての専門家の育成を目指すための斬新なものであるが、その実行に伴い、平成20、21、22年度には、新旧カリキュラムが進行することになる。

本学の教育目標を達成するため、ある期間教員の負担を厭うべきではないが、教員が授業と実習指導の質を維持しつつ、研究活動を深め、かつ社会貢献を可能とする適切な人員配置を考慮する必要がある。

3) 理念および目的の周知方法

現行の多様な周知方法を統括する仕組みを早急に検討する必要がある。また、大学案内やホームページによる広報の効果性の検討も行う必要がある。例えば、異なる選抜による新入学生が、入学前に如何なる広報に接し、どのようなメッセージを得ていたか、また、それが入学後のガイダンスで、どう変化したかなどを検討することによって、今後の方針を立てる。

4) 理念・目的の検証

本学は広くは赤十字の旗の下にあること、また、設置母体が学校法人日本赤十字学園であることから、それらの理念との関連において、教育目標が今後の社会のニーズに見合う、また、クライアントである学生のニーズにも沿う目的であるかどうかを、中長期的展望を持って検証するシステムを作ることを考える。

5) 健全性、モラル

開学後7年間、本当に問題がなかったか、後方視的に検証し、さらに今後、どのように取り組むかの検討を行う仕組みをつくる。

第2節 大学院看護学研究科の理念・目的

【現 状】

本大学院は、平成19年4月、日本赤十字社の基本理念である人道の理念を踏まえて、少子高齢化社会の到来および医療の高度化・専門分化などに伴う社会経済的情勢および看護需要の変容などの社会的要請に応じて、日本赤十字学園傘下の九州ブロックの看護大学院として設立され、現在約1年が経過しようとするところである。

1. 教育理念

本学大学院の教育理念も、赤十字の原則である人道（humanity）に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実施し、人々の健康および福祉の向上に貢献するための能力を育むことという、学部のそれと規を一にすることは申すまでもない。大学院としては、さらに、国際性を高め、高度な看護活動の実践を通じて、広く人々の健康および福祉に貢献できる人材育成を教育理念とする。

2. 修士課程の目的

上述の理念を達成させるために、以下の能力を有する人材育成を目的としている。

- (1) 国際的な視野を持ち、看護実践を通して国際貢献ができる能力。
- (2) 赤十字精神を基盤として、人間に対する深い理解と生命の尊厳を尊ぶ倫理観を養い、人間を尊重する態度。
- (3) 人間を総合的に捉え、さまざまな健康問題への対応を考察できる能力。
- (4) 看護を主体的かつ創造的に実践するために必要な知識・技術を体系的に習得し、多様な看護ニーズに対応できる能力。
- (5) 看護の果たすべき役割を認識し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉など他職種との連携・調整能力をもった地域の保健・医療・福祉分野における看護職者としてのマネジメント能力。
- (6) 看護の実践・教育における課題の究明に主体的かつ科学的視点を持って取り組み、科学的根拠に基づいた研究と看護実践のできる基礎的能力と応用力。

【点検・評価】

大学院開設以来、ようやく1学年前・後期の授業が終了しようとしている状態であるので、評価しうる実績は十分とは言えない。

しかし、この約 1 年間の大学院教育を振り返ると、第一に、看護の臨床現場で働く学習意欲のある院生を刺激し、教員が意図する教育内容を十分理解できるように学力の向上を図ること。第二に、社会人学生のために十分考慮して作成した時間割を有効に活用し、勉学に費やされる時間と勤務時間の調整・配分を図り、さらに、心身の疲労蓄積のないような配慮をすることが必要となっている。

大学院開設以来 2 年間の入学者の傾向を見ると、海外における救援活動経験のある看護職者を除けば、保健看護の実践に携わる日赤関連施設を含む地域の看護職者の進学は少ない。

これにはいくつかの理由が考えられるが、一つは、九州・沖縄圏の看護職者のニーズにわれわれ大学院が十分に答えていないという理由があると考えられる。

すなわち、日本赤十字九州国際看護大学および大学院は、その名称が示すように、日本赤十字社の理念の下、海外の人道支援のための「国際保健看護」を重視している。と同時に、それぞれの赤十字病院は海外の人道支援ばかりでなく、地域の中核病院として地域医療に貢献し、その中で日本赤十字社の人道理念を実践するための保健看護職者の育成も求められている。

平成 16 年度の本学大学院に対する地域の看護職者へのニーズ調査の結果では、「大学院進学希望」が 31%、「できれば進学したい」が 27.1%と、約 3 割の看護職者は機会があれば大学院に進学したいという希望を述べていた。

大学院進学理由に、「高度な看護判断と実践力」24.0%、「人間関係の技術」15.5%、「看護教育」14.7%、「看護研究の理解と実践に応用する方法」9.7%、「国際人道援助のための知識と実践方法」8.6%、「国際保健に関すること」7.3%、「看護管理・経営」7.1%、「看護哲学・倫理」6.3%、「開発協力における保健活動の知識と実践方法」5.8%などの学習ニーズがあげられていた。

この結果から、赤十字病院に代表される地域の保健看護職者は、本学大学院において、自らの質の向上を図り、より高度な保健看護実践者・教育者・研究者として、地域の人々の健康維持と疾病の予防、地域に生活する人々の介護とケアに寄与できるための研修を望んでいたといえる。

この調査結果を読み取る限り、地域の保健看護職者は、本大学院に対して、臨床に密着した教育カリキュラムを求めていると考えられる。本大学院の現行カリキュラムで適切な科目を選択すれば、管理的またある程度の臨床的学習は十分可能と考えるが、国際保健看護のみならず地域の保健看護職者全体のニーズに十分に答えうるものに教育カリキュラムの改善を検討する必要があると考える。

【将来の改善方策】

上述の問題を解決して行くための今後の課題として、以下の方策が考えられる。

- 1) 勉学の意欲に燃えた優秀な院生の恒常的な確保

ア. 日本赤十字関連病院および地域の保健医療看護職者に対する働きかけ

看護職者は、専門職者として生涯学び続けること、先進的な学問を身につけ知的な好奇心を満していくためには、常に弛まぬ勉学努力と大学院で勉強するには、ある程度必要な経済的な投資が不可分であることなどを、①入学式・オープンキャンパス・日本赤十字社各県支部および赤十字病院看護部長会などのさまざまな機会を通して、医療関係職域のみならず地域の人々にも広く本学大学院の教育理念・目的・教育内容の周知徹底を図るとともに、21世紀の専門職としての看護職は、その社会的地位を確立し、社会から信頼を得るために、生涯学び続けることが必須であるという意識改革を図る。②九州・沖縄圏の看護職現場・地域の人々が、専門職としての看護職者となるために大学院で学ぶことの価値と意義を理解するよう周知徹底を図りながら、優秀な院生の就学を支援する風土を醸成する。

イ. 大学院教育をより自由に受けられるための経済的支援

上述を醸成するためには、知的財産の確保に経済的な先行投資が不可欠であるとはいえ、家族を持ち働きながら学ぶ看護職者が経済的に恵まれた状況にあるとは言い難い現実への対処が必要である。そこで、入学後も勉学意欲を維持し、研究者・実践者・教育者としての専門家の育成を図るために、以下の方策を検討したい。

(ア) 成績優秀な院生に対する授業料免除制度

入学後の成績優秀者に対して、翌年度の授業料を免除する制度を平成19年度入学者(第1回生)から実施することを検討している。(授業料免除規程参照)

(イ) 長期履修制度の導入

この制度は、育児・介護・その他勉学環境上の問題によって通常の在学期間を3ないし4年まで2年間分の授業料で認める、実質的な経済的支援効果を期待する制度である。

本学においても、諸般の事情のある学生のために、平成21年度(完成年度以降)を目途に導入する計画を現在検討中である。

2) 教員の確保と設備の充実

上述の目的を達成するためには、院生の勉学のニーズに応えうる優秀な教員の確保と質の向上および院生の勉学のための設備・施設の改善と充実をさらに図る必要がある。

3) 教員及び地域の保健・看護職者を対象にした啓発活動の一環としてのシンポジウム開催

平成20年度前期を目途に、すでに完成年度を終えた先達である九州・沖縄圏の看護系大学大学院の教育経験者および赤十字関連病院の看護部長の諸兄姉を招いてシンポジウムを開催し、それぞれの大学院からは大学院教育の質の向上にどのような努力を払っているか、加えて、赤十字関連病院の看護部長諸姉からは本学大学院に対する地域の看護職者の、生の要望を述べて貰い、大学院と参加者との間での相互のコミュニケーション

を図り、今後、本学大学院が地域に開かれた大学院となるためにはいかにあるべきかを考え、教員の質の向上と地域の保健・看護職者の関心を深める。

4) 教育カリキュラム内容の検討

完成年度後を視野に入れて、地域に開かれた本学大学院のあり方を再検討し、地域の保健看護職者の役に立つ教育カリキュラムの改善と検討を行うことが今後の課題である。

第2章 教育研究組織

1. 教育研究の実施体制

本学は、平成13年4月に看護学部看護学科を、さらに平成19年4月に大学院看護学研究科を開設したところである。

第5章に詳述するが、平成20年1月現在の専任教員は、教授15名（学長、特任6名を含む。看護系8名、医学保健系5名、語学系2名）、准教授7名（看護系のみ）、講師12名（看護系のみ）、助手8名を含め計42名である。その他非常勤客員教授2名、臨床教授2名、非常勤講師34名である。専任教員には、平成19年4月開設の大学院研究科看護学専攻科を担当する文部科学省審査を受けた〇合教員が8名含まれる（大学基礎データ表19-3）。

教育に関する意思決定は教授会の議を経て行われるが、審議事項の多くは年間計画に沿ったものである。各領域内および以下に述べる委員会関連の事項などは、各領域または委員会に属する教授会メンバーにより教授会に提議または報告される。

2. 学内センター

基礎的な教養および看護学の教育を旨とする学部教育を補完するための手段として、本学は、平成17年度に国際交流センターおよび看護継続教育センターの設置を決定した。

両センターは学部・大学院の領域などにとらわれない全学的な取り組みにとって、赤十字施設その他の国際機関と協力して看護教育研究活動の活性化を図ることを目的に、開学時に設置した国際交流委員会を平成17年度に改組拡大し「国際交流センター」とした。また、国内外の地域交流・地域貢献および国際活動のためには、「看護継続教育センター」機能を置いてきたが、平成20年度から、専任センター長を置き実働体制を整えるところである。

（1）国際交流センター

【現 状】

現在の国際交流センターは、従来の国際人道委員会活動を統合する形で、研究棟4階の旧教員ラウンジ（応接セット、書架、キャビネット、システム化コンピュータ、電話）に開設した。現在、常勤またはパートタイムのスタッフなどはもっていない。

常置コンピュータは、委員会パスワードにより使用できる。

開学時には教員数が限定されていたこともあって、地域連携と国際活動の二つを含み担当する地域国際連携委員会の活動は、後年、拡大した地域活動を地域交流委員会が、国際活動を国際人道委員会が個別に担当することとなった。

さらに、平成 17 年度には、第 3 章第 1 節 13-6、同第 2 節 3、第 6 章第 1 節 1-(2)、第 9 章第 1 節 2 で述べる多様な国際活動を総括するものとして、国際交流センター化したものである

国際交流センター長は、各種委員会の一つである国際人道委員会委員長が兼務し、委員会規定に従って運営されている。具体的には、赤十字関係および日本国際協力機構（JICA）その他の依頼による国際活動受入、個々の教員の研究活動を除く本学の国際活動のすべてを掌握し、対外的な折衝および学内の効果的活動体制づくりのための調整を行う。

なお、教員が獲得した研究費など外部資金によって、学生に海外渡航・研修の機会を与える場合には、センターが中心になって、学生の公正な選抜を行っている。

【点検・評価】

学長のイニシアティブによる各種国際活動はきわめて多様かつ活発で、ほぼ全教員が途上国訪問経験を持っているほか、開学以来、アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、コンゴ民主共和国、ドミニカ、エルサルバドル、香港、イラク、ケニア、韓国、ラオス、モロッコ、パキスタン、パレスチナ、フィリピン、タイまた、オーストラリア、ベルギー、スイス、アメリカなど、途上国および先進国から 150 名強の海外保健専門家を受け入れている。

また、平成 19 年度に大韓民国、タイ王国の各 2 看護大学との公式交流の締結を国際交流センターが中心となってい、それを通じて開催した平成 19 年度の国際シンポジウムには、大韓赤十字看護大学学生の参加を得た。

国際活動そのものは学部や大学院の授業と直接関連はないが、多様な交際交際交流事業に参加する海外の保健医療従事者の歓送迎パーティや訪問者がランチョンセミナーの講師として発表するプログラムに、学生や院生の参加を呼びかけていることも評価できる。

学生数 500 名に満たない単科大学であり、専属スタッフを置く規模の大きなセンターを維持するには至っていないが、活動は極めて大きい。

【将来の改善方策】

センター運営の基盤となる適切な財源を求めて、専属スタッフを置くこと、また、本学での研修の参加経験者などの国際ネットワークを構築することを検討する。

(2) 看護継続教育センター

【現状】

第 3 章 第 1 節 11 生涯学習への対応で、僅かに触れているが、本学では、開学以来、地元および日本赤十字社九州ブロックの現職看護師のニーズを鑑みて、いわゆる継続教育センターの設置が検討されてきた。

ようやく、平成 17 年度に設置することが教授会で合意され、当面の責任者として副学長が任命された。その後、平成 19 年度に、20 年度の開設と実質的な活動計画の立案を目指し、平成 20 年 4 月 1 日付けのセンター長候補を選出した。現在、ワーキング・グループが、外部関係機関の看護職者の意向調査などを実施し、また、福岡県看護所轄部局や同看護協会などと連携し、平成 20 年度に最初の認定看護師コースを開設するための準備中である。

【点検・評価】

センター開設までに、やや時間がかかっているが、平成 19 年に認定看護師コースの開設ワーキング・グループを発足して、積極的に計画を検討している。

まだ、開設されていないため、学部および大学院への直接的な裨益は推測の域にあるが、現実に第一線で活動している専門家を学内に確保することは、学生の意識高揚に益するものと想定している。

平成 21 年には、九州地区に 25 看護大学が存在するが、さらに、新設大学もありうることを前提に、本学の特色を明示できるような、また、地域社会のニーズに応えられる継続教育センターを持つことは、大学の発展にとって必須である。財政面で効果的な人材配置を検討し、特色ある認定コースのほか社会貢献の窓口とする努力が必要である。

今後、大学院のカリキュラム改正の際には、実務的である継続教育と、学問的である大学院の補完性を考慮する必要がある。

【将来の改善方策】

現在までの調査では、西日本に開設されていないコースで、赤十字の特性である「救急看護」認定看護師養成課程の開設案を進めるために、平成 20 年度には、専任責任者を配置し、兼務もしくはパートタイムの担当者の雇用も予定している。

3. 委員会組織

【現 状】

本学の教育・研究および看護の実践の場との連携、社会への貢献などを促進するために設置されている各種委員会は、教務委員会、学生支援委員会、研究促進委員会、FD 委員会、地域交流委員会、広報委員会、国際人道委員会、システム化委員会、研究科学務委員会、研究科入学試験委員会および図書館運営委員会である。

なお、管理的組織としては、教授会ほか管理運営会議などがあるが、第 11 章に詳述する。各委員会の機能は、以後の各項に記載される。

【点検・評価】

現在の看護学部看護学科、大学院看護学研究科および国際交流センター、看護継続教育センターと各種委員会は、必要不可欠な委員会の設置として評価できる。特に、運営上の制限もあるが、教育および研究上で効果的な連続性と一体感を確保できていることから妥当といえる。国際的な活動では、時に過重責務を担わねばならない教員が生じることは否めない

機能的な体制の例では、学部新カリキュラムの取り組み（第3章に詳述）が、評価できる。

【将来の改善方策】

現行の教育実施体制を大きく変えることは管理運営上望めないし、また、不必要である。

しかし、その機能が効果的で妥当か、社会情勢の変化やそのニーズに応えうる教育研究体制となっているかなどを検証し、目指す中長期的展望にたった体制強化が必要である。

研究体制については、現在の社会のニーズだけでなく、将来の姿を視野にいった研究の質と量の改善を図る体制が検討課題である。今後、学内の自己点検評価委員会と研究促進委員会が連携し、恒常的な検証制度を置くとともに、適宜、第三者評価を受け、課題を明確にすることも考える。

国際交流センターおよび看護継続教育センターは、機能の維持強化とともに、将来的には、管理運営上支障のない範囲で、大学附属の組織としての位置づけを検討する。

第3章 教育内容・方法等

第1節 学士課程の教育内容・方法等

1. 学部学科の教育課程

【到達目標】

赤十字の理念に基づく教育理念・教育目標を達成し、さらに看護学基礎教育に対する社会のニーズも考慮した教育を行う。

- 1) 学生の自主的、主体的学習を促進するカリキュラム構成や授業を行う。
- 2) 随時カリキュラム評価を実施し、即時的なカリキュラム改革を行う。

【現 状】

学部カリキュラムは、一般教養と専門基礎の4分野と専門領域の看護を合わせ5つの柱からなり、各々に到達すべき目標を掲げている。それぞれの構成概念を以下に示すが、それぞれの必要修得単位は、一般教養28単位、専門基礎24単位、専門領域としての看護74単位であるが、その他、基礎ゼミナールとして2単位が必須である。

- 1) 看護：人間に対する理解と生命の尊厳、個々の人および集団への健康支援、健康問題の科学的分析、論理的対応を、講義、演習、実習および海外研修やフィールド活動で学ぶ。
- 2) 人間：人間の本質、生命の尊厳への理解を深めるための概念や理論を主に講義で学ぶ。
- 3) 環境：人間と自然環境、環境関連の概念や理論、政治経済文化および教育、保健医療福祉など、社会環境と健康の関連を、主に講義で学習する。
- 4) 健康：健康に関する概念、理論など学際的に健康関連科目を学習する。
- 5) 国際：赤十字とその理念である人道、国や文化を超えた看護活動の基盤となる関連学問を学ぶ。外国語は必須の英語のほか選択に英語、韓国語、中国語がある。

看護専門科目は、基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、保健看護学、国際看護学、管理・教育・研究の6領域で構成されている。

また本学は、赤十字に加え、国際というキーワードも標榜することで、学部教育課程にユニークな特徴を持っている。この傾向は大学院にも及んでおり、国内の看護・保健活動も考慮しつつ、5領域のうち2領域には国際性の強い科目をおいている。

卒業要件単位数は必修116単位、選択科目12単位以上、合計128単位以上で、これは看護師および保健師国家試験受験資格取得条件を満たしており、さらに助産師国家試験受験資格取得のための選択科目を設けている。

【点検・評価】

カリキュラムは大学設置基準第 52 条と大学設置基準第 19 条に合致し、また、建学の精神、教育理念、教育目的に沿って構成されている。

教育は、これに従い、人道的かつ科学的な看護が実践できる人材育成を目指してきたと評価できる。しかし、必修単位の占める割合が高いこと、一般教養科目にしか選択科目がないこと、大学設置基準第 27 条 2 項（1 年間の履修単位数上限を定めるよう努めること）が守られていないこと、学習順序が合理的でない科目があること、1・2 年次の一般教養と 3・4 年次の専門科目が分離型積み上げ型で一般教養と専門科目の相互乗り入れがないこと、助産師コースを選択すると卒業要件単位数は 143 単位となり過密すぎることなどの問題があり、結果として、学生の自主的学習意欲を削いでいること、および社会情勢の変化に対応できない縦割り式カリキュラムでもあり、全体的見直しが必要である。

【将来の改善方策】

現状を改善するための新カリキュラム案は、平成 19（2007）年 11 月に文部科学省の認可を受けたので、将来の改善方策としてここに述べる。なお、新カリキュラムにおける必要修得単位数は、一般教養と専門基礎をリベラルアーツ・専門基礎科目として統合し 47 単位、および専門科目では 77 単位とした。

今回の改正の目的は、専門科目に選択肢がない分離型積み上げ型過密時間割を改善し、本来大学生が持つべき自主的主体的学習態度が身につかない弊害を一掃すること、社会性国際性を持つための人間教育を目指すことである。

カリキュラム改正の基本方針は、次のとおりである。

- 1) 赤十字と大学建学の理念である人道への理解を深め、その実践能力をつける。
- 2) 論理的分析的科学的思考力を培い、人道的な科学としての看護の専門性を修得し実践できる能力を修得強化する。
- 3) 社会性国際性を涵養し、病者を含む人間をケアするための幅広い人間力を深める。

具体的な改善事項は、次のとおりである。

- 1) 講義・演習・実習の単位と時間数を整理し、自主的自立的学習を促進する。
- 2) 専門科目の配置を工夫し、早期の専門科目学習への動機付けを強化する。
- 3) 科目の重複を整理統合し、従来の固定領域を超え、新たな学習領域を構築する。
- 4) 4 年次に学生の自己評価と教育成果の査定評価科目を設定する。
- 5) 専門性強化のための学生の自主的企画による実習科目を新設する。
- 6) 領域間で重複していた部分を検討し、効率的な連携を取り入れた臨地実習とする。
- 7) 国際性社会性を涵養するためのリベラルアーツ系科目と専門性を深める看護系科目の講義の配置を工夫し、両系の科目担当者間の連携を強化する。

新カリキュラムの骨子は、教育目標を、①論理的科学的思考ができる、②生命科学を理解できる、③科学的な看護が実践できるとし、社会性国際性豊かな専門職となり得るための人間力の強化と、生物学や基礎医学を含む生命科学や、論理的科学的思考ができるためのリベラルアーツと、科学的でユニバーサルな看護を修得するため、専門領域間における教育連携を図った。

具体的な授業科目は、次のとおりである。

1) リベラルアーツと専門基礎科目

専門職としてのみならず、国際性を持ち、常識のある人間力をもった社会人としてとして、

ア. 論理的科学的思考を涵養するため、「科学概論」、「ライティングリテラシー」、「プレゼンテーションスキル」および「基礎力総合ゼミナール」を、1年次必須科目として新設し、調査・フィールドワーク研修のため「九州の風土と人々の生活」、社会奉仕を促進する「ボランティア論」を選択科目として2年次に、論理的思考を培う「PCM(Project Cycle Management) 初級編」を3年次に設置する。また、対人関係とコミュニケーション能力の強化のため「心理学」「人間関係論(新設)」を必修科目とする。

イ. 基礎医学の効果的な理解を促すため、解剖学と生理学を統合して「人体の構造と機能」とし、以後の臨床医学との連携を含め担当する常勤専任教員(医師)を置き、臨床医学の理解を深めるため「疾病と治療」の単位数を増やす。

ウ. 看護学修得に必須の生物・物理・化学の統合的学習のため「ヒトの生命現象と科学」を設け、科目担当者に高等学校理系教諭経験者を非常勤講師として配置する。

エ. 看護学の基盤強化のため「人間工学」、「管理工学・システム工学」を新設し、「疫学Ⅰ」を必修科目とする。

オ. 外国語必修は「英語Ⅰ・Ⅱ」のみとし、選択科目として「韓国語」、「中国語」に加え、「フランス語」、「スペイン語」を新設する。

カ. 大学の理念の理解を深め、国際性を涵養するため、「国際開発論」、「国際保健・看護」を含めた赤十字/国際保健・看護関連科目群を現行7単位から10単位とする。

キ. 保健師志望者の専門性強化のために「保健福祉行政論Ⅱ」、「保健統計学Ⅱ」、「疫学Ⅱ」、「産業保健・看護」、「学校保健」を選択科目として新設する。

2) 専門科目

現行の領域別看護を統合し、新たな看護系科目区分を、看護の基礎、看護の展開と応用、看護の統合、助産学とし、併せていずれの領域においても発達段階には周産期から高齢者までを含むものとする。

ア. 現行「看護方法学Ⅰ～Ⅵ」は内容が明示される科目名とし、これまで各領域に分散していた概論部分を統合した「保健学・看護学総論」を新設する。

- イ. 看護の責任範囲を鑑みた「リスクマネジメント」、「緩和ケア」、「看護政策」、「ケア評価論」、先進医療や各種技術革新に対応する「看護・医療の最前線」、「先進医療・看護」を新設し、さらに社会のニーズへの対応から「在宅看護」を独立科目とする。
- ウ. 効果的効率的かつ論理的学習のため、現行領域別実習の重複を調整し、目的論的に再構築し、さらに臨床実践に必要な知識・技術の統合的体験のための「看護の統合と実践（実習）」を新設する。
- エ. 自主的自立的学習によって専門性を修得できるよう、「専門性強化実習Ⅰ」、「専門性強化実習Ⅱ」を新設する。
- オ. 自己評価を含め、4年間の教育成果を査定・評価するために「生活・治療援助方法（統合編）」を新設し、あわせて学習不足補充の工夫をする。
- カ. 選択科目の「周産期学」、「助産学概論」、「ウイメンズヘルスケアⅢ」を助産履修の選択必修科目に変更し、併せて助産専攻以外の学生も選択可とする。

新カリキュラムは、実践後、適宜、評価し、さらに必要な体系化への修正を行う。

また、数年間、新旧カリキュラムが並行するが、そのために必要な対応を取らなければならない。新カリキュラムは、今までの不備を是正し、より効果的な教育を目指すための改正であることから、現行カリキュラムにおいても、可能な限り、新カリキュラムの骨子を応用することとしている。実際の運用上で想定される特別の配慮が必要な問題は、平成19年度の1年次に休学もしくは留年した学生への対応である。

すなわち現行カリキュラムで履修する機会を失ったために、新カリキュラムでの単位修得を余儀なくされる学生に対して、個別講義などが必要な場合が想定される。時間的な制約がある場合は、休暇期間を利用して、責任教員が対応する体制を取ることで合意している。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

【現 状】

看護基礎教育と最も密接に関連する高等学校学習科目は理科（生物・物理・化学）である。大学では、一般教養科目としてこれらを深く看護専門科目に応用する必要がある。

しかし、現実には、学生の高等学校の理科系科目履修状況に差があり、学生の理解、反応を確認しつつ、必須の基礎知識を補充せざるを得ない状況がある。

また、大学生としての自主的学習への切り替えに戸惑う学生もいる。

【点検・評価】

高校教育と連携が必要な理科系専門基礎科目等の授業への対応は、担当教員に任されている。

しかし、例えば生物未履修の学生や履修していても十分理解していない学生の知識レベルを確認しながら講義を進めることによって、高校で充分履修してきた学生の学習意欲を殺いだり、専門基礎科目が本来狙うべき目的が達せられなかったりする危険性もある。

【将来の改善方策】

現在、問題となっている理科系科目は、平成 20 年度施行の新カリキュラムでは「ヒトの生命現象と科学」として 1 年前期に開講する。本科目は、基礎医学の「人体の構造と機能」の開始前に集中的に学習するものとし、選択科目であるが、学生に理科系科目の履修状況と知識レベルに応じた受講を強く勧告する方針で設定している。なお、本科目は高等学校理科教育に経験のある非常勤教員によるオムニバス方式とし、看護学に必要な最低限の理科系知識を獲得できる工夫をしている。また、大学生としての学習態度への切り替えは、1 年次のリベラルアーツ、基礎ゼミナールを通じて指導する。

3. カリキュラムと国家試験

【現 状】

本学のカリキュラムは、文部科学省大学設置基準に基づいており、規定の単位を修得すれば、卒業後、看護師および保健師の国家試験受験資格が取得できる。本学卒業生のほぼ全員が看護師国家試験と保健師国家試験を受験している。助産師課程の履修は選択制で、毎年、5 名前後が履修し、卒業時に 3 つの国家試験を受験している。

平成 16～17 年度は、4 名の卒業生が看護師、保健師いずれの国家試験も不合格となり、また、同年度の保健師国家試験合格率は 75%程度であった。しかし、平成 18 年度には、3 つの国家試験に全員合格した。

国家試験受験はあくまで個人の意志と努力に属するものであるが、本学の国家試験対策としては、3 年後期に学生支援委員会がガイダンスを実施した後、学生が自主的に運営する模擬試験などの日程調整や準備を教職員が支援している。さらに、個別指導が必要な学生には、卒業研究指導教員が指導を担当するほか、学生の要請など主体性を尊重しながら補習講義なども適宜行っている。

【点検・評価】

平成 16～17 年度の国家試験結果を受けて、教務委員会をはじめ全学的な取り組みの結果、平成 18 年度の国家試験では全員合格を達成したことは評価できる。

【将来の改善方策】

大学における看護基礎教育は国家試験の合格を目的にする教育ではない。しかし、看護専門家としての就業の最低条件は国家試験合格であり、そのための支援も必要である。

開学後初回および第 2 回の保健師国家試験が著しく低い合格率であったことから行った教務委員会中心の強化対策がその後の成果につながったものと考え、適切な指導の有効性は確認している。今後も、学生の主体的自立的学習を側面的に支援する形で、国家試験対策を継続することが望ましい。

4. カリキュラムにおける臨地実習

【現 状】

各領域実習はレベル別目標を設定しないまま、学生の実習グループ単位のローテーションで実施していた反省から、平成 19 年度からは、各実習で明確なレベルと目標を示す実習を行っている。

レベルⅠ（フィールド体験実習）：「Early exposure」として、入学後早期に、さまざまな保健医療現場の看護職の実態と役割についての学びを通して看護を学ぶ基本姿勢を身につける。

レベルⅡ（看護過程の展開実習）：健康障害を持った対象者とのかかわりを通して、看護過程の展開方法を学ぶ。

レベルⅢ（成人看護学慢性期実習）：健康障害を持つ対象者に、看護過程を用いて援助を行うことができる。対象者の身体・心理・社会面を統合的に理解する。

レベルⅣ（成人看護学急性期実習、老人看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、地域看護学実習）：健康レベル、ライフステージ、個もしくは集団など、対象の特性に応じた適切な看護を行う能力を養う。

レベルⅤ（総合看護学実習）：看護を自ら探求し、創造的に考え、実践することができる。

実習受け入れ施設数は、福岡県内外の 80～100 箇所であるが、主実習施設の福岡赤十字病院と熊本赤十字病院の看護部長は本学臨床教授に任命されているほか、各施設の臨地実習指導者と大学の関係は比較的密で、学内演習への参画も得て、実習との連携を深めている。

なお、選択科目「国際看護学」演習は、3 年次に開講し、受講を希望する学生の意欲と動機を英語小論文として提出させた後、面接によって選抜する。

毎年 20～30 名の受講者が途上国を訪問し、さまざまな文化、社会システムとそこの人々の健康および保健サービスや看護教育の実態を体験的に学習している。併せて保健医療分野の国際協力を学んでいる。平成 15 年以来、ベトナム、ミャンマー、タイ・ラオス、フィリピンを訪問し、平成 19 年は、インドネシアでの演習を実施した。

【点検・評価】

「Early exposure」による早期の現場体験は、モデルとなる看護職者に触れる機会となり、自ら目指すべき姿を描き、4年間にわたる学習の動機付けの機会となっていると評価できる。2年次の基礎看護学実習は初めての本格的看護実習であり、学生は看護を科学的に実践するための看護過程の展開を試みているが、この実習の学びをいかに3年次以降の本格的な実習に結びつけているか、学生の興味の持続と学習効果の向上を継続的に検討する必要がある。

なお、近年、実習現場では個人の権利意識の高まりから、免許を有しない看護学生に許される看護技術の制限が増えている。学内演習を終えていても、実習現場で実践できない実習項目が多いという学生の不満もある。さらに、本学の実習施設が遠方かつ分散していることもあって、実習施設への移動による疲労や施設近辺での宿泊経費の負担に対する問題もある。

国際看護学演習の成果は大きく、毎年、学生による報告書が発行されるほか、オープンキャンパスや国際シンポジウムで成果が披露されていることは評価できる。

【将来の改善方策】

新カリキュラムの実習では、領域別実習はレベルⅢ、Ⅳに位置づけられたことにより、各領域実習の到達目標が明確化され、また、学習項目や学習内容の重複を避けることができる。

各領域実習におけるレベル別目標の吟味をさらに進め、より効果的な実習方法を引き続き検討する。また、学生の主体性を尊重した4年次総合看護学実習が最も興味をもたれていることから、その体制を他実習にも応用することを検討する。

平成20年度開始の新カリキュラムでは各領域実習の有機的連携がより明確になるが、各領域の minimum essential を絞り込み、重複を避ける工夫を行えば、新カリキュラムによる実習効果はさらに強化できると期待できる。

看護実践を「見る」「思考する」「計画する」「実践する」「評価する」という論理的サイクルを実感できる機会を作るためには、臨地側、特に臨地指導者との連携をさらに密接にすることによって高い教育効果が得ることは可能であろう。

5. インターンシップ・ボランティア

【現 状】

本学の設置母体が赤十字であることから、学生や教職員のボランティアに対する関心は高く、個人的に多様な活動をしている学生、教職員は少なくないが、ボランティアという活動の趣旨からして、全学的に行っているものはない。しかし、平成17(2005)年3月、福岡西方沖地震発生翌日に、学生からボランティア活動を希望する声が上がった。大学は、学生ボランティアを前面に、学生を支援する教職員ボランティア体制を組み、日本赤十字

社福岡県支部の救護活動と連携した。学生は、避難所出務表を作成し、現場の赤十字救援活動に協力する形で、血圧測定、救援物資配布の補助、子どもや高齢者との交流などを行った。なお、現時点では、ボランティア活動は科目履修単位として認定していない。

【点検・評価】

不測の災害発生時、短時間で学生がボランティア活動に踏み切れたことは、赤十字の理念を掲げる本学として高く評価できる。

【将来の改善方策】

平成 20 年度開始の新カリキュラムでは、選択科目ながら「ボランティア論」を設定した。災害時に限らず、平時のボランティア活動を考え、実践した場合には科目履修単位として認定する。ただし、どのような内容を、どの程度行えば良いかなどは、担当教員の裁量に任されるため、将来の検討事項である。

なお、「赤十字活動」科目は、ボランティア活動を含む赤十字の諸活動を学ぶ機会である。

6. 履修科目の区分

【現 状】

卒業要件は、必修科目 116 単位、選択科目 12 単位、合計 128 単位であり、一般の大学に比較し選択科目の幅がきわめて狭い。

その主要な理由は、本学のカリキュラムには看護師・保健師・助産師の国家試験受験資格取得要件を示す国の規定の縛りがあり、学生の自主性を尊重するという教育目標に沿いがたい実態がある。助産課程履修者は、さらに 15 単位を追加した 143 単位が卒業要件となるため、きわめて過密なカリキュラムとなっている。

【点検・評価】

必修科目は指定規則によるが、この中に本学設置母体の赤十字関連科目 4 単位も含まれ、他科目を圧迫するとの意見もない訳ではない。しかし、乱立する看護大学の中で本学の特色を現すカリキュラム編成は妥当とみなせる。

必修科目数が多いことと単科大学のために開講できる科目が限定されることから、学生にとっては履修科目の選択肢の狭さという問題が残り、その対策についてさらなる検討が必要である。

【将来の改善方策】

単科大学という制約は残るが、平成 20 年度開始の新カリキュラムでは、科目の統廃合と必要新科目の開設、時間割上の工夫によって、選択科目の範囲と履修できる時期の幅を広げ、学生の主体的自主的学習の支援を推進する方策を検討している。

科目によっては将来的に放送大学教科の履修単位認定の検討も始めている。

7. 授業形態と単位の関係（開設授業科目一覧 参照）

【現 状】

本学の開講科目数は111科目、うち実習科目数は11科目で、残りは講義・演習科目である。講義および演習科目は1単位15～45時間、実習科目は1単位45時間と設定している。

【点検・評価】

現在、授業形態が講義科目にもかかわらず1単位30時間の科目が多く、その結果、年間総授業時間数が増え、さらに講義・演習にデモンストレーションやプレゼンテーションを取り入れて過密な時間割にしている問題がある。また、演習科目に講義形態の名称がある一方、その逆もあり、科目に応じた適正な授業形態と単位数を検討する必要がある。

【将来の改善方策】

新カリキュラム改正の検討の際、原則1単位は講義科目が15時間、講義・演習科目が30時間、実習科目が45時間と規定し、例外的に、看護の基盤科目で学内演習に重点を置く場合のみ、講義・演習科目でも1単位45時間とするとした。当面、この規定で教育を実施し、不都合があれば改正を検討する。

8. 単位互換、単位認定等

【現 状】

本学学則に単位互換の規定はあるが、現在まで他大学との単位互換制度を実施していない。その理由は、1学年約100名規模の看護単科大学である本学は、施設等ハード面で大幅に定員を上回る学生を受け入れるキャパシティーがないこと、ソフト面で本学学生が周辺大学での履修希望科目を持っていても、本学に先方大学の学生が履修を希望する科目が少ないこと等による。

他大学卒業生の本学入学後の既修得単位認定については、学生が入学後に既修得科目のシラバスと成績証明書を添えて申請した場合に行っている。

認定は、科目担当者が提出書類を基に審査した結果を、教授会の議を経て決定する。

既修得単位認定は学則第30条に基づき60単位を上限としており、既修得単位を認定した学生は、平成13年度開学以来計10名、年平均1～2名である。認定した科目と単位は、語学など一般教養科目が主で、単位数は2～28単位に及んでいる。

【点検・評価】

本学の一学年定数と開設科目が国家試験受験資格取得に関連する必修専門科目が多いこと等が、他大学との単位互換を困難にしている理由になっているが、カリキュラム改正に

より、学生が他大学生と交流する機会を増やし、単位互換制度を取り入れる更なる検討が必要である。

既修得単位認定を受けた学生は、認定単位数の多少にかかわらず、学習上問題を生じていない。これは認定科目が比較的少なく、また、主として一般教養科目に限定されているため、専門基礎および専門科目は他学生と同様に履修しているためと思われる。

【将来の改善方策】

本学が存在する宗像市は、他に2大学（福岡教育大学、東海大学福岡短期大学）を有している。本学学生が異なる専門分野の他大学生とともに学び議論する機会を持つことは、看護の専門性を自覚する上でも意義があると思われ、今後、これらの大学との単位互換制度についても充分視野に入れた検討を行う。

既取得単位認定の現状については、問題はなく、当面、これまで通りの方法を継続する。

9. 開設授業科目における専・兼比率等

【現 状】

本学の開設授業科目における専・兼比率は大学基礎データ表3に示すとおりである。

算定基準による専任と兼任の担当科目数は、一般教養科目は専任担当科目数が8.3、兼任担当科目数は2.7で、専・兼比率は75.5%である。

また、専門基礎科目は専任担当科目数11.3、兼任担当科目数9.7、専・兼比率は53.8%となっている。さらに、専門科目は専任担当科目数が41、兼任担当科目数は1で、専・兼比率は97.6%となり、看護大学としての主要科目は全て専任の教授または准教授もしくは講師が担当している。

【点検・評価】

本学の一般教養科目および専門基礎科目における専・兼比率は、単科大学であるため一般総合大学と比較して高いとはいえない。しかし、平成19年度には、医師1名を専任教員として採用して、「人体の構造」、「人体の機能」を統合した新たな科目の担当者が確保でき、さらに「疾病と治療」を担当する兼任教員との連携を強化できた。

また、一般教養、専門基礎、専門科目間の連携は十分ではなかったが、専門科目での専・兼比率は高く、単科大学の限られた専任教員数で、教員が関連科目への関与を深める努力をしている点は評価できる。

【将来の改善方策】

限られた教員数で広範囲の授業科目を担う工夫をしていることは、大学の一つの特徴になる可能性を持つが、そのために教員は専門範囲を超えた幅広く深い継続的研鑽が必須となる。准教授、講師（助教）ら若年層教員が、チャレンジ精神をもち、専門性に固執する

ことなく、関連科目間の溝を埋めるべく連携すれば、教員の自己啓発とともに多数の教員確保が困難な単科大学の難点を利点と変えられよう。

10. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状】

現在、学部では編入学入試制度および社会人特別選抜制度は採用していない。

そのため、学生に対して社会人として教育上の配慮は特にしていない。

また、外国人留学生の入学制度の規定はあるが、実施していない。

【点検・評価】

今後、生涯教育という視点から、社会人学生の受け入れを行い、教育上の考慮を検討する必要は大いにあると思われる。

国際性を標榜する看護大学として、外国人留学生を受け入れる必要性も議論されてはいるが、教育に用いる言語、国家試験受験資格など、早急に取り入れることに困難さを示す要因もある。

【将来の改善方策】

社会人学生の受け入れにあたり、看護大学は時間割が過密であることに加え、卒業認定がすなわち国家試験受験資格となっている現在のカリキュラムでは、就業しながらの単位取得は時間的に困難性が想定される。そのため、国家試験受験資格を得ない卒業資格のコースを新たに考える必要もある。

外国人留学生の受け入れについては、本学の国際交流事業の進行および大学院における外国人留学生受け入れの検討に併せて検討する。

11. 生涯学習への対応

【現状】

本学には一般社会人および看護職者の生涯学習の観点から、科目等履修生、聴講生、および研究生を受け入れる制度がある。科目履修生の受け入れは前期と後期に分けて各科目担当責任者に受け入れ可能の有無を確認し、高等学校卒業などの一定条件を満たしている応募者に小論文と面接を実施して履修を許可している。

募集の広報には本学ホームページのほか、実習関連病院、本学が所在する宗像市の広報誌などを利用している。しかし、両制度とも応募者はそれほど多くない。

【点検・評価】

上記の制度への応募者が少ないのは、単科大学であり選択できる一般教養科目が多くないこと。また看護や保健の科目ではグループ学習や演習が多く、授業時間外の拘束がある等で、受け入れを希望しない教員もいることにもよる。

本学が最近行った、実習関連施設の看護師への調査によれば、科目等履修よりもむしろ認定看護師取得のための教育の希望が多かった。

さらに、家庭の事情などで一旦退職した看護師の復帰プログラムに対するニーズが大きいと考えられる。これらの対策に関しては、平成 20 年度に稼動する「看護継続教育センター」に委ねたい。

【将来の改善方策】

科目等履修生および聴講生制度は今後も継続する方針である。

また、平成 20 年度から本学看護継続教育センターにおける認定看護師教育および退職看護師の復帰プログラム等を検討する。

1 2. 正課外教育

【現 状】

本学は、大学開設 4 年目にあたる平成 16 年度から、春季休業期間を利用して学生の希望者によるオーストラリアモナシュ大学への短期留学（約 1 ヶ月、同大学の企画したパック）の他、第 9 章社会貢献第 1 節 2 で述べる外部資金による以下のような正課外教育を行っている。

まず、ユネスコアジア文化センター（Asia/Pacific Cultural Center for UNESCO、以下 ACCU <http://www.accu.or.jp/jp/index.shtml>）のユネスコ青少年交流信託基金 http://www.accu.or.jp/jp/newinfo.shtml#080118_3 による学部学生の国際交流は、過去 3 年間にわたり資金を獲得し、継続してきた。

ACCU のユネスコ青年交流信託基金事業「大学生交流プログラム」は、グローバル化の進む現代社会における新たな課題に対処すべく、主にアジア太平洋地域の大学生との交流を通し、ESD（Education for Sustainable Development、持続可能な開発のための教育）など、ユネスコの重点事業分野に沿う特定のテーマにおける専門性の向上および相互理解を促進し、「教育、科学及び文化を通じての、国際平和と人類の福祉」というユネスコ精神の普及と実現に寄与することを目的とする学生の国際交流プログラムである。

本学は、平成 17 年度以来、スリランカ津波被害後の赤十字復興支援現場の見学と地域住民および看護学生との交流（平成 17 年度）、同国からの被災学生の本学への招請（平成 18 年度）、HIV/AIDS に関する若者間のピアエデュケーション活動（タイ王国、平成 19 年度）と連続 3 年間、資金を獲得している。また、これらの途上国訪問は異文化理解や国際的な

視点を得るためのものであるが、原則、訪問地の地域住民との交流の機会を持つことによって、地域活動への参画を行っている。

さらに、文部科学省私立大学教育研究高度化推進特別補助金事業 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004.htm では、同補助金事業の中の国際化推進計画に応募し、平成18年度には、災害看護の国際化により、また、平成19年度には、インドネシアに特化した災害看護教育の連携計画により、それぞれ3年間の資金を得ている。これにより、前者では、スタディツアーとして韓国、タイ王国への訪問と両国からの学生の参加を得てのシンポジウムが、平成20年度に予定されており、後者では、今後、インドネシアとの学生交流を予定している。これらの活動は、正規授業である国際看護学Ⅱに準じ、学生による報告書が発行される。

【点検・評価】

学外団体が主催する既存コースや期限付の外部資金によるプログラムではあるが、正課外国際教育活動を毎年継続して行っていることは評価できる。特に、参加学生の事前自己学習や帰国後の報告書発行が習慣づけられていることは評価できる。

【将来の改善方策】

正課外ではあるが、参加学生を学内広報により募集し、選択科目国際看護学Ⅱと同等の基準で選抜していること、必ず教員が関与することから、今後、これらの正課外活動における学生の体験を、正課の科目履修単位に反映できるよう検討する。

13. 教育方法等

【到達目標】

- 1) 節目の時期や学年にハードルを設け、系統的に積み上げた学習ができるよう工夫する。
- 2) 学生が主体的に学習できるように教育方法を工夫する。
- 3) 教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを強化する。

(1) 教育効果の測定

【現 状】

本学では教育効果を各教科に対する学生の到達度評価と学部教育全体の評価によって測定している。授業評価の結果は定期試験結果などを踏まえ、各教員が次年度のシラバス改訂や授業方法改善につなげる努力をしている。

また、学部教育の総合評価の一つに、国家試験合格率および就職率があるが、国家試験合格率に関しては前述（第1章 第3節 1 教育課程の3）カリキュラムと国家試験のとおりである。就職および進学者の比率については、下表に示すとおりである。

表 3 - 1 就職・進学率

	卒業生数	赤十字施設 就職者数 (%)	赤十字以外 就職者数 (%)	進学者数 (%)	その他 (%)
1 期生	105	78 (74.5)	20 (19.0)	4 (3.8)	3 (2.9)
2 期生	129	95 (73.6)	31 (24.0)	2 (1.6)	1 (0.8)
3 期生	105	76 (72.4)	26 (24.8)	1 (0.9)	2 (1.9)

その他に教育課程を評価する指標として、卒業生全員（約 350 名）を対象に、本学の教育課程に対するアンケート調査を準備中である。

【点検・評価】

各科目担当者が、責任を持って教育効果測定を行っているが、内容は一定しておらず、学部教育全体を十分に評価できていない。本学は開学 7 年目のまだ若い大学であるため、早急に学部全体の教育効果を測定し、赤十字の建学の精神に則りつつも、時代のニーズに即した教育が行う必要がある。

【将来の改善方策】

本学卒業生の約 70%は赤十字関連施設に就職しているため、卒業生の動向を把握することは比較的容易である。近い将来、同窓会や学務課学生係とも協力し、教育上の効果を測定する予定である。

(2) 厳格な成績評価の仕組み

【現 状】

学生の履修登録にあたっては、4 月初旬と 9 月末に履修ガイダンスを実施している。

履修した授業科目の単位認定は、その科目の試験結果と出席状況等を総合して判定しおり、出席状況の判定は、講義は授業実施回数 2/3 以上の出席、実習は 4/5 以上の出席を基準にしている。成績評価は A(80~100 点)、B(70~79 点)、C(60~69 点)、D(59 点以下) の 4 段階で行い、A~C を合格、D を不合格としている。定期試験の不合格者に対しては、科目担当者が必要かつ妥当と判断した場合に再試験が行われ、また正当と認められる事情があれば、教務委員会の審議を経て追試験を実施している。

実習科目の成績評価には科目担当者のみでなく、実習指導に従事した教員も加わり、各領域で作成した評価表を用いた目標到達度・実習態度などを総合して評価している。

講義、演習、実習科目のいずれも各科目担当者が責任をもって定めた評価基準で公正な評価を行っている。

評価の結果、不合格となった者は再履修となる。2年次以降に開講する科目には、先修履修科目の単位の修得を定めており、該当する先修科目が不合格の場合は2年次に進級しても履修できない科目がある。

3年次に進級するには、2年次までに履修すべき全ての科目の単位の習得する必要があり、さらに3年後期の各実習科目を履修するには3年次前期に開設する必修科目の単位の修得が必要がある。4年次後期に開設する卒業研究を履修するには、4年次前期までに卒業に必要な科目（卒業研究を除く）の単位の習得が必要がある。

【点検・評価】

成績の評価は各教員の責任に委ねられている。1科目を複数の教員が担当する場合には、評価基準を明示し、公平かつ適正な評価ができるような取り組みを行っている。

また、講義開始時には、学生に評価内容を明示している。

必修科目は1科目でも不合格の場合、4年間での卒業は不可能であり、学生の負担は大きい。しかし、十分吟味された先修履修科目の設定は、次のセメスターで開講する科目を履修する上で必須の知識や技術であること、卒業認定資格と国家試験受験資格が同等であることから、重要であると考えられる。履修が不可能な科目が生じる事態を避けるために、履修条件をシラバスに明示すると共に、履修ガイダンスで繰り返し確認させ、学生の学習意欲を喚起する努力を行っている。

【将来の改善方策】

公正な評価のため、引き続き、学生に対し、評価基準やその内容を明示していく。

（3）履修指導

【現 状】

各学年とも、新学期に教務委員会および学務課が中心となって、学生便覧とシラバスを使用した履修指導を行うが、この際、学生には予めシラバスを読むことを義務付けている。

選択科目の初回講義は科目名やシラバスだけで理解しにくい内容を知るためのプレ履修期間とし、学生が自ら履修の意志決定をする猶予を設けている。

さらに、学生支援委員会の中の学習支援係とその下部組織である各学年担任が履修や学生生活に関する個別相談を担当している。新入生へは、入学後早期に、必修科目の看護方法学Ⅰ（人間関係論）を集中開講し、新入生全員と多数教員の構成的グループ・エンカウンター演習を行い、大学生活への適応促進と同時に新入生同士および教員との交流の場づくりを図っている。この成果に関する評価は本学紀要「Intramural Research Report、IRR」に掲載公表している。

休学や復学の際の履修方法などについては、教務委員が個別に面接し指導を行っている。

なお、全教員は、一定のオフィスアワーを提示し、最低限の学生訪問時間を設定しているが、現実には、講義・演習・実習など、研究室に在室しない時間を除き、教員の努力によるほぼ連日の面会が可能となっている。

また、留年、休学その他個人情報に類する相談などでの面接は、個室研究室以外にも、個人の体面などに留意して面接可能な会議室を数室以上用意しているほか、若手教員が困難な事態を抱え込まないように、カウンセリング担当教員や学校医、学生支援委員会および管理層への連携も工夫されている。

【点検・評価】

過去の新学期ガイダンスは、教員の一方的な説明に終始し、学生が受け身の姿勢であることが多かったが、最近では、学生便覧やシラバスの事前読了を義務づけている。ガイダンス形式も、主に質疑対応形式とし、学生が主体的に「学習は自分のものである」という意識付けをできるようになってきていることは評価できる。

本学のカリキュラムは国家試験受験資格取得という縛りのため、必修科目が多く、過密スケジュールになっていることは否めず、生活体験の乏しいまま一人暮らしを始める新入生では、生活上の不安などから、学業に影響が現れることもあり、学年担任教員、心理カウンセラーや個別教員を含め、様々な相談経路を置いている。一方、個々の教員が学生の問題を過剰に抱え込み過ぎないように、学生のプライバシーに配慮した形で、学生支援委員会に情報が集約される体制を整えていることも評価すべきと考える。(第10章参照)

【将来の改善方策】

新カリキュラム導入により、平成20年度以降の3年間は、新旧カリキュラムが並行し、時間割や履修科目は複雑になる。このため、再履修科目を持つ学生や、休学・復学する学生へは個別履修指導の必要性を想定し、教員の負担にはなるが、どの学年の学生にも不利益をもたらさない履修指導を充実させる。

(4) 教育改善への組織的な取り組み

【現 状】

シラバスは、全科目一定の書式を用い科目担当者が責任を持って作成している。学生は新学期ガイダンス時までに一読し、授業開始時にも持参し、科目の授業目標や授業内容について理解する参考としている。

教育効果の測定は、前述の第3章第2節の【教育効果の測定】に示した方法で実施している。各教科に対する授業評価は、全学的な共通フォーマットを使用し、最終講義日に実施している。その内容は「授業態度の自己評価」、「授業内容」、「授業の方法」、「全体の評価」である。科目ごとに集計された各項目の評価点と自由記述内容は、学部長による各教

員との面接時に活用され、また、全科目を合算した評価は、教授会の審議を経て、年1回、学生にも公表している。

授業評価は次年度教育計画の改善のための資料とされているが、教授法の改善は各教員の努力に任されており、どのように反映すべきかを検討する必要性は以前より強く認識されてきたため、平成18年度には、「教員個々の知を共有し、大学全体で教育の質を高める」を目標とする授業評価FDおよび教育FDを行った。

教育評価FD活動では、文部科学省「大学教育高度化推進特別経費」を受けた「学生参加による循環型授業評価・授業改善システムの構築」研究班と連携し、授業評価を即座に授業改善に活かすための組織作りが現在進行中である。具体的案として、講義、演習、実習における授業評価基準の検討、授業評価システム、e-ラーニングの導入と活用促進に向けた教員対象の学習会が計画されている。教育FD活動では、平成20年度カリキュラム編成による授業科目の一貫性をもった円滑な運用と、初期教育目標を効率よく達成するために、平成19年度に実施する新カリキュラムのリベラルアーツ系授業科目を網羅的に学習する年間計画を企画、新カリキュラム開始に先駆け、内容を共有すべき授業科目についての教員間アンケート調査の結果から、FD委員会が10項目を選定し、平成20年1月現在までに7回が終了した。終了後アンケートを取り成果を評価している。

【点検・評価】

学生による授業評価を全学的に全科目で行っている点は評価できる。しかし、最終講義時期に、毎回、同形式の評価表が配布されるため、評価表記入に対する慣れや煩雑さから、厳密に評価しているとはいえない学生がいる現状も否めない。また、現在は講義のみの評価に留まっており、演習および実習に対する学生評価は個々の教員の判断に任されており、学生の学習状況を客観的に把握するための情報は十分とは言えない。

新カリキュラム編成の組織的取り組みを推進する基盤となるFD活動は、講座、専門・教養科目を超えた授業の目的・内容・具体的教育方法について情報交換、科目間の関連の確認、共通課題の認識を共有する場である。毎回70%以上の教員が参加しており、全学的取り組みに対し、教員が高い関心をもっている点は評価に値する。しかし、新カリキュラムは、まだ教育目標を効率よく達成するための検討課題を現時点で予測することは難しい。

【将来の改善方策】

学生の自主的、主体的学習を促進する大学教育を目指すには、講義、演習、実習に対する授業評価を即時に取り込み、教授法の改善を検討することが重要である。これらを達成するためには、e-ラーニングシステムの整備や、講義、演習、実習に関する授業評価の試行によって、これら実現に際する検討課題をまずは明確にすることが必要である。

また、新カリキュラムに対する検討課題は現時点では明確に出来ないため、平成 20 年度以降も、講座、専門・教養科目という垣根を越えた情報交換や、科目間の連携の確認、共通課題の認識を共有する場とするために、新カリキュラム FD を企画する必要がある。

(5) 授業形態と授業方法の関係

【現 状】

講義科目は一方的な講義のみにならないよう、各教員がグループワークや課題発表など学生参加型の学習方法を工夫している。演習科目では、1 学年（約 110 名）を 2 クラス、さらに小グループに分けて行うことで教育効果を高める努力をしている。特に看護技術演習科目では、学生が教員によるデモンストレーションを確認でき、一人ひとりが実施できるようグループ単位を小さくしている。

【点検・評価】

看護技術演習科目における 1 グループの人数調整では、学生数を小さくすれば学習効果は高いが、配置教員の数が多くなり、限られた教員数で効果的かつ効率的演習を行うことは難しい。

【将来の改善方策】

事前学習のみならず事前演習を課し、演習当日は学生主体で進め、教員による指導が効率的かつ効果的に行われるような工夫を行う。また、主たる実習病院に看護師の派遣を要請し、十分な事前打ち合わせを行った後、看護師がティーチング・アシスタントとしての役割を果たすなどの工夫が試みられている。

(6) 国内外における教育研究交流

【現 状】

外国の看護大学と教育研究交流推進のため、平成 19（2007）年 5 月大韓民国大韓赤十字看護大学、同年 9 月大韓民国檀國大学校看護学部、同年 10 月タイ王国コンケン大学看護学部、平成 20 年 2 月タイ王国タイ赤十字看護大学の 4 校と学術交流を締結した。

協定締結後間もないため、交流による具体的成果は見られていないが、教員同士の共同研究は開始されている。

【点検・評価】

上記 4 大学とは、開学当初より主として学生の選択科目（国際看護学Ⅱ）を通じた交流があり、平成 19 年度に正式学術交流に至った。今後は、具体的な交流の成果を示す必要があるが、既に意見交換は始まっている。また、既に交流を持っている海外教育機関との正式な学術交流締結が進むよう引き続き努力する必要がある。

【将来の改善方策】

現状では具体的な成果を示すに至っていないため、真に国際看護大学としての教育研究交流の成果を示す必要がある。

第2節 大学院の教育内容・方法等

1. 教育課程

(1) 教育課程

【到達目標】

赤十字の人道の理念を踏まえ、第1に、国際的な視野を持ち、論理的・科学的な思考能力と保健看護の広い知識を駆使して、保健医療領域において活動できる看護の実践者・研究者・教育者を数多く輩出すること。第2に、第1の目標が達成されることによって、九州・沖縄地域における看護の質の向上を図り、将来は、国内外の保健看護の中核的教育研究機関となること。第3に、広い分野で活躍できる人材の育成と強化を図る場となることによって、新しい看護の知の創造を図ること。

【現 状】

本学大学院の教育課程は、既存の枠組みにとらわれない幅広い視点から人々の健康を捉え、地球規模の健康課題に的確に対応するための知の創造を目指して編成されている。

カリキュラムは、以下の5専攻領域を軸として設定している。

- 1) 健康にかかわる諸問題を国や地域社会の開発に応じて変容するものと位置づけ、開発過程と健康のダイナミズムを重視する「国際開発と健康」。
- 2) 紛争や自然災害などによって生ずる世界各地の健康の危機に焦点を当てた「世界の健康危機」。
- 3) グローバル化する地域社会の健康とその増進に焦点を当てる「ヘルスプロモーション」。
- 4) 世界的規模で起こっている人口動態の変化に伴う保健医療・健康面の問題を加齢という視点から捉える「加齢と看護」。
- 5) 対象や場を問わず、人々の精神的危機状況に予防的側面をも含めて方策を探求する「メンタルヘルス」。

各専攻領域は、相互に有機的な連携を保ち、多角的な視野を持って世界の人々の健康問題を探求し、それぞれの専門性やニーズに応じた専門領域以外の授業科目をも履修できるように配慮している。

また、共通科目は、各専攻領域の基礎となる科学的素養の涵養と専門性の発展のために、院生の基礎学習および各専攻領域の学習の進化につながるための科目が選択できるように幅広い科目を設けている。

(2) 各専攻領域

ア. 国際開発と健康

開発のレベルの如何を問わず世界の人々の安寧 (well-being) の基盤となる人々の健康を回復し・維持するために、リプロダクティブ・ヘルスの保障、社会的公正の実現など幅広い問題に取り組むことのできる人材の育成を目指している。特に、文化的・経済的・制度的制約が大きい開発途上国において、多様な健康問題に取り組める幅広い視野を持った専門職者を養成する。

この専門科目群の科目設定は、「開発と健康」、「リプロダクティブ・ヘルス」、「人材開発」、「演習(国際開発と健康)」、「特別研究(国際開発と健康)」である。

イ. 世界の健康危機

ここでは、赤十字の理念および国際人道法と「人間の安全保障」を重要な柱とし、特に大規模かつ複雑化する紛争、テロ、災害、新興感染症の発生などの世界的健康危機を念頭において、これらの健康危機への対応のあり方について考究する。同時に、医療の高度化に伴う延命治療、臓器移植などの生命倫理の問題も健康の危機という概念で捉え直し検討する。

この専門科目群は、「人間の安全保障と赤十字」、「健康危機と看護」、「貧困削減と健康」、「演習(世界の健康危機)」、「特別研究(世界の健康危機)」である。

ウ. ヘルスプロモーション

この専攻領域は、国際社会の場、あるいは国の内外を問わず日常のライフスタイルに結びついた健康問題を解決するための生活戦略や政策に直結する政治戦略が実践できる人材の育成を目指している。具体的には、「地域活動の強化」、「健康を支援する環境づくり」、「健康的生活を送るための公共政策づくり」などやコミュニティ活動の実践に必要な健康問題のアセスメント技法、個人や集団の活動力を高める方法ならびにその評価方法、施策化(政策化)に関する理論や方法論を探求する。

この専門科目群には、「コミュニティ・アセスメント」、「コミュニティ・エンパワーメント」、「地域保健政策」、「演習(ヘルスプロモーション)」、「特別研究(ヘルスプロモーション)」が含まれる。

エ. 加齢と看護

この領域は、「加齢」現象に着目し、集団として、または一人の人間として高齢化社会の中で生きがいを持ち、より良い生活を送るために、「看護職」として何を援助すべきかを理論面、実践面から考察する。

生きること・老いることの意味を探求し、高齢者を支える社会システムの構築について論ずるとともに、終末期ケア、在宅ケアなどの諸問題とこれに対するケア技術の創出、さらには、加齢とともに増加する慢性病合併者とその家族の生活支援のあり方を研究し、適切な介入法を創出する。

この専門科目群は、「高齢者とケアシステム」、「慢性病生活支援」、「在宅ケア技術」、「演習(加齢と看護)」、「特別研究(加齢と看護)」によって構成されている。

オ. メンタルヘルス

あらゆる場における個人・集団の精神的危機状況を如何に理解し、それに対応するかを看護の視点から探求する。そのために、予防的な視点から文化や社会的・自然的成育環境と健全な精神発達との関連性および近年子供たちに見られるさまざまな精神保健上の問題などについて考究する。また、広義の精神障害について理解を深め、危機的状況におかれている人々に対するケアのあり方を考察するとともに、集団および個人の精神健康を保持していくための方策を考究する。

この専門科目群は、「成育環境と精神保健」、「精神障害と看護」、「クライシス・カウンセリング」、「演習(メンタルヘルス)」、「特別研究(メンタルヘルス)」が含まれる。

以上、5専攻領域を設けて、国際性を兼ね備え、世界規模の多様な健康状況に対して、新たな視点から対応できる看護・保健医療職者の育成を目指すことが、本大学院の特色である。

(3) 共通必修科目

あらゆる状況下にも対応可能な保健医療職者を育成するに当たり、グローバルな健康問題を広い視野から捉えるには社会的文化的視点を含めた科学的知識の基礎的基盤は欠かせない。そのために「グローバル・ヘルス」、「開発とジェンダー」、「国際医療コミュニケーション」、「研究方法論」、「評価理論」を共通必修科目とした。

(4) 共通選択科目

専攻分野を問わず、個人の専門的関心の深さと広がりに合わせて、共通必修科目をさらに補完するものとして、「情報管理学」、「人口動態」、「公衆栄養学」、「赤十字人道援助研修(H. E. L. P.)」および「論理的計画作成法(PCM)」の7科目を共通選択科目として設定し、この中から、8単位以上を履修することを求めている。

(5) 大学院研究科と学部の学士課程における教育内容との関連性について

学部の教育内容と大学院の教育内容との関連性は、図-1に示したとおりである。

なお、平成20年度から新カリキュラムが導入されるので、これらの内容には、一部変更があることをお断りしておきたい。

大学院

学部

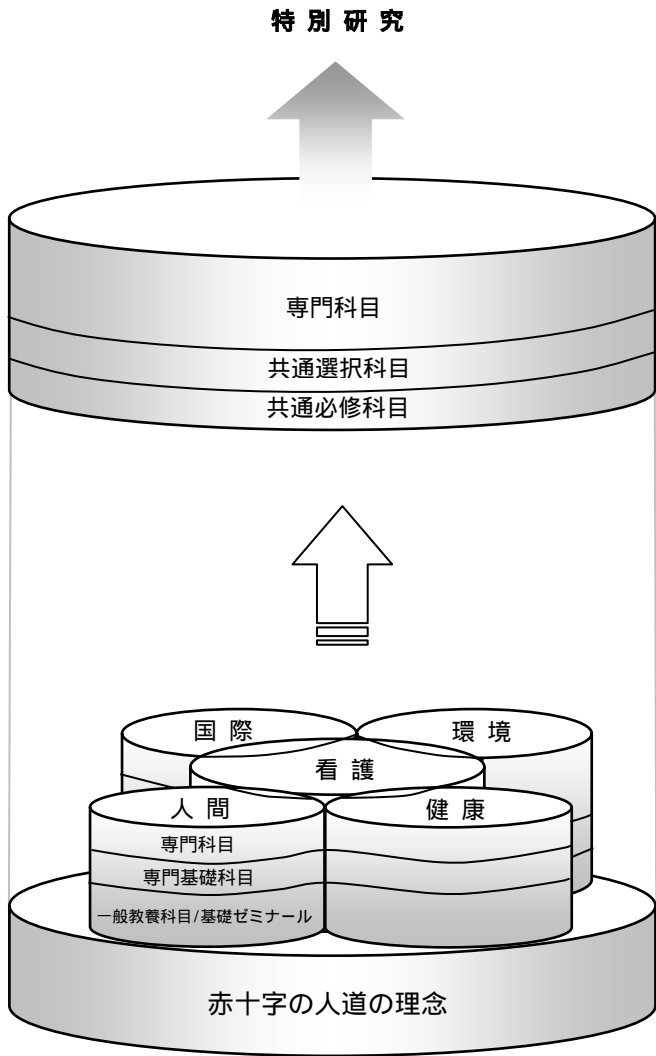


図-1 大学院と学部のカリキュラム構成の関連図

(6) 本大学院の特色を活かした教育方法

本大学院は、これまで述べてきた中でも明らかなように「国際性」を持った大学院を目指しており、この設置趣旨に対応した以下に述べる特色を活かした教育方法がとられている。

ア. 海外におけるフィールド活動への支援

「演習」、「特別研究」において、院生が研究課題に応じたフィールド活動をする際に、本学がこれまでに蓄積してきた既存の社会資源を十分に活用し、院生の研究課題に適した海外の保健・医療施設などを選択できるようにする。具体的には、学部の「国際看護学Ⅱ」(海外研修)で培ってきた開発途上国を中心にした協力機関、赤十字の世界的ネットワ

ークさらに開学時より教育研究上幅広く協力関係にある独立行政法人国際協力機構やアジア(現在まで大韓民国の2看護大学およびタイ王国の2看護大学)の4大学などからも協力支援を受けられるよう、最大限の配慮をする。

イ. 英語を中心とした授業展開

共通選択科目の「赤十字人道援助研修(H. E. L. P.)」は、ICRC (International Committee of the Red Cross 赤十字国際委員会) および WHO (World Health Organization 世界保健機関)、日本赤十字社との共催の形で、講師は世界の第一線研究者であり、講義はすべて英語で行われる。

共通必修科目の「グローバル・ヘルス」、「開発とジェンダー」、「国際医療コミュニケーション」は日本人講師による英語の講義を行う。各専門科目の講義においても、原書講読、プレゼンテーション、ロールプレイングなどにおいても、英語を主に使用して行われる。

ウ. 科学的根拠に基づく看護および保健学領域の研究方法論の学習

2年次に計画されている演習は、院生各自が入学前に経験した臨床実践等を基盤にして、それぞれの領域に関連する、英語・日本語文献の批判的な講読を行い、これを通して、論理的思考を養い、科学的に根拠のある、質の高い看護実践能力をもち、研究計画を立案し、実施できる人材を育成する。

共通必修科目で院生が使用した「研究方法論」、「情報管理学」の基礎知識を教員も共有して教員の教育力を高め、演習における討論の質と文献講読の効果を高めることを図る。

(7) 修了要件等

ア. 修了要件

学則第29条に規定されている通り、修士課程に2年以上在学し(通算して在学年限4年を越えることはできない)、上述の専攻する領域の専門科目14単位、共通必修科目8単位、共通選択科目8単位以上の所定の科目計30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格することとされている。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとしている。(大学院学則・学位規程参照)

イ. 学位

【現 状】

本学大学院学則第33条および本学大学院学位規程第2条において、修士課程を修了したものに對し、修士(看護学)または修士(保健学)の学位を授与することとなっている。

新入生の履修ガイダンスにおいては、専攻領域別に履修科目の受講を指導してきた。

履修モデルは、設立前には示されていなかったが、院生の履修パターンを分類すると、大まかに以下の2つのパターンに分類される。すなわち、表3-2の修士(保健学)の取得を希望する学生は、看護師で国際援助の経験を持ち、その上で、世界の健康危機を専攻領域として選択している学生で、その学問的関心は表に示したとおり、国際保健に傾いている。

一方、修士(看護学)を希望している院生は、表3-3の履修モデル2に示すとおり、加齢と看護あるいは、メンタルヘルスの領域を専攻して、選択必修科目における選択の特徴も、看護の実践に必要な科目を履修している傾向が認められる。

表3-2 履修モデル1(修士(保健学)志向の場合)

領域名	科目名	単位	履修状況
世界の健康危機	人間の安全保障と赤十字	2	○
	健康危機と看護	2	○
	貧困削減と健康	2	○
	演習	4	○
	特別研究	4	○
国際開発と健康	開発と健康	2	○
	人材開発	2	○
	リプロダクティブ・ヘルス	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
ヘルス・プロモーション	コミュニティ・アセスメント	2	○
	コミュニティ・エンパワーメント	2	
	地域保健政策	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
加齢と看護	高齢者とケアシステム	2	
	慢性病生活支援	2	
	在宅ケア技術	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
メンタルヘルス	生育環境と精神保健	2	
	精神障害と看護	2	
	クライシス・カウンセリング	2	○
	演習	4	
	特別研究	4	
共通必修科目	グローバル・ヘルス	1	○
	開発とジェンダー	1	○
	国際医療コミュニケーション	2	○
	研究方法論	2	○
	評価理論	2	○
共通選択科目	看護理論	2	○
	医療管理学	2	
	情報管理学	2	○
	人口動態	2	
	論理的計画作成法(PCM)	2	○
	赤十字人道援助研修(HELP)	4	○

表 3 - 3 履修モデル 2(修士(看護学)志向の場合)

領域名	科目名	単位	履修状況
世界の健康危機	人間の安全保障と赤十字	2	
	健康危機と看護	2	
	貧困削減と健康	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
国際開発と健康	開発と健康	2	
	人材開発	2	
	リプロダクティブ・ヘルス	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
ヘルス・プロモーション	コミュニティ・アセスメント	2	
	コミュニティ・エンパワーメント	2	
	地域保健政策	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
加齢と看護	高齢者とケアシステム	2	
	慢性病生活支援	2	
	在宅ケア技術	2	
	演習	4	
	特別研究	4	
メンタルヘルス	生育環境と精神保健	2	○
	精神障害と看護	2	○
	クライシス・カウンセリング	2	○
	演習	4	○
	特別研究	4	○
共通必修科目	グローバル・ヘルス	1	○
	開発とジェンダー	1	○
	国際医療コミュニケーション	2	○
	研究方法論	2	○
	評価理論	2	○
共通選択科目	看護理論	2	○
	医療管理学	2	○
	情報管理学	2	○
	人口動態	2	○
	公衆栄養学	2	○
	論理的計画作成法(PCM)	4	○
	赤十字人道援助研修(HELP)		

【評価・点検】

開学初年度につき修士号の取得・授与が可能な院生は出ていない。しかし、平成 20 年度には学位授与の審査が行われる予定である。この際、本学の規程では、修士(看護学) または修士(保健学)が取得・授与されることになっている。

平成 19 年 11 月の研究科委員会において、提出された各院生の修士論文仮テーマに沿って主・副研究指導教員を決定し、個々の院生への指導を開始している。

ア. 学位に関する問題

院生の履修状況から、入学前の実践経験と学問的関心を踏まえ、入学後の指導内容と修士論文の専門性を加味しなければならない。

平成 19 年度末に、研究科委員会・教授会において「修士論文審査に関する内規」（資料参照）を作成し、修士論文提出・審査および最終試験に関する手続き・審査日程（別表参照）を決め、「指導内容と論文の専門性を検討して、修士（看護学）または修士（保健学）のいずれかの学位を授与する」ことにした。今後、論文審査の過程における経験を踏まえて、さらに明確な基準を設定していくことを今後の検討課題としていきたい。（大学院学位規程）

【将来の改善方策】

ア. 教育カリキュラムの改善に向けた検討

完成年度を迎える平成 20 年度には、21 年度からの教育カリキュラムの検討およびそれに沿った教員の補充を急がねばならない。20 年度早々に 21 年度からの大学院カリキュラムの検討のためのワーキング・グループを立ち上げるとともに、担当教員として適格者の選考を進める。

イ. 授与される学位名と学位授与の基準の検討

評価点検の項でも述べたように修士（看護学）または修士（保健学）のいずれかの学位を授与するのか基準を明確にしていく。この問題は、大学院の専攻課程の教育内容と教員の専門性に絡む問題として、アの項と連動して検討しなければならない課題と考える。

（8）授業形態と単位の関係

学年の学期区分は 2 学期、1 学期の授業期間は 15 週、1 時限の授業時間は 90 分である。

単位の計算は、本学の学則第 27 条の規定を準用して、大学院学則 25 条に規定している。

講義は、90 分の講義を 1 時間と換算して 15 回（試験を含む）を 1 単位、演習は 30 時間で 1 単位、実習は 45 時間を 1 単位としている。すべての授業科目の単位数と時間数は、学生便覧・シラバス 4 頁に示されている通りである。授業の形式は、講義を中心に行っているが、指導はチューター制を取り、オフィス・アワーを設けて、院生の指導に当たることを併用している。

(9) 単位互換、単位認定

ア. 単位互換

【現 状】

本学大学院と他の看護系大学院との間の単位互換制度は、現在までのところ設定されていない。

【評価・点検】

本学大学院が文字通り社会に開かれた大学院になるためには、他大学および他看護系大学大学院の卒業生が入学又は在籍して、勉学する機会に自由度を高めることが必要である。

ひいては、この制度の円滑な運用によって、看護系大学および大学院の教員・院生に刺激を与え、教育の質の向上につながるものとなる。

【将来の改善方策】

完成年度後に近隣の看護系大学および他の大学院との間に単位互換制度の協定締結が可能になるよう、相互の話し合いを進め、協定締結の実現を目標とする。

イ. 単位認定

【現 状】

1) 大学院学則第 26 条に規定されている単位認定

各授業科目の単位習得の認定は、配点を 100 点満点としたときに、各授業の出席点 30%、授業への参加度・発言内容 30%、試験または研究報告(急病、その他正当な事由があつて、正規の試験が受験できなかったものには追試験を行うことがある)成績 40%として、担当教員が行っている。各授業の成績は A, B, C, D の評価であるが、A ランクは 80~100 点、B ランクは 70~79 点、C ランクは 69~60 点である。D ランクは 59 点以下とし、不合格としている。ただし、不合格の授業については、事情により再試験を許可することができる。

2) 他大学院における授業科目の履修など

大学院学則第 27 条において、研究科委員会が教育上有益と認めるときには、他の大学院との協議に基づき、院生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができるとされ、履修した授業科目について習得した単位が 10 単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修に習得したものとみなすことができ、外国の大学院に留学する場合にも準用することができる。しかし、現在までのところ該当者はいない。

3) 入学前に他大学院で取得した単位の認定

大学院学則第 28 条では、院生が、本学大学院に入学する以前に大学院において履修した習得単位(第 36 条において規定する科目など履修生により与えられた単位を含む)を、10 単

位を超えない範囲で、本学大学院入学後の授業科目の履修により習得したものとする規定が設けられているが、この単位認定の規定を利用したものは、これまでのところ該当者はいない。

【評価・点検】

文字通り社会に開かれた大学院になるためには、積極的に他大学および他看護系大学大学院の卒業生や在校生が入学又は在籍して、勉学する機会の自由度を高めることが必要である。このことは、ひいては、看護系大学および大学院の多様性を増し、専門性の枠を広げ、看護教育全体の質の向上につながり、教員・院生の双方のよい刺激となりうると考えられる。

【将来の改善方策】

単位認定制度を活用して就学している学生は現在までのところ出現していないが、本学大学院と他大学大学院との交流を促進するためにも、教育内容の多様性と厚みを増すためにも、今後、積極的に活用する方策を検討したい。

平成20年度より、科目など履修生の募集を開始する運びとなったので、この制度を使った単位認定を受けるものが、今後出現する可能性が期待される。

(10) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現 状】

大学院設置基準第14条（教育方法の特例）を適用している。これらの社会人学生は第1学年11名中6名がこの適用を受けている。当該院生の勉学の便宜を図るため、授業は原則として木・金曜日に固定し、第5、6限に開講すること、集中講義を週末に設定するなどして、学生の勉学の便宜を図っている。

特に社会人学生で英語力ならびに基礎学力に問題がある院生が認められる場合には、指導教員の指導の下に、入学後学部講義を履修するよう勧めている。

外国人留学生の受け入れについては、別に定めることになっており（大学院学則）、その検討を開始する時期に至っている。

【評価・点検】

本学大学院が国際的な視野をもった保健看護職の育成を目的とし、国際保健看護をひとつの活動分野としている以上、開発途上地域・途上国に出かける国際交流にとどまらず、国内・外からの大学院生・教員・研究者・実践家を長期的に受け入れて、相互の教育・研究の刺激的な場となることを目指す必要がある。

【将来の改善方策】

将来は本学の特色の一つである、保健看護の教育・研究・実践の中心として、海外からの大学院生の受け入れのみならず、研究者・教員の相互交流を盛んにし、経験と実績を蓄積して、本学大学院が文字通り国際性豊かな大学院となることを目指す。

(1 1) 生涯学習への対応

【現 状】

現在までのところ、生涯学習を見据えた長期的な計画は検討されていない。

【評価・点検】

国際化がますます強まり、先進医療の進歩に伴い、高度に専門化した看護職者が生涯働くことが社会的な要請となることは必定である。このような社会的状況におかれている看護職者にとって、大学院教育（特に修士課程）は、生涯教育という視点から見れば、ほんの通過点に過ぎない。したがって、社会人として働く大学院修士課程の卒業生はもとより、学ぶ意欲のある社会人に対して、長期的には生涯学習の場を提供し、勉学を促進する制度の構築が必要である。

【将来の改善方策】

今後、完成年度以降における制度の導入を検討する。

(1 2) 研究指導

【現 状】

履修ガイダンスは、入学時、前期終了直前、後期授業開始前・後に行い、講義内容の紹介などを定期的、又は必要時随時行っている。

修士課程の院生には、入学時に所属する専攻領域の主旨導教員を決め、主旨導教員の下で、履修科目などの選択指導と併行して、チュートリアル方式で継続的指導が行われている。

基本的には、院生の希望する将来の方向に沿った学習指導の姿勢を貫くことが本学の一つの特徴といえる。また、1年次後期に、学生の関心のある問題から修士論文の仮テーマを決め、主・副指導教員を決定し、より密接な指導を行う体制を整えるように配慮している。

2年次前期に研究計画書を提出し、研究計画書の審査の後、2年次の6月に研究計画書の審査結果を通知して、実質的な研究が始められるようにしている(資料添付)。

特に、2年次に行われる演習は、各種の研究方法を実際の論文から学ぶ機会となり、論理的思考を養うとともに、研究論文をcriticalに読むことによって、自らの研究計画の立て方、論文作成の方法論を具体的に学ぶ機会となっている。

さらに、研究者・教育者・実践者としてのあり方、研究および看護実践における倫理、科学リテラシーを学ぶ機会となっている。この他各教員は、随時オフィス・アワーを設けて、主・副指導教員が同時に面接し、一人ひとりの院生に対して教育指導に当たるという共同指導体制をとっている。

【点検・評価】

履修ガイダンスは入学時および新学年開始時のみに行う予定であったが、院生の学習意欲、教科目への動機付けを図るために、前期終了前および後期開始時・後と必要に応じて回数を増やし、コミュニケーションを密に行う必要性を感じて実施した。

この結果、学生とのコミュニケーションが改善され、教科目の履修動機付けに役立ちより良い履修指導が行えたと考えている。

領域内で、主・副指導教員で共同の指導体制を取ることは、教員の教育力を高め、また、教員間の相互理解を深め、同時に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを阻止する機会ともなっていると考えられる。

【将来の改善方策】

現在、各領域の演習は、2年次前期から開始されることになっているが、研究計画書の作成などの充実を考えると、選択必修科目として設けられているほとんどの科目が終了する1年次後期から開始されることが望ましい。したがって、完成年度後は、カリキュラム・時間割の編成を改善したい。

また、履修ガイダンスの経験を踏まえて、履修指導の改善を図っていく方針である。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

【到達目標】

- 1) 個々の院生の能力や特性を客観的に評価しうる方法を開発し、公平かつ客観的学習および教育効果の評価ができる。
- 2) 教育・学習効果の評価は、教員・院生相互に公開し共有しうるものであり、その結果を踏まえてさらに学生の学習意欲が高まり、教員の教育力を高めるものとなること。

【現 状】

各学年前・後期の各講義終了時に、各院生に自由記述形式の履修した講義別の授業評価を求めた。対象とする院生数が少ないため、個別的な評価にとどまっている。

【点検・評価】

学年進行中の現在、院生の人数も限定されているため、教育効果の評価は、質的评价にとどまっている。また、院生のみでの評価では一方的で、客観性と妥当性に乏しい評価にとどまり、教員が求める教育効果との間に齟齬が生じることは否定できない。

客観性と妥当性のある教育効果の評価を教員と学生双方から得ることが、真の意味での教育効果を評価につながると考えられる。また、教育効果は短期的な視点のみならず長期的な視点での評価をする必要がある。

【将来の改善方策】

上述の評価・点検を踏まえて、今後は院生数を増やしてデータを蓄積し、さらに、教育効果の教員・学生双方向の評価データを作成し、短期的・長期的に見た（入学時の成績、意欲・動機と終了後の専門職としての活躍状況）相互の関連性を検討して、教育評価の妥当性を検討したいと考えている。

（2）成績評価法

【到達目標】

客観的多面的な成績評価法に基づく公平かつ透明性のある成績評価を行う。

【現 状】

成績評価は、各教科への出席・授業への参加度、ならびに各授業内容に関するレポート・プレゼンテーションなどの総合評価に基づき、100点満点で評価している。その内訳は、各授業の出席点30%、授業への参加度・発言内容30%、試験または研究報告（急病、その他正当な事由があつて、正規の試験が受験できなかったものには追試験を行うことがある）成績40%である。オムニバス形式の授業では、担当教員の担当の程度にしたがって各教員が独立に行った教員の評価得点（100点満点）を算術または加重平均して最終評価を行っている。

最終評価は、大学院履修規程第10条の定めるところにより、表3-4の通りである。

表3-4 成績評価の基準

評価	成績	合 否
A	80点～100点	合 格
B	70点～79点	
C	60点～69点	
D	59点以下	不 合格

【点検・評価】

現状の項でも述べたとおり、独立して行った、教員による各教科の出席状況・授業への参加度・レポート・プレゼンテーション等の総合評価として、成績評価が行われている。

しかし、これらの評価に明確な基準がないのが現状である。

当然、担当教科の教員間で成績評価に格差が生じることは否めず、公平かつ客観的な成績評価を求めることは、きわめて難しい。現実的には、少なくとも、各教員間の成績評価の格差を是正するための方法を検討する必要がある。

【将来の改善方策】

これを改善する方法として、

- 1) 各教員が、教育評価方法を含む教育力を学習すること。
 - 2) 成績評価を含む教育評価について、教員間で、ピアレビューを行い、成績評価の公平性・客観性のある評価水準を作り上げていくこと。
- などを通して、より妥当性の高い信頼できる成績評価の方法を検討する。

(3) 教育・研究指導の改善

【到達目標】

大学院の各研究指導教員の教育・研究指導能力の向上を図る

【現 状】

開設間もない本学大学院の教員は、文部科学省の認可を経て、教員の資格審査は受けているものの必ずしも教育・研究の指導経験は十分とはいえないのが現状である。先にも述べたように、教員の授業に対する学生による評価を教科終了時に記述によって求め、それぞれの教員の教育力を評価する判断材料の一つとしている。

【点検・評価】

院生による授業評価を領域別にまとめ、学長と研究科長が各領域の各教員に面接して、相談指導を行うとともに、今後の授業内容の検討に活用し、教員の教育力の向上と質の改善を図っている。

各領域内担当教員によるピアレビューについては、開学間もないことも考慮して、各領域の教科目の講義には、出来るだけ領域内担当教員全員の各講義への聴講あるいは講義の討論に参加することを推奨している。現状では、結果的に各領域の担当教員全員の出席が得られており、このことによって、教科のシラバスの内容を各教員が理解するとともに教育内容の一貫性・統一性を確保するとともに、教育内容の質を保証し、教員の教育力の向上を意図している。

【将来の改善方策】

評価・点検の項で述べたとおり、院生による授業評価を継続するとともに、各教員が出来るだけ領域の専門性を超えて、専門外の講義にも出席して、相互の関連性を捉え、それぞれの講義に反映させることが出来れば、大学院全体の教育の統一性、相互関連性が高まり、教員間のコミュニケーションを改善し、知的対話を促進し、ひいては特色ある専門教育の創造を目指すことができる。

教員の教育指導能力を高めるために教員の自主研修制度の一環として、夏期休暇などを利用した、短期あるいは長期国内・国外研修制度を活用することと、海外からの研究者・教員・院生などとの相互交流プログラムが実施できるように、助成金の獲得を図る。

(4) ティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタント制度の導入

【到達目標】

ティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタント制度は、単に院生への経済的な支援のみならず、学生としての受動的な経験を超えて、教育補助・研究補助者として、学部学生の実習指導・講義の補助、院生の研究指導に当たることによって、教育・研究者としての訓練とその能力の開発・適格者の発掘の狙いがあると理解できる。

この制度を利用して、保健看護領域の教育・研究における適格者の人材確保と教育システムを確立する。

【現 状】

本学大学院においては、現在、ティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタント制度は導入されていない。

【点検・評価】

新設の大学・大学院の中には、教育者・研究者をどのように育成していくかという長期的な視野に立った育成のシステムを持たないものがあると考えられる。大学がどのような人を求めるか、どのような人に育てていくのかは、院生だけの問題ではなく、院生を教育し、研究に携わる教員にも当てはまる問題と考える。ティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタント制度はこのような視点から考えると、一つの教員・研究者育成の手がかりを与えるものと考えられる。

【将来の改善方策】

将来教育者・研究者として適格性のある人材を発掘し、あるいは教育し、継続的に優秀な人材の育成を図るシステムの構築のためにもこの制度の導入は必須と考える。

財政面を考慮しつつ平成 21 年度実施を目途にティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタント制度の導入を検討する。

3. 国内外における教育・研究交流

【到達目標】

国内外の大学院・研究施設の教員・研究所との相互交流を図るとともに、教員の相互交換を図り、教育・研究の活発化と質の向上を図り、本学大学院の教育研究レベルを向上させる。

【現 状】

学部の海外教育研究連携は第3章第1節2(6)に述べたが、この際、各大学との教員相互および大学院レベルの学術交流を行う合意は得られているが、実質的な交流は今後に待たねばならない。また、本学教員の自主計画研修取り扱い要領を用いて、平成19年度は2名の教員(教授1、講師1)が海外研修に参加し、学内共同研究費を受けて、教授1名がアメリカの3看護系大学における国際看護の現状を視察した(学内規程参照)。

【点検・評価】

大韓民国・タイ王国2ヶ国の合計4大学との学術交流協定が締結されて日が浅い。

特に大学院レベルで、どのような学術交流が可能であるかは、各大学大学院にける教育・研究内容を熟知して相互にどのような学術交流が可能かを検討しなければならない。

現在、この検討段階にある。

【将来の改善方策】

今後、各大学との学術交流のきっかけを早急に作り、交流の機会を増やすように努力する。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 課程修了の認定

【到達目標】

- 1) 大学院学則第29条および30条の規定に従い、修士課程の修了要件を満たして修了すること。
- 2) 毎年の修了者が質の高い修士論文を提出し、学位審査と最終試験に合格し、本学大学院の修了者が実践・教育・研究の領域で実績を上げ、将来のリーダーとなっていくこと。

【現 状】

現状では、大学院修了者は出ていない。しかし、平成21年1月には提出された修士論文を審査し、学位授与の審議を行わなければならない。

そこで、大学院学則第29条および第30条の規定により、修士課程の修了要件をみたしたのに対して、修士の学位論文を提出して、その審査および最終試験を科すことになる。

この規定に従い、研究科委員会では、「修士論文審査に関する内規など」および平成 19 年度入学者の論文審査日程(資料参照)を定めた。

平成 20 年 1 月 18 日に、この内規などおよび日程などについて、論文提出予定学生全員に対しガイダンスを行った(大学院学則、修士論文審査に関する内規など参照)。

【点検・評価】

現在までのところ、課程修了の修了要件を満たして、全員が修了の予定である。全員が学位論文作成に関して、「仮テーマ」届けを提出し、「論文作成計画書」の提出と、論文作成、「修士論文審査」に向けて準備中である。

【将来の改善方策】

平成 20 年度までの実績を踏まえ、将来の改善方策を検討する。

(2) 学位授与

【到達目標】

各年度の入学者は、2 年後には修了要件を満たし、修士論文を提出し、論文審査および最終試験に合格して、修士課程を修了すること。

【現 状】

大学院学則第 29 条～第 33 条および大学院学位規程第 2 条（学位の種類）、第 3 条（学位授与の要件）を満たし、第 5 条（学位論文の審査および最終試験）に合格し、第 6 条（研究科委員会の審議）によって、課程終了が可とされたものに対し第 7 条（研究科長の報告）によって、第 8 条（学位の授与）学長が課程修了を決定し、合格したものに修士の学位を授与すると規定されているとおり、授与されることとなっている。

【点検・評価】

現在学年進行中であり、修了要件を満たすべく、各自必要単位を履修し各位論文作成の準備を主・副指導教員の指導の下に準備中である。(学位規程参照)

大学院学位規程第 2 条（学位の種類）では、授与される学位は「修士(看護学)または修士(保健学)とする」としている。

「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学専攻修士課程学位審査に関する内規」（平成 20 年 1 月 10 日研究科委員会）では、平成 20 年度においては、内規第 2 条において学位の種類は研究指導の内容と学位論文の専門性に基づいて、研究科委員会が、修士(看護学)又は修士(保健学)の学位を与えることとした。

【将来の改善方策】

本学は現在、修士(看護学)または修士(保健学)の学位授与で認可を受けている。

単科大学として教員の数、専門性において限界があることも考え、適切な学位授与基準を検討する。

第4章 学生の受け入れ

【到達目標】

- 1) 多様な可能性と向上心をもち、かつ性格的にバランスのとれた入学者の確保を図る。
- 2) 入学者受け入れ方針は、選抜方法、教育方針・内容と整合性を保つ。
- 3) 明確な選抜基準による適切な入学試験実施体制の確立・維持を図る。
- 4) 適切な募集・選抜を行うための高等学校等とのコミュニケーションを図る。
- 5) 大学院における適正な定員管理を維持し、各年度、優秀な学生の定数を確保する。

第1節 大学・学部の学生の受け入れ

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

【現 状】

平成13年の開学以来、学部入学定員は100名である。選抜試験は、推薦選抜試験、一般選抜試験を行っている。

1) 推薦選抜試験の概要(表4-1)

推薦選抜試験においては、多様な可能性と向上心を持ち、かつ性格的にバランスのとれた人材を得るために、高等学校などの調査書および面接官3人による15分間の個人面接を実施している。

ア. 高等学校長推薦は、全国の高等学校を対象としており、高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。推薦は、高等学校の卒業予定者で本学を第一志望とするもので、推薦枠は2名以内とする。出願資格については、入学試験募集要綱のとおりである。

イ. 日本赤十字社九州各県支部長推薦は、日本赤十字社看護師養成規則で、各県で救護看護師を養成する義務を負っていることから、大学と各県支部との協働で選抜を行うものである。各県支部長推薦試験を受ける者は、この選抜を第一志望とする者である。

出願資格については、入学試験募集要綱のとおりである。

推薦選抜の定員は、アとイをあわせて30名である。選抜方法は、小論文・英語・面接・書類審査の結果を総合的に評価して選抜を行っている。小論文・英語については、アとイはそれぞれ異なった問題であるが、難易度については同程度である。

2) 一般入学試験の概要

定員は、70名であり、選抜方法は、学力検査として実施している。

科目は国語[国語総合・国語表現Ⅰ・現代文(古文・漢文を除く)]、英語の2科目と数学(数学Ⅰ・数学A)、化学(化学Ⅰ)・生物(生物Ⅰ)の中から1科目選択の3教科である。

表 4 - 1 入学者の地域・選抜方法別推移

地 域	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度			割 合	
	推薦	一般	合計	推薦	一般	合計	推薦	一般	合計		
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8.9%	
東 北	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
関 東	1	0	1	1	1	2	0	0	0		
北 陸	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中 部	0	1	1	0	0	0	0	1	1		
近 畿	1	2	3	0	0	0	0	3	3		
中 国	1	2	3	2	6	8	2	3	5		
四 国	0	2	2	1	0	1	1	0	1		
九 州	福 岡	16	66	82	15	51	66	17	58	75	64.1%
	佐 賀	3	2	5	0	6	6	0	8	8	5.5%
	長 崎	1	3	4	3	10	13	2	1	3	5.7%
	熊 本	2	4	6	3	6	9	5	6	11	7.5%
	大 分	1	0	1	3	1	4	1	2	3	2.3%
	宮 崎	0	0	0	2	3	5	1	0	1	1.7%
	鹿 児 島	4	0	4	2	0	2	2	1	3	2.6%
	沖 縄	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1.7%
合 計	31	83	114	33	85	118	32	84	116	100%	

【点検・評価】

1) 質の確保について

一般選抜と推薦選抜を行っている。推薦選抜のうち、支部長推薦は当該年度卒業予定の者のみを対象としているが、高等学校長推薦は、既卒者および当該年度卒業予定の者としている。

推薦選抜においては、小論文と面接を行っている。入学生全体の3割に相当するこれらの学生について、本来の態度や能力を十分には把握できていない。

比較的早く合格が決まる推薦入試合格者は入学まで数ヶ月あり、学習意欲が低下しがちであるため、平成19年度から、入学までの間に課題を与え、適宜レポートを提出させ、添削指導を実施している。

平成19年度合格者は、英語課題だけであったが、平成20年度合格者には、英語課題および課題図書を指定し、入学までに数回のレポートの添削指導を実施している。このことにより、学ぶ姿勢を維持し、かつ思考力を養う一助になると考えている。

その効果についての評価は、まだ実施していないが、今後実施する計画をしている。また、一般選抜においても、当該年度卒業生がほとんどであるが、一部社会人経験者、転学者、留学経験者、浪人経験者などが含まれている。一般選抜においては、学力のみで選抜しており、看護学では実践に対する意欲、積極性、コミュニケーション能力、良好な対人関係を築く能力などが非常に重要であるが、現状としては、到達目標である多様な可能性と向上心をもつ学生の確保は十分であるとはいえない。

2) 受験生数および質の確保について

開学当時に比べ、高校生人口の減少、経済状況の低迷などの影響もあり、入学者には近隣市町など県内出身者の占める割合が増加している。それに、人口 500 万の本県に看護系大学は、既に 8 大学あり、平成 20 年度開校を含めると 9 校となる。高校生人口の減少も相俟って受験生数が減少し、優秀な学生を確保し難くなってくる可能性はある。なお、本学においては、出願者数に比し、合格後に辞退するものが相当数あるため、合格通知とあわせて、学長の直筆による入学勧誘レターを发出している。

【将来の改善方策】

大学の全体計画に沿って、次のような取り組みを行う。

1) 受験生数および質の確保について

ア. オープンキャンパスによる説明・見学、高校への出前授業や説明会、講師派遣、高校からの個別見学受け入れなどを、今後も積極的に継続推進し、高校との連絡を密にして、より多くの意欲ある志願者を集める。

イ. 高校からの個別見学時、あるいは夏季休暇時などを利用して在学生による出身校との連携を強化する。

ウ. 従来からの日本赤十字社九州各県支部との連携を強化し、今後も各県高校と入試に関する意見交換をさらに積極的に行い、選抜方法や入試制度、出題内容などの見直しを進める。

エ. 入試会場の新設について

受験生数確保を図るため、現在の支部長推薦選抜と高等学校長推薦選抜を一本化し、学校長推薦選抜の中から、支部長推薦に値する学生を選考してもらうことを検討する。

これにより、推薦選抜会場を増し、併せて、地元での受験が可能となるため、受験生の増加が期待できる。なお、現在は、支部長推薦入試に教員が出向していることが、経費についても多少の増加ですむと考えられる。この件に関しては、平成 21 年度の実現に向けて検討の予定である。

2) 入学生の質の確保について

ア. 推薦選抜においては個人面接を実施してきたが、短時間の個人面接だけでは捉えにくい協調性・主体性・適応力・創造性・論理性などを評価するために、平成 21 年度入試から、集団面接を取り入れることが決定しており、具体的な検討に入っている。

また、一般選抜においても、平成 21 年度入試から、集団面接を導入し、看護職としての適正と可能性を持つ人材を確保したいと考えている。

イ. 今後、アドミッション・オフィス入試・指定校制度についての検討を進めるが、質の確保についても充分留意したい。

2. 入学者受け入れ方針等

【現 状】

本学の学部入学は 3 種類の経路がある。まず、設置母体である日本赤十字社の各県支部の管轄する地域に、救護員を常時確保するために看護人材を育成するとの趣旨に基づく日本赤十字社各県支部長の推薦者への選抜、高等学校長推薦および一般入試である。

経路は異なるが、それぞれ、赤十字の人道的理念を踏まえて、国際的視野と深い専門性を求められる資質を持ち、将来、看護の実践および教育または研究面で指導的立場に立てる人材を求めていることは共通である。本学は、特に社会人の編入制を謳ってはいないが、少数の他大学卒業、中退生または就業経験者の入学はある。

試験方法には、国際を標榜する大学という観点から、一般・推薦入試ともに「英語」科目を設定し、推薦においては、書類審査に加え、短時間ながら面接により、人間性や特性を見るようにしている。

一般入試は学力検査に主体が置かれてきたが、いわゆるペーパーテストだけでは、対人関係など看護職としての適性に不備を持つ者も合格者となることもあり、入学後の指導などに苦慮する状況が増えている。受験志望者など、一般社会に対する入学者受け入れ方針は、従来、大学案内に教育理念・教育目標・カリキュラムの枠組みと共に記載してきたが、平成 19 (2007) 年度からは、ホームページ更新を充実させ、前述項目に加えて、カリキュラムの実施状況なども掲示している。

【点検・評価】

諸般の事情もあるが、入学者受け入れ方針は、教育理念、教育目標、カリキュラムと、十分、整合性をもっている。今後も、継続的に見直し、一層、整合性を高める必要がある。

入学後、看護学の学習には、生物学および化学の基礎学力が必要だが、本学の推薦選抜では当該科目の学力が測れず、また、一般入試においては、理系 3 科目からの 1 科目選択の、推薦選抜と似た状況を招来しており、これらの科目の基礎学力が不十分な学生がいることは否めない。

しかし、安易に試験科目を増やすことは困難であり、入学後の対応の一つとして、集中的に化学あるいは生物学を履修できる新カリキュラムの導入を考えた点は評価できる。

【将来の改善方策】

入学生受入れ方針についての一層の検討と整理、あわせて、教育理念、教育目標、カリキュラムとの整合性を確認し、広報周知する必要がある。特に、生物や化学の基礎学力の必要性を、さらに、十分周知する必要がある。同時に、入学後に履修する科目との整合性を考えた入学試験科目の検討も必要である。

平成 19 年度から、看護学への関心が高く、豊富な臨床と研究・教育の経験を持つ医師を専任教員として招請し、人体の機能と構造の有機的な教育を始めたことを踏まえて、理科系の基礎学力に関する問題を整理し、対応を検討する。

現在は、主体的創造的な実践能力を養うためのカリキュラム改正に向けた過渡期であるが、カリキュラム改正が効果を発揮するには、その趣旨を生かす入学生が必要であり、新旧カリキュラムの整合性を保ちながら、数年間の推移をみて、今後への評価を行いたい。

3. 入学者選抜の仕組み

【現 状】

入学者選抜試験の日程および方法については、入学試験委員会が企画運営を担当している。

入学試験委員会が作成し、教授会の承認を受けた年間計画に従って募集および選抜を実施している。なお、広報は広報委員会と連携し、適宜外部にも伝達している。

広報、募集、願書受付などの実務は学務課職員が担当している。試験の実施に当たっては、推薦選抜（高等学校長推薦・九州各県支部長推薦）、一般選抜毎に入学試験実施マニュアルを作成し、担当の教員に事前に配布し、実施前に説明・質疑応答を行って業務が確実に行われるよう図っている。試験当日は、学長、入学試験委員会委員長と学務課職員ほか関係教職員は、常時、試験本部に詰め、試験の確実で円滑な実施に努めるとともに不測の事態に備えている。

【点検・評価】

選抜試験実施体制は整備されており、着実かつ確実に機能している。入学者選抜基準の透明性、および入学者選抜とその結果の公正性と妥当性については、大学の規定に則って行われているが、今後、開示すべき内容についての検討が必要である。

【将来の改善方策】

試験実施体制は、これまで十分に機能しているが、今後想定される様々な事態に対して再点検し、一層確実な実施を図る。

入学者選抜基準の透明性および入学者選抜とその結果の公正性と妥当性については、今年度、アドミッション・オフィスの中に設置された入学試験委員会で、さらに検討し効果的な選抜と透明性の確保の両立を図る。

4. 入学者選抜方法の検証

【現 状】

本学においては、英語と小論文を除く科目は、現在まで、外部に依頼をしている。

試験問題作成の依頼に当たっては、毎年、前年度の試験成績と分析結果および文部科学省からの通達事項などを説明し、さらに充分意見交換をした上で、本学の求める学生を選抜できるような問題作成を依頼している。

本学独自の試験問題作成にあたっては、複数教員による出題を基に、不適切な出題や誤りや年度による難易度の著差を防止するため、学長の任命する問題作成委員（複数）が検討を行い、最終的に合意を得た問題を決定する。校正は 3 回行い、問題作成委員によるダブルチェックを行い、繰り返し、印刷ミス防止に努めている。

試験実施後、特に選択科目について、配点調整の必要性などについての検討をしている。

【点検・評価】

各年の入試問題を点検・検証する仕組みは整備され、十分に機能しているといえる。

開学 6 年目から、高等学校長推薦、日本赤十字社九州各県支部長推薦または一般入試という選抜方法の違いが、入学後の成績に影響を与えているかどうかを検討しているが、明らかな差違は見られていない。入学試験成績と入学後の成績との相関は明らかにされていないので、今後検討が必要である。

【将来の改善方策】

入試問題の点検・評価のうち、試験前の事前点検については、事の性質から従事する人数が少数に限られるので、点検方法をさらに検討して不適切な出題や誤りの防止をより確実にする必要性はある。事後の検証については、選抜の目的との関係で見た出題の有効性について検討し、妥当で有効な出題を保障するためのガイドラインの作成、試験成績と入学後の成績との関係の分析が必要であり、さらに多くの観点からのデータを集めての検討が必要である。

これらの作業は、アドミッション・オフィスの入学試験委員会でを行い、平成 21 年度入試から反映できるようにする。また、今年度、文部科学省からの指導事項として、試験問題の外部委託について文書通達があったが、検討の必要はあるものの、単科大学においては、慎重に検討すべき事項と考えている。この件も、入学試験委員会での業務となる。

5. 入学者選抜における高・大の連携

【現 状】

高等学校長推薦については、対象校を絞っていないため全国の高校を対象としているが、実際には、福岡県内が多い。九州各県の高校についても、赤十字の各県支部との協働で、開学年次から訪問先の検討を加えつつ、高校訪問(表 4-2)を続けているほか、高等学校への出前模擬授業をはじめ、高校の要請に応じた活動(表 4-3)、さらにオープンキャンパス(表 4-4)での面接なども強化している。

入学者選抜における高校の調査書は、知的能力とともに、課外活動やボランティア経験などは、入学後の学生指導時に役立てている。

表 4-2 九州各県別高校訪問の推移

地 域		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合 計
福 岡 県	福 岡	0	11	26	37
	北九州	0	14	19	33
	筑 豊	0	3	5	8
	筑 後	0	10	9	19
佐 賀 県		11	11	13	35
長 崎 県		14	12	12	38
熊 本 県		17	14	15	46
大 分 県		11	9	11	31
宮 崎 県		8	7	9	24
鹿 児 島 県		11	12	11	34
沖 縄 県		11	12	13	36
合 計		83	115	143	341

表 4-3 模擬授業、説明会などの講師派遣や見学受入れ

地 域		内 容	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合 計
福 岡 県	福 岡	模 擬 授 業	8	5	9	22
		進 学 説 明 会	4	5	0	9
	北九州	模 擬 授 業	1	3	3	7
		進 学 説 明 会	0	1	3	4
佐 賀 県		進 学 説 明 会	1	1	1	3
大 分 県	模 擬 授 業	0	1	0	1	
	進 学 説 明 会	0	1	2	3	
山 口 県		進 学 説 明 会	1	0	0	1
合 計			15	17	18	50

表 4-4 オープンキャンパス来場者の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合計
学 生	168	197	191	556
保護者	60	79	50	189
その他	1	8	18	27
合 計	229	284	259	772

【点検・評価】

高校生に対する進路相談、出張模擬授業、高校生の見学受入れ、インターネット、電話による問い合わせへの迅速な対応なども実施しているが、慢性的な少子傾向や近年の看護系大学・学部の急増を考えると、今までの広報活動に止まらず、多様化充実した働きかけが必要である。

本学では、定員 100 名中 30 名が推薦選抜枠であるが、前述のように、選抜方法の違いによる成績の差は見られない。しかし、一般入試のみならず推薦選抜による受験倍率も年々減少しているが、高等学校の水準が公立大学合格率やセンター試験の成績ではかられることが多いため、本学など、私立大学への推薦を選択しないことも要因かと考えられ、新たな対策の検討が必要である。

【将来の改善方策】

日本赤十字学園が設置主体である本学は、国際性を重視し、かつ人道に則った教育を実践している。そのためにも、優秀な学生を確保し、世界の人道機関の一翼を担う赤十字施設にて活動できる人材を送り出す責任を担っている。

九州各県の高校への更なる広報活動を強化すること、入学時および入学後の選抜方法別成績の比較分析、適性との関連などの検討を行い、入学試験方法を再考することも早急な課題である。併せて、上記を鑑みて、本学卒業生に付加価値をつける方法も考えなければならない。

6. 科目等履修生・聴講生等

【現 状】

学部教育に支障のない限り、科目等履修生、聴講生を受け入れている。科目等履修生の受入れ状況は表 4-5 の通りである。開講科目数も少なく、受講者数も少ないが、毎年受講者がある。聴講生については、過去 1 名あった程度である。

表 4 - 5 科目等履修生・聴講生の受入れ状況

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
科目等履修生	精神看護学概論	1				
	成人看護学概論		1			
	カウンセリング論			1		
	助産学実習				5	
	在宅看護論				1	
	地域看護学 I・II				1	
	病態の科学				1	
	地域看護学概論				1	
	母性看護学 I				1	
	助産学実習					1
	地域看護学 I・II					1
	在宅看護論					1
	健康行動論					1
	地域看護学概論					1
	人体の機能 II					1
聴講生	プライマリーヘルスケア					1
合 計		1	1	1	10	7

【点検・評価】

科目等履修生・聴講生となる要件は、科目等履修生・聴講生規程に該当するものであり、高等学校卒業以上の学力を有することであり、その募集は、募集要項の関係機関への送付や本学所在地である宗像市広報誌への掲載、大学ホームページへの掲載を通して行っている。

受講生の本学へのアクセスがやや不便であること、開講科目数が少ないことなどの課題があるが、これまで以上の受講生の確保を図る必要がある。

【将来の改善方策】

学部教育に支障のない範囲で科目等履修生・聴講生を積極的に受け入れるためには、現在、科目等履修生・聴講生の募集の有無については、各科目担当者の自主性にまかせられているが、受講科目の選択の幅を広げて受講生の確保を図るためには、大学の方針を示して、協力を求める必要がある。

その上で、広報活動の見直しを行い広報活動により積極的に取り組む必要がある。

7. 外国人留学生の受入れ

【現 状】

開学以来、検討課題にはなっているが、財政的な理由から留学生宿舎などが整備できておらず、受入れは行っていない。

【点検・評価】

国際を標榜する赤十字の看護大学として、可能な対応を検討する必要がある。

【将来の改善方策】

可能な計画として、短期間の見学や目的論的視察の受け入れを検討する。

8. 定員管理

【現 状】

学生収容数と在籍学生数の比率は、収容定員 400 名に対し、在籍学生数 460～478 名（比率 115～119%）と適切である。過去最大の入学者数は 137 名、最低は 111 名であったが、最大の講義室の収容人数は 140 名、また、IT 端末は、60 名程度の同時実習を想定しており、120 名以上の場合は、円滑な講義の実施に支障を来す。

表 4-6 学生収容定員・入学・在籍・休学者数

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	100	200	300	400	400	400
入学者数	114	137	111	119	114	118
年度当初在籍者数	114	249	357	475	479	467
退学者数	2	3	1	5	0	5
除籍者数	0	0	0	0	1	2
年度末在籍者数	112	246	356	470	478	460
年度末休学者数	0	1	6	6	1	3

【点検・評価】

学生数は、入学試験時の合格者決定の際、前年度の成績や近隣大学の趨勢など様々な要因を分析し決定しているが、少なくとも、現在の状況維持を図る必要がある。

【将来の改善方策】

看護系大学の増加に伴い、さらに、受験者をめぐる情報の収集を適切に行い、適正な学生数の確保を図る必要がある。また、休学者、退学者および留年者の動向への目配りも重要と考える。

9. 退学者、留年者

【現 状】

退学者および留年者の詳細は、表 4-6 のとおりである。退学者は少数であるが、平成 18 年度までの 6 年間に 19 名（1 年平均 3 名）であり、主な理由は進路変更であるが、学費未納のための除籍もある。また、年度末現在の休学者は、平成 14 年度からの 5 年間に 17 名（年平均 3～4 名）である。

【点検・評価】

本学では、カウンセラーの資格をもつ看護系教員が、常時、学生の個人相談を受けられる体制にある。状況に応じて、2 名の学校医（常勤基礎医学担当教員および心療内科医師）のコンサルテーションを受けることができる。

さらに、より専門的な精神科診療が必要と判断された場合には、上記担当者が精神科医への紹介を行い、その経過などは、個人情報に留意しつつ、関係者が共有する。

平成 17（2005）年度からは、週 2 回の臨床心理士を相談員として委託し、学生の個人相談に応じている。

成績不振などに関しては、学年担任、科目担当者による指導を行っている。

休学・復学時には、状況によっては、保護者同伴の面接を学生支援委員会のメンバーによって実施している。このときは、必ず、複数の教員で対応している。

本年度から、学習に問題がある学生に対しては、1 年次から補講を実施している。

【将来の改善方策】

退学・休学の理由は、経済的な問題よりも、成績不振、学習意欲の低下に伴う出席日数不足、コミュニケーション能力の欠落など、多岐にわたる精神的社会的理由が増えている。

世間で指摘されているような、いわゆる人間力の脆弱さを示し、本学入学前から、同様の状況にあったと想定される学生も含まれる。入学選抜時の取捨選択も一法として取り上げたいが、個々の学生の職業人としての適性、特に、将来、看護職として人々の生命・健康に携わるための適性を考えれば、慎重な判断をせざるを得ない例もある。

本学学生となつてからの対応は、前述のとおり、毎年新たな対応をしてきているが自ずと限界がある。

第2節 大学院の学生の受け入れ

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

【現 状】

現在、在学している第1期生は、赤十字の人道の理念を踏まえて、将来性のある、広い視野をもった、専門性豊かな、指導的立場に立てる看護実践者・研究者・教育者の人材の育成を目指して、意欲と熱意のある人材を得るべく公募した。

定員は10名、平成19(2007)年度には11名受験し全員が合格した。他大学院と同様、本学においても大学卒業資格を有するものの他に、専門学校、専修学校、各種学校の卒業生およびその他の教育施設の修了者で大学資格を有しない勉学意欲の旺盛な者にも大学院受験の機会を与えるために、「出願資格事前審査」を行い、該当者には、本学における勉学の機会を得られるように門戸を開放している。

平成20年度の受験者は第1次8名、合格者6名であったので、第2次募集を実施し定員を確保する。今後も同様の公募形式を継続する。

【点検・評価】

本学を目指す人々の募集団をなす九州・沖縄圏の看護職者には、未だ、専門職として生涯継続して研修するための道程としての大学院進学的气運が根付いていない感があること、大学院進学に経済的負担が大きいこと、特に、九州地区では、看護学部・大学院が乱立傾向(大学24、大学院14)にあることなどの理由から、優秀な学生の獲得には、相当の努力と入学後の支援が必要となる。

【将来の改善方策】

第1章で述べた優秀な院生の恒常的確保対策の他に、新しい入学試験のシステムの導入を完成年度後に実施できるように検討を続ける。

2. 社会人の受け入れ

【現 状】

社会人学生の就学については、大学院設置基準第14条に従い、平成19年度第1期生から適用している。現在、社会人は11名中7名である。一般学生と社会人学生とが相半ばしているために、昼夜・土曜など授業時間を調整し開講している。

【点検・評価】

この方法による授業の実施は、一見して利点が多いと考えられがちであるが、教員および一般学生には必ずしも利益のみではなく、不利益となる危険がある。

社会人院生に対する職場の理解が乏しい場合の勉学との両立を図るためには、院生本人および職場双方にかなりの努力と周囲への配慮をしなければならない。

また、社会人学生の勉学意欲が下がることは、一般学生の勉学意欲にも好ましくない影響を与えかねない恐れがある。

【将来の改善方策】

言うまでもなく、授業時間の調整方法の検討は不可欠である。同時に教職員の勤務体制昼夜・土曜日などの授業実施に対する代休の検討を行う必要がある。また、社会人学生には、労働基準法にそった労働時間を遵守し、過重労働にならないよう職場の理解と周知徹底を図る必要があるとともに、院生自身が学ぶことと働くこととのけじめと周囲への配慮、自己の健康管理を図る自覚を持つように指導する必要がある。

3. 科目等履修生・研究生等

【現 状】

大学院開学初年度であったために、この点に関する大学院学則第 36 条（科目等履修生）の規定はあったが、実施されてなかったため、平成 20 年度から科目等履修生制度を活用することとなった。募集要項を作成し募集を開始する。

【点検・評価】

社会人学生のために、科目等履修生制度を大学院入学前に活用することによって、大学院入学後にこれを単位認定し、履修科目の負担を軽減する方策をとることは、勉学のエネルギーを集約することができ、学習効果を挙げ、より幅広い知識の獲得をすることができるなど、きわめて有効に作用するものと考えられる。

しかし、大学院学則第 37 条（研究生）の規定はあるものの、研究生の募集には至っていない。教育研究上に支障がない限り研究生を募集し、大学院生以外の者が特定の専門事項について研究することは、大学院生にも大きな刺激を与え、教育・研究に幅と厚みを与えることになり、教育・研究の活性化につながるものと考えられる。

【将来の改善方策】

評価・点検の項でも述べたように、大学院に多様で豊かな人材を受け入れることは、教育・研究の活性化を図るためにも重要なことと考え、研究生制度の活用も検討する。

4. 定員管理

【現 状】

平成 19 年度の開学時は 11 名と定員を超える学生の入学があった。平成 20 年度の入学者は第 1 次募集では 8 名中 6 名の合格者を得たが、さらに、第 2 次募集を行っているところである。第 2 次募集によって定数の確保ができるように努力している。

【点検・評価】

第 1 章および第 2 章で記述している通り、意欲的に働きながら学ぶことの難しさを実感しているところである。学ぶことを阻害する要因についても多くの要因があることもすでに述べた。

【将来の改善方策】

入試方法の検討、大学院をさらに地域に開かれ、多くの保健看護職者にとって魅力的なものに教育内容を改善し、教員の質を高めること、その実績の蓄積を図り、知名度を上げることに尽きる。

第5章 教員組織

【到達目標】

教育理念・教育目標を達成するために必要な人材を確保し、教育・研究活動の質の向上を図るための条件を整備していくこと、および主要授業科目への専任教員の配置、教員の年齢構成の適切性、補助職員の支援体制、教員の任命と昇格基準の整備などに努める。

第1節 大学・学部の教員組織

1. 教員組織

(1) 教員組織の適切性

【現 状】

本学の入学定員は100名、収容定員は400名であり、平成19年5月現在の専任教員は32名、助手10名の計42名、非常勤講師34名と合わせて計76名であるが、教授15名中6名が、65歳以上の特任教授である。

大学設置基準第13条で、学部の種類および規模に応じて定める専任教員数(12名)と大学全体の収容定員に応じ定めた専任教員数(7名)を合計した数以上と定めて、その半数以上を教授とすることになっているが、本学は専任教員数32名に対し教授が15名である。

表5-1 領域・職位別教員数

専門領域	教授	准教授	講師	助教	専任教員 合 計	助手
一般教養	5	—	—	—	5	—
基礎看護学	—	2	1	—	3	2
成人看護学	1	2	—	—	3	4
老人看護学	1	—	3	—	4	—
母性看護学 助産学	2	—	2	—	4	1
小児看護学	1	1	—	—	2	1
精神看護学	2	—	2	—	4	—
地域看護学	1	2	1	—	4	2
国際看護学	2	—	1	—	3	—
合 計	15	7	10	—	32	10

看護系教授 8 名中 4 名と准教授 1 名は博士号取得者である。一般教養担当教授 5 名の内、語学系を除く 3 名および国際看護学に属する者 2 名計 5 名は、医学・国際保健・社会開発分野の研究・実践者で、内 3 名が博士号を持つ。その他講師以上は全員修士号を持っている。看護・保健系修士号を持つものは 6 名である。また、教授 2 名、准教授 4 名、講師 5 名は赤十字関連施設もしくはその教育施設での勤務経験を持ち、建学の理念の実践においても遜色ない陣容といえる。さらに、赤十字を経験していない教員に関しては、学長らが担当する学部赤十字概論の聴講、日本赤十字社関連の研修への参画の機会を与えている。

全体として、学生数 471 名に対し看護系教員 32 名（学生 14.8/教員 1）の比率は適正であり、国際に関しては、全教員の 90%が、既に途上国経験を持つことから、国際に関する指導力も大学全体としての国際指導能力も高まっていると言える。

教員は、特任を含め、外部施設の実習を含む本学の教育を主務としている。その他の研究活動、学会活動なども、直接的間接的に本学教育に裨益するものである。また、本学は、相当量の国際活動を行っているが、教員間の連携において、教育に支障が出ることはない。

【点検・評価】

専任教員数は大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数 19 名を充足している。

また、特任を含む本学の専任教員はすべて、専ら本学における教育研究に従事しており、自大学での任務遂行に支障をきたしている例はなく、大学設置基準第 12 条に定める専任教員の位置付けに対する適切性は保たれている。

教員の資質に関して、一定のレベルを保っていることは評価できる。また、新カリキュラム作成過程では、急激な社会情勢の変化とそのため新たなニーズに沿う、科学的かつ人道的看護のための教育改革への意欲を全教員が共有したことは評価できる。

また、看護系と国際および一般教養（新カリキュラムのリベラルアーツ）の連携が密であることも評価できる。さらに、語学系でも、講義などの主題に看護保健系トピックスを用いるなど、看護大学における語学教育の意識を高めている。

しかしながら、新カリキュラムへの過渡期であることにもよるが、当面、関連領域教授によるカバーがあるが、職位構成で教授・准教授職のいない専門領域（在宅看護）があり、能力的には他を凌駕するが特任教授が多く、平均的に高齢化している点は早急に検討すべきである。

【将来の改善方策】

看護大学乱立や大学の所在から、年齢的また学術的に満足できる教員を充足することは難しいことは事実だが、今後、教育研究面で優れた若手の採用と、学内若手の目的論的養成、さらに赤十字医療施設などから、しかるべき経験を持つ若手を採用するなど、次世代を担う教育陣の育成と確保を検討する。

(2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現 状】

本学で開講される 111 科目のうち、本学専任教員の担当科目は 83 (74.8%) である。

必修科目 74 科目のうち、62 科目 (83.8%) を専任教員が担当している。

主要授業は教授もしくは准教授が担当し、経験や専門性あるいは若手教員への教育上の配慮以外に講師が担当することはなく、また、主要授業以外でも、同様の事情がない限り、専任以外が担当することはない。

【点検・評価】

全体として、専任教員が主体性と責任を持って教育に当たっていると見える。

【将来の改善方策】

現在、主要授業科目の専任教員担当は、ほぼ全うできているが、教育理念・教育目標を達成するため、さらに優秀な人材を確保し、一層教育・研究の質を向上させる努力を継続する必要がある。

(3) 専任、兼任の比率の適切性

【現 状】

本学は専任教員 32 名(その他助手 10 名)、非常勤講師 34 名、計 66 名の教育陣をもつ看護単科大学である。

専兼比率は、一般教養科目は専任担当科目数が 8.3、兼任担当科目数が 2.7、専兼比率は 75.5%である。また、専門基礎科目は専任担当科目数が 11.3、兼任担当科目数が 9.7、専兼比率は 53.8%となっている。さらに、専門科目では、専任担当科目数は 41、兼任担当科目数は 1、専兼比率は 97.6%であり、主要科目は全て専任の教授、准教授又は講師が担当している。(大学基礎データ表 3)

新カリキュラムへの第一歩として、平成 19 年度に、医師 1 名を専任教授として任用し、「人体の構造」、「人体の機能」の統合的と「疾病と治療」を担当する兼任教員との有機的連携を達成した。さらに、准教授・講師以下の若手教員の領域を超えた連携を促進し、機能的な看護学教育を目指す体制としている。

【点検・評価】

単科大学であり、一般教養科目および専門基礎科目の比率は、一般総合大学と比較して高いとは言えない。平成 19 年度に医師教員を採用し、基礎医学および臨床医学の強化を図ったが、すでに現 1 年生に基礎医学の知識の増強として成果が現れており評価できる。

この措置は、新カリキュラムへの移行と連動しているが、今後、さらに看護各領域にも新たな方向が波及する体制が出来つつあると評価できる。

専門科目の専兼比率は高く、単科大学として専任教員数は多くはないが、各教員が専門科目のみならず関連科目への関与する努力をしている点も評価できる。

【将来の改善方策】

現時点では、さまざまなレベルの努力であるが、これを制度化し、継続する努力は必要である。

今後、准教授、講師（助教）が専門科目に固執することなく、積極的に関連科目に連携する姿勢を強め、教員自身の自己啓発とともに、教員確保が困難な単科大学の難点を解消することを検討する。

（４）年齢構成の適切性

【現 状】

教員の年齢構成は、表 5-1 のように、特任教授 6 名（69～74 歳）を含め、高年齢に偏っている。専任教員 32 名（助手を除く）の年齢構成は、70 歳以上が 3 名（9.4%）、60～69 歳が 8 名（25.0%）、50～59 歳が 9 名（28.1%）、40～49 歳が 10 名（31.3%）、30～39 歳が 2 名（6.3%）で、全体の平均年齢は 54.2 歳である（大学基礎データ表 21）。職位別では、教授 15 名の平均年齢 63.2 歳、准教授 7 名の平均年齢 51.4 歳、講師 10 名の平均年齢 42.6 歳である。

表 5 - 1 教員の年齢構成

	70 歳以上	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	平均年齢
教 授	3	7	4	1	—	63.2
准教授	—	1	4	1	1	51.4
講 師	—	—	1	8	1	42.6
助 教	—	—	—	—	—	—
計	3	8	9	10	2	54.2
助 手	—	—	—	6	4	40.8
合 計	3	8	9	16	6	51.0

【点検・評価】

講師までを含む全専任教員の平均年齢が 54.2 歳と高い。若手教員が積極的に研究できる機会を与え、更なる研究業績をあげ、学内昇任もしくは適切な人材招請を早急に考える必要がある。

学内人材の登用のため、平成 18 年度には、適当な期間の国内外における有給短期（3 ヶ月程度）自主研修制度を設置したほか、FD 委員会や研究促進委員会など学内支援体制を整えて人材育成に努めている。なお、平成 19～20 年度に、看護専門領域の特任を含む複数教授が退職することも考慮し、早急な人的体制整備を検討している。

【将来の改善方策】

年齢構成に配慮した教員採用、次世代を担う教授、准教授の育成および確保が課題である。教員組織に記載したが、赤十字医療施設からの若手人材採用も含め将来構想委員会において、可能な方策を検討していく。

（5）教員間における連絡調整の状況

【現 状】

管理的には、正教授会（教授のみ）、教授会（教授、准教授）などの審議事項の連絡は、教授会メンバーで各領域伝達担当者から、全教員に伝達する体制になっているほか、事務局総務課が管理する議事録の閲覧も可能である。

カリキュラム改正、大幅な授業内容の調整など、全学的事項は、適宜、全教員が参加する教員会議を開催する。また、年間の重要事項や学長の運営方針は年度初めに、さらに、その他重要かつ必要伝達事項は、各学期初めもしくは適宜教員会議を開催し伝達するが、最近では、議論、意見交換不要な日常事項の連絡調整はメールを用い、会議による時間消費を防いでいる。

教育に関する管理的事項は、学部にあつては教務委員会・学務課、学務部長さらに学部長と副学長、大学院にあつては研究科学務委員会・学務課、研究科長さらに副学長から学長の双方向経路の必要なレベルで対処される。教育研究の実務的レベルは、学部教務委員会および研究科学務委員会が、必要な領域、関連委員会または教員レベルに伝達され、報告は逆の方向で行われる。各領域の教育の責任者は教授が在籍の場合は教授、不在の場合は准教授で、両職位不在の場合は関連領域の教授が担当している。

各領域では、責任を持つ教授または准教授が、必要な場合には関係者を交え、計画策定、実施、評価その他の検討を行い、必要な関係者に伝達する仕組みにある。

対外的には、現在まで、各領域が個別に対応している。

研究に関する事項は、本学に属する教員の研究の概要などを掌握しうる研究促進委員会が研究の責任者と連絡調整するが、科研など個人ベースのものは、個人的に関係者との連携をとっている。

その他、緊急時の連絡に対応するための 24 時間体制の緊急連絡網もあり、稀に実習先での感染症発生などの情報交換に活用されることもある。

【点検・評価】

連絡調整体制はあり、一見、機能は全うされている。しかし、やや複雑で、また、対外的には各領域が個別に伝達しており、組織的な体制になっていない。内容の正確さ、迅速さ、頻度などを含め、機能的な伝達調整システムが必要である。

【将来の改善方策】

大学内の連絡調整は現行を改善する努力を行えばよいが、対外的な連携を含めた場合、組織全体で統一されたシステムを整備し、機能的効果の連絡調整網を構築することが好ましい。新カリキュラムの実施にあわせて検討する。

2. 教育研究支援職員

【現 状】

前述したが、本学の演習実習は、本学教員である助手がほとんどを担当しているが、技術演習補助の非常勤助手 1 名が配置されている。語学関連では、LL 教室に英語教育専門家の非常勤職員を 1 名配置している。研究のための支援教員は配置されておらず、ティーチングおよびリサーチ・アシスタントも置いていない。

【点検・評価】

看護学教育において、多くの時間を取る演習実習を専任教員で担当していることは評価できる。また、LL 教室に英語教育の専門家が配置され、語学系のみならず看護系教員とも連携を図っていることで、授業時間外の LL 教室の利用や専門的な相談に対応できている。

【将来の改善方策】

大学の管理運営の余裕と教育研究の質をバランスにかけることは避けるべきかもしれないが、外部研究資金によるリサーチ・アシスタントの雇用を含め、可能な体制を検討する。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

【現 状】

(採用選考)

教員募集は、原則公募である。選考は、「日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程」、「日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程細則」および「日本赤十字九州国際看護大学教員選考基準に関する規程」に則って行われる。選考委員会は、正教授会で選挙により選出された構成員 5 名を以って構成する。選考委員会は、公募により集まった応募者の経歴、研究業績および学会活動その他を検討し、十分審議した上で、必要な場合は面接を行い、候補者を正教授会に推薦する。正教授会は、報告を受け、所定の審議の後、投票により選出される。この結果は、教授会で報告される。

(昇任選考)

教員の昇任については、講師ポストに限り、公募に先立ち学内推薦による昇任制度が存在し、学内からの推薦による適任者がいない場合に公募することとなっていた。

しかし、現在は、講師ポストへの学内応募を含め、全て公募としており、いわゆる学内昇格制度による昇任はなく、手続きなども採用選考と同様である。

【点検・評価】

教員の募集、昇任など、任免は、上位職者がやや高齢者化しているなどの問題はあるが、概ね適切に行われている。教員組織の項で述べたとおり、平成 19～20 年度に、看護専門領域の複数教授が退職を予定しているが、近年、看護系大学急増の影響もあって、特に、各領域看護学の上位担当教員は不足状態にある。また、大学の所在など、地理的問題もあり、一般公募により優秀な候補者を本学が集めることは必ずしも容易ではない。

【将来の改善方策】

厳しい大学運営状況からも、優秀な若手人材の登用を真剣に考慮する必要があり、教員募集・任免制度の整備とともに、優秀な人材を集める具体的な方法の検討も必要である。

ただし、将来構想委員会などの検討には、長期的に人事が硬直しないように、任期制や年俸制の導入の検討も必要である。

4. 教育・研究活動の評価

【現 状】

教育研究活動の評価の一つに、平成 17 年度後期から実施している学生による授業評価がある。結果は、開始 2 年目からは前年度結果との比較も加えて、改善の有無をチェックし、学部長から教員各個人に伝達し、さらに、内容は個人情報をお問わない形で、適宜、学生および全教員に公開している。研究活動については、本学紀要に 1 年間の実績を記載し、全国の看護系大学および赤十字関連施設などに配布している。

また、試行期間ながら、日本赤十字社の勤務評定に準じる形の、教職員に対する日本赤十字学園の勤務「評価」がある。これらは、直接的に教育・研究活動を評価するものではないが、教育研究活動の成果は一般的な勤務態度とも並行する面があると考えており、今後の本施行を待って活用する。さらに、FD 委員会の検討および文部科学省大学高度化推進事業資金による研究「学生参加による循環型授業評価・授業改善システムの構築」が行われており、その成果を待っている。

【点検・評価】

教育に関しては、平成 19 年度 FD 委員会が、授業評価アンケートの項目および評価方法などの見直しの検討と、上記文部科学省資金による研究の成果を待って、総括的な検討を行う予定である。

研究活動の評価は、科学研究費など外部資金への応募、実際の資金獲得とともに、研究成果の一般の学会などへの発表、雑誌投稿とともに、学内的では本学紀要「Intramural Research Report、IRR」への発表がある。全体として、量的な評価はあるが、質的評価までには至っておらず、教員の主体的な取組みに委ねられている。

【将来の改善方策】

学生による授業評価を継続的に実施するとともに、教員にあっては、日本赤十字学園による教育研究活動を含めた勤務成績に基づく昇給制度の構築に向けた勤務評定を平成 20 年 4 月から実施予定である。

研究活動については、量的評価と質的評価を併用する仕組みを検討する。

5. 学校教育法第 58 条改正に伴う新たな教員組織の整備

【現 状】

設置主体である学校法人日本赤十字学園における教員組織の見直しの対応について、学園本部将来構想検討委員会の大学・法人運営小委員会を中心として同本委員会や同教育・研究小委員会でも検討の結果、本学における教員組織は、教授、准教授、講師、助教、助手の 5 段階としている。

法改正の趣旨を踏まえ、本学においても従来 of 教員組織を見直し、平成 19 年度 7 名を講師に昇任させた。

各職位の位置づけは、本学学則第 7 条に基づくが、教育における担当は、領域によって准教授が教授同等の機能を持っている。

大学運営に関しては、各職位、各年代層の関与を鑑みた配置としている。

【点検・評価】

学園本部からの教員組織の見直しに係る指針を受け、文部科学省へ学則の承認申請を行った。

教育研究活動、管理面とも、職位の年代を考慮した対応をしていることは評価できる。

【将来の改善方策】

教育・研究上の目的を達成するために各教員の役割と連携体制を明確にし、責任の所在が明確になるような組織編成に向けなお一層の努力が必要である。

第2節 大学院の教員組織

1. 教員組織

【現 状】

平成19年4月に開設した大学院教育は学部と兼務体制であり、兼担教員20名は全学の講師以上教員数32名の62.5%にあたる。兼担教員の職位別構成は、教授12名(60%)、准教授6名(30%)、講師2名(10%)である(大学基礎データ表19-3)が、このうち特任教授6名は完成年次での退職が想定されている。

専攻領域別構成では、国際開発と健康4名、世界の健康危機3名、ヘルスプロモーション4名、加齢と看護3名、メンタルヘルス4名で、この他、共通必修科目および共通選択科目において兼担教員2名および非常勤講師8名がそれぞれ1科目を担当している。

【点検・評価】

平成18年に文部科学省から認可を受け、平成19年度4月に開設されたもので、教員数の変更はなく、適切性は保たれている。兼担教授12名中6名が特任教授であり、次世代を担う教授、准教授の育成および確保が課題である。看護系大学院は設立後、日が浅いものが多く、まだ、十分な人材を看護学教育界として供給できる段階に至っていないため、看護学教員の人材確保は極めて困難な状況にある。

【将来の改善方策】

将来構想委員会において方策などを種々考案し検討していく。

2. 教育研究支援職員

【現 状】

大学院教育に関わる教員の担当する科目の授業などを円滑に支援する助手など研究教育補助者は配置されていないが、学部同様、語学に関しては、LL教室の非常勤助手の支援を受けている。ティーチング・アシスタントおよびリサーチ・アシスタントの制度はない。

【点検・評価】

大学院教育および研究を充実し、且つ、質的に向上させるためには、専従の教育・研究補助者を配置するとともにティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント制度などの導入の検討も必要と考える。

【将来の改善方策】

早急に、専任助手の採用、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント制度などの導入を図り、将来の教育者、研究者として適格性を有する人材の発掘と育成を図るよう将来構想委員会で検討する。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

【現 状】

現在、学年進行中であるため、文部科学省により審査を受け大学院教員として適格であるとの審査を受けた教員のみによって構成している。完成年度が終わるまでは、特別の事情がない限り教員の募集は行わない。昇任については、大学院独自の制度は設けていない。

【点検・評価】

教員の中で、大学院教育と研究指導に当たった者の数は多くなく、指導経験が豊富な教員を十分持っているとは言えない。

【将来の改善方策】

大学院教育においては、科目の担当のみならず、個々の学生の研究指導においても、優秀な人材が必要である。人材確保が非常に困難な看護教育界にあっては、大学院教育にふさわしい人材の確保に向け一層の努力が必要である。

4. 教育・研究活動の評価

【現 状】

大学院教育は、学部の教員が兼務する体制をとっているが、大学院独自に1年次前期の講義終了後に学生から履修した科目すべての教員に対する評価を求めた。この授業評価を領域別にまとめ、学長と研究科長が各領域の各教員に面接して相談指導を行った。これは、大学院担当教員全体の評価ではないが、大学院担当教員の教育力と講義の質を向上させ、次年度の講義に生かす目的で実施した。

また、開設間もないことも考慮して、各領域の教科目の講義には、出来るだけ領域内担当教員全員の各講義への聴講あるいは講義の討論に参加することを推奨している。

現状では、結果的に各領域の担当教員全員が出席している。

【点検・評価】

学生による授業評価を今後の授業内容の検討に活用し、教員の教育力の向上と質の改善を図っていることは評価できる。

また、各領域内担当教員によるピアレビューを取り入れたことにより、教科のシラバスの内容を各教員が理解でき教育内容の一貫性・統一性を確保するとともに、教育内容の質を保証し、教員の教育力の向上を図れた。

【将来の改善方策】

大学院生による授業評価を継続的に実施し、大学院担当教員の教育力と講義の質の向上に努める。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現 状】

現在までのところ、他の教育研究組織・機関との関係は、教員の各個人的な連携にとどまっている。

【点検・評価】

本学大学院は、学校法人日本赤十字学園を設置主体としており、まず、傘下の他の赤十字看護大学（日本赤十字看護大学・日本赤十字北海道看護大学・日本赤十字広島看護大学）大学院との教育・研究の連携を図る必要があると考えられるが、教員の個人的な連携を超えて、相互の情報交換からはじめて、教育研究の連携へと向かう努力が必要である。

同様に、九州・沖縄圏の看護系大学院との教育研究の連携も十分にされてはいない。

本大学院の所在地である宗像市内にある福岡教育大学および東海大学との間にセクシュアル・ハラスメントに関する研修会を福岡教育大学において平成19年度には開催されたことを契機に、さらに教育研究の連携と交流が深まることが期待される。

【将来の改善方策】

所在地の宗像市内の教育研究機関を基点にして、九州・沖縄圏の大学院（看護系を含む）、学校法人日本赤十字学園傘下の各大学院との教育研究の連携が可能な具体的方法を検討する。

第6章 研究活動と研究環境

本学は単科大学である上、大学院は開設後 2 年に満たないため、研究活動と研究環境に関する評価・点検については、学部と大学院を併せて記述する。

【到達目標】

- 1) 宗像および九州地域の看護および保健医療福祉実践の向上に寄与する学際的な共同研究を推進する。
- 2) 赤十字の人道理念を具現化する看護学教育の質向上に関する研究活動を推進する。
- 3) 看護の人材育成に関する国際交流の推進に寄与する研究活動を推進する。
- 4) 専門分野の研究活動を支える研究環境の充実と競争的研究助成金獲得を強化する。

第1節 大学・学部の研究活動と研究組織

1. 研究活動

(1) 研究活動

【現 状】

開学時から学内奨励研究制度を設け、個人研究や専門領域の共同研究はもとより、領域に縛られない共同研究チームの編成、研究経験の豊富な教員による若手教員の研究指導、本学紀要「Intramural Research Report、IRR」への投稿を奨励しており、教員は、各年度の研究活動成果を IRR に投稿している。また、各教員の主要業績は本学ホームページにも紹介している。なお、学術賞受賞および特許出願・登録に至る著書・論文は未だないが、地域の保健医療福祉の向上と看護学の教育・研究の発展に貢献する研究は地道に継続している。

平成 14～18 年の 5 年間にわたる本学専任教員の研究成果を表 6-1、表 6-2、表 6-3 に示した。著書発刊は過去 5 年間計 53 件で、平成 14～16 年に比し、最近 2 年間は減少している。著書の多くは学外者との共著による看護基礎教育または看護職の継続学習に資するテキストであり、わが国の看護基礎教育および継続教育の一端を担っている。

5 年間の学術論文数は 241 件で、毎年平均教員 1 人当たり 1 件以上を報告している。

着実な努力の一端として、学位取得につながる論文も含まれており、研究の質向上を目指した成果は出ている。

論文は共著が多いが、学内の同一領域の教員による共同研究、複数領域にわたる教員の共同研究、および学外者との共同研究もあり件数は増加傾向にある。

これらの論文掲載誌は IRR が 64 件、各分野の看護専門誌 71 件、看護関連学際的専門誌 61 件で、学内の看護専門誌と関連学術専門誌に幅広く投稿している。平成 18 年度から IRR を年 2 回発刊とし、論文投稿を促した結果、同誌の掲載件数が増加したが、同時に学外の学術誌への投稿も増加している。

5 年間の学会発表は 226 件、その他報告などの件数 117 件で、最近 2 年間はやや減少しているが、各領域間および学外の共同研究の成果も報告されるようになっている。

学術論文や学会発表した課題から研究の動向をみると、開学当初は、看護学教育課程における各領域の教育方法やその評価に関する研究が多く、本学の教育課程の充実にかかわる看護学教育方法を追究していた傾向がみられる。

その後、災害救助活動、地域の保健看護活動、国際看護協力など、各看護専門分野で本学の理念を追究するものや、看護実践におけるエビデンスを探求する研究が増加している。

また、少数ながら海外学術誌での論文発表および国際学術集会における研究発表もあり、多領域の教員が意欲的に研究に参加している。

表 6-1 教員の領域別研究活動の年度別件数

領域	著書					論文					学会発表					その他				
	平成 14年	15 年	16 年	17 年	18 年	平成 14年	15 年	16 年	17 年	18 年	平成 14年	15 年	16 年	17 年	18 年	平成 14年	15 年	16 年	17 年	18 年
一般教養	2	2	1			5	4				5	3					14			
専門基礎				1	1			1	3					2	4		1		6	3
基礎看護	3	4				11	9	13		2	12	12	17	3	6	1	3		4	
成人看護	5	4	7	5		8	7	4	4	10	12	7	5	4	3	4		7	2	
老年看護						7	2	8	6	1	3	3	7	6	3	3	4	5	1	3
母性看護		1	1				4	2	5	7	3	4	6	5	4	1	2	4	1	1
小児看護	1			1	1	3	5	3	1	4	7	4	7		1	1	4	1		
精神看護	2	4	2			1		2	4	11	2	5	3	4	4	4	8	11	1	
地域看護	2	1	1	1		1	3	1	4	10		1	6	6	7	1	1	3	3	2
国際看護						1	1		1		1	2	2						1	2
研究・管理・教育						7	1	1			14	5	6			2	1	1		
総計	15	16	12	8	2	44	36	35	28	45	59	46	59	30	32	17	38	32	17	13

表 6-2 専任教員の学術分野別論文投稿誌件数

領域	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			
	紀要	看護 専門誌	関連 専門誌	紀要	看護 専門誌	関連 専門誌	紀要	看護 専門誌	関連 専門誌	紀要	看護 専門誌	関連 専門誌	紀要	看護 専門誌	関連 専門誌	
一般教養	2		3	1		3										
専門基礎								1	3		3					
基礎看護	3	3(1)	5	4	4	1	8	4	1					2		
成人看護		6	2		4	3(1)	2	1	1	1	2	1	8	2	4	
老年看護		4(4)	3(1)		2		1	6(1)	1	3	2	1		1		
母性看護					2	2			2	1	1(1)	3	6	1	4	
小児看護	1	1	1	1	2	2	2	1		1	1	3	1	3	1	
精神看護			1				1		1	1	2	1	3	8	2	
地域看護		1		1	1	1			1				8	2	1	
国際看護			1			1				1	3(1)					
研究・管理・教育		1	6		1				1		1					
総計	6	16 (5)	22 (1)	7	16	14 (1)	14	12 (1)	9	11	8	12	26	19	12	
学位論文				修士論文 3			修士論文 1 博士論文 1									

注):()は海外学術誌の再掲件数

表 6-3 専任教員の学術分野別学会発表件数

領域	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	看護 専門 分野	看護 関連 分野	(再掲) 日赤看 護学術 集会	看護専 門分野	看護関 連分野	(再掲) 日赤看 護学術 集会	看護専 門分野	看護関 連分野	(再掲) 日赤看 護学術 集会	看護専 門分野	看護関 連分野	(再掲) 日赤看 護学術 集会	看護専 門分野	看護関 連分野	(再掲) 日赤看 護学術 集会
一般教養		5			3										
専門基礎										1	1	1		4	
基礎看護	8	4	1	12			15 (2)	2	1	3		1	6		
成人看護	8	4 (1)	1	4	3		2	3(1)		1	3		1	2(1)	
老年看護		2 (2)	1		3(3)		2	5		2	4		3(1)		1
母性看護	2	1			4		2	4			5		1	3	
小児看護	7		1	4			5(3)	2					1		
精神看護		2		2	3		3			3	1		1	3	
地域看護					1		4	2		3	3	1	3	4	
国際看護		1		1	1		2	4							
研究・管理・教育	5	9		4	1		2(2)								
総計	30	28 (3)	4	27	19 (3)		37 (7)	22 (1)	1	13	17	3	16	16	1

注):()は国際学会発表の再掲件数

【点検・評価】

研究活動の成果は、教員 1 人当たり毎年平均 1 件以上の論文投稿と学会発表を維持して、本学の研究活動が国の看護教育研究の発展に寄与しているといえる。また、研究の質の向上については、学位取得論文の作成にいたるなど、着実に向上している。さらに、学会発表やその他報告において、本学建学の趣旨につながる災害救援、地域貢献、国際看護に関する研究発表も増えている。

このような研究活動の動向は、平成 19 年度の大学院研究科開設の基盤にもなっており、今後は著書・学術論文・学会発表件数のさらなる増加と質の改善が期待される。

しかし、大学院における研究指導、地域の保健医療福祉および看護実践の向上、看護の人材育成に関する国際交流に寄与する上で、より質の高い研究活動を促進強化する必要がある。特に、本学の教育理念の具現化を意図した教育カリキュラムの評価と充実に関する研究、地域の看護および保健医療福祉の向上に寄与する研究の推進は重要である。

【将来の改善方策】

研究促進という目標を達成するため、外部研究資金の導入にさらに努力する必要がある。

国際を標榜する大学として、国境を越えた研究、また、国際を視野に入れた全学的 COE 的研究も目指すべきである。学内にある既存の奨励研究や紀要の活用、学内外の研究者との共同研究、若手教員への指導や研究機会の接触など、多様な方策を今後も継続し、併せて質の向上を図り真に社会に貢献できる成果を出せるよう、一層全学的な意識の向上を行う必要がある。

地方に位置する大学として、地域の保健医療福祉の向上には密接に関与し、寄与できるよう、研究フィールドの開拓についても努力し、周辺の市町村、保健所、保健医療福祉機関のみならず、本学特有の赤十字経路を通じた地域関連施設との連携も促進する必要がある。さらに、これらの機関施設における継続教育や看護研究支援を通じた共同研究を一層促進し、保健医療の現場と密着した研究を進める努力も必要である。

(2) 研究における国際連携

【現 状】

本学の研究における国際連携は、日本赤十字社、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency, JICA）、赤十字国際委員会（the International Committee of the Red Cross, ICRC）および世界保健機関（World Health Organization, WHO）などの国際機関との連携による国際協力事業と、海外教育研究機関との研究レベルの活動に二分される。

これらは、いずれも研究を主体としたものではないが、活動を研究的に捉えて、学会発表したり、論文として発表したり、事業から派生した科研費の獲得もあるため、ここに記載する。

代表的な国際事業として、平成 15（2003）年および平成 18 年 3 月、平成 20 年 2 月開催の世界的人道援助研修（Health Emergencies in Large Population I : H.E.L.P I および Health, Ethics, Law and Politics : H.E.L.P. II）、日本赤十字社の委託で行っているインドネシアバンダアチェでの災害看護導入支援、および JICA 関連の事業がある。

H.E.L.P. は、中堅以上の実地経験者を対象とする人道援助研修で、昭和 61（1986）年来、世界では、毎年、10～13 コース程度が開催されてきたが、アジア地区での継続開催はない。

本学は、文部科学省、外務省、厚生労働省などの支援を得た形で、平成 14 年度来、隔年開催し、これまでに 28 ヶ国から 65 名を受け入れている。世界的に、看護大学が本コースを開催しているところはない。平成 19 年度の第 3 回開催後、これまでの経過をまとめ発表する予定である。

アチェの災害看護教育は、津波後の現地に、それまでなかった災害看護の概念と教育法を伝達するもで、平成 17 年度から、数ヶ月ごとに、延べ 37 名の教員が現地入りした。

現在、災害看護教科書の作成に入っている。本事業は、災害看護、看護教育法、異文化における救援のあり方など、多様なテーマを包含しており、すでに日本赤十字学園の研究資金および日本私立学校振興共済財団からの研究資金を得ているが、今後はさらに現地看護教育スタッフとも連携した研究に発展させる予定である。

JICA 事業は、主に、海外専門家の受け入れで、開学 3 年目から、3～4 週程度の研修コースを行い、延べ 26 ヶ国 125 名を受け入れたほか、本学教員 5 名が短期専門家として各国に派遣されている。本活動に関連した科研費獲得のほか、関与した若手が、他の国際活動に向けた各種研究費獲得に向けて活発な行動を取るきっかけとなっている。

第 3 章第 1 節 2～6 に記載した海外大学との学術交流としては、すべて平成 19（2007）年度であり、5 月の韓国赤十字看護大学、9 月の韓国檀國大学校看護学部、10 月のタイ王国コンケン大学看護学部、および平成 20 年 2 月のタイ王国赤十字看護大学で、まだ、具体的な研究は進んでいないが、いくつかの検討は始まっており、これらを通じた教員の教育研究交流の基盤が整ったところである。

特殊なものとして、平成 19（2007）年 8 月には、APAN(Asia-Pacific Advanced Network) というインターネットによる学術会議に参加した。APAN の目的は「アジア太平洋地域における高度なインターネット回線を用意すること、およびその回線を利用して研究や教育プロジェクトを推進すること」にある。当日は中国西安をキーステーションに、本学、インドネシア、ベトナムを繋ぐ看護系の多国間インターネット会議が開催された。

「各国における健康問題と各参加施設の概要など、看護教育や国際活動」をテーマに、発表・質疑応答・討論が繰り広げられ、世界中が抱える保健問題や看護レベルの向上をネットワークの上で協力して解決していくことが試みられた。

これらは、いずれも、わが国の国際保健分野の第一人者である学長のリーダーシップのもとに行われているが、現在、若手教員の意識の変容と積極的な研究志向が始まっており、今後の研究的国際連携の道は確実に開けると言える。

毎年、海外の学術集会や国際学会に参加・発表しており、そのための積極的な支援として、国外出張旅費の支給、海外渡航手続きがある。平成 18 年度実績は 16 件（国内旅費 40 件）で、総額は国内学会など出張費を上回っている（大学基礎データ表 30 参照）。

平成 19 年度には、3 教員が、米国ジョーンズ・ホプキンス、エモリー、ペンシルバニア、イリノイ 4 大学およびマサチューセッツ総合病院を訪問し、研究における国際連携に関する本学のあり方を追究した。

また、将来の本学研究活動における国際連携を図る基盤となる競争的研究補助金を以下のとおり獲得している。

表 6-4 国際連携を図る基盤となる競争的研究補助金（平成 16～19 年度）

①	国際健康危機ネットワーク強化研究事業：研究代表者 喜多悦子 平成 16～18 年度 厚生労働省
②	看護系における国際協力に携わる人材育成に関する研究：研究代表者 喜多悦子 平成 17～19 年度 国立国際医療センター
③	人間の安全保障に関与する保健・看護専門家の役割とその教育のあり方に関する研究： 研究代表者 喜多悦子 平成 17～19 年度 文部科学省
④	途上国農村部における地域看護の問題解決手法開発のための介入研究：研究代表者 松尾和枝 平成 17～19 年度 文部科学省
⑤	バンドアチェにおける看護の現状把握と看護教育に関する検討：研究代表者 坂本洋子 平成 18 年度 日本赤十字学園本部
⑥	国際活動における赤十字看護師キャリア開発プログラムの構築：研究代表者 下山節子 平成 18 年度 日本赤十字学園本部
⑦	東南アジアの文化・社会的側面と看護に関する研究：研究代表者 松尾和枝 平成 19 年度 文部科学省
⑧	インドネシアにおける卒後教育としての災害看護教育の普及に関する研究：研究代表者 大塚邦子 平成 19 年度 日本赤十字学園本部
⑨	グローバル化のアジアの看護師と看護教育：研究代表者 織田由紀子 平成 19 年度 文部科学省
⑩	人道と健康の危機管理に貢献できる看護人材の育成プログラム：研究代表者 上村朋子 平成 19～21 年度 日本私立学校振興共済財団
⑪	海外看護研修助成修（受入機関：米国メイヨークリニック）：助成受領者 中村光江 平成 19 年度 木村看護教育振興財団

本学が行った国際関連のシンポジウムでは、平成 19 年 3 月、香港、ベトナム、タイ、インドネシアでの SARS または鳥インフルエンザの人感染の治療経験をもつ看護師やウイルス専門家を招き、厚生労働科学研究費「国際健康危機管理のための情報ネットワークのあり方に関する研究」班と合同で開催した「健康の危機—その時ナースは」と題する公開シンポジウムがある。

また、開学年から開催している「国際シンポジウム」は、現在、学生が企画運営する形で、毎年、内外の看護・保健関係者を招いているが、過去 2 年間は、スリランカ、韓国などの看護学生が参加した。

【点検・評価】

本学は、学長のリーダーシップによって、各教員の国際活動や学外競争的研究補助金獲得が強く奨励されており、その結果、若手教員が国際活動や関連する看護教育研究に参加し、大学として組織的な国際的研究事業が促進されていると言える。

研究面の国際連携には、教員海外派遣および海外研究者の受け入れ制度を設けることが不可欠である。すでに人的学術研究交流のため、短期海外出張として数ヶ月程度が認知されているが、いまだ半年間以上の長期派遣には至っていない。

将来の長期海外研修や研究派遣に対して平成19年に本学自主計画研修など取り扱い要領が定められ、既にこの制度を活用して2名が米国に派遣された。また、海外研究者の受け入れについても、国際研究事業や学術交流の締結をめぐって、その制度化が課題になっている。

平成19年度の韓国およびタイ王国の2看護大学および2総合大学看護学部と学術交流の締結もその一環といえるが、これらの学術交流は初期段階にあり、海外の看護教育や看護研究との実際の教育研究交流は、まだ、今後の問題である。

今後、これら国際的研究事業を国内外の看護実践、看護学研究、看護教育にフィードバックすると共に、海外の看護関係者とさらなる共同研究に発展させ、海外研究者と長期相互派遣による広域研究体制の構築も課題となる。

【将来の改善方策】

今後、本学が学術的国際連携を図る上で、各教員が専門領域の国際的学術交流の成果を学内で共有し、その結果を踏まえて海外の研究者との学術交流を可能にする教員の長期相互派遣システムを構築する必要がある。

また、最低限、英語での論文作成能力を持つことも必要である。

(3) 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現 状】

本学は、開設から日が浅い単科大学であり、未だ附設研究所を有していない。

しかし、教員の共同研究体制については、先述のとおり専門領域を越えた研究チームも編成され学内の施設・備品を研究のために有効に共同活用する土壌は培われている。

現在、日本赤十字学園の看護大学(6校)の相互協力における研究促進を目的とした日本赤十字看護大学学術集会が毎年開催され、本学もその運営の一端を担っている。

また、開学以来、九州地域の赤十字病院における看護研究指導や看護研究セミナーなど、継続教育に対して本学研究促進委員会を中心に教員派遣を行うなど、看護実践の場への関与も強めており、将来これら関係機関との共同研究を推進する基盤形成に努めている。

なお、海外の大学との共同研究に関する協定はあるが、近隣の北九州地域の大学など、国内の大学との共同研究の取り決めはなく、研究は個人レベルで進められている。

【点検・評価】

本学の研究活動は個人研究中心に進められてきた経緯があり、学内の研究体制は強化されたが、他大学および他機関との組織的な研究連携には至っていない。

しかし、九州地域の赤十字病院の看護研究支援や近隣大学や保健医療施設の関係者との個人レベルの共同活動を通して、今後の研究範囲の拡大と質向上が図られている。

大学として他の教育研究組織との組織連携を強化することも急務となっている。

【将来の改善方策】

本学研究活動の目標を達成するために、近隣の北部九州を中心に、これまで教員が個人レベルで進めてきた他大学および他施設との共同研究の動向を組織的に把握・共有し、本学の教育研究活動の発展に有効かつ必要な連携方針を定め、その実現を図る必要がある。

2. 研究環境

(1) 経常的な研究条件の整備

【現 状】

1) 個人研究費および旅費

本学専任教員の研究費は、経常的研究費である個人研究費と競争的研究費である奨励研究費に区分されている。平成 18 年度個人研究費総額は 9,200 千円（教員 1 人当たり 242 千円）（大学基礎データ表 32）で、教員の職位と担当授業科目時間による算定基準で配分している。

現在まで、研究業績などによる支給条件はなく、上記、職位と担当授業時間数による配分が唯一の基準である。

個人研究費には備品費、消耗品費、旅費、謝金が含まれており、交通費旅費の割合は、科研費などに準じ、50%以内とする基準を設けている。その他の費目の限度は設けず、概ね、科学研究費など公的研究費の規約を参考として運用されており、教員の研究計画に柔軟に対応させている。

また、学会の筆頭発表者に対して年間 1 件 5 万円以内の研究旅費を加算している。

さらに、本学で開催される学会に対する助成制度（1 学会当たり 10 万円）も設けている。

2) 教員研究室

教員研究室は研究棟、3、4 階にある。助手は共同研究室、講師は 2 人部屋、准教授以上は原則的として個室研究室が与えられている（大学基礎データ表 35）。

各研究室は、照明、空調、居住性、安全管理に優れており、机、椅子、ミーティングテーブル、書架、電話、スケジュールボード、ロッカー、ミニキッチン、冷蔵庫などを設置し、さらに教員個人毎にデスクトップコンピューターが設置されている。

また全共同研究室にも LAN を配置し、効率的な研究環境を整備しているが、学生とのゼミナール使用も可能である。また、研究棟各階には、10 数名収容可能な会議室があり、助手共同研究室や個人研究室で対応できない人数のゼミナールや討論を可能にしている。

3) 教員の研究時間および研究活動に必要な研修機会の確保

教員の研究時間は、教育運営に支障のない範囲で柔軟に対応しうることが保障されており、教育研究活動に必要な研修参加は自己申請および学長又は学部長などの推薦で、さらに学会参加は自己申請に基づいて行われている。また他大学大学院で学位取得を目指している教員に対しては、単位取得などに必要な時間的支援と教員間の支援も行われている。さらに、長期的かつ広がりのある共同研究および研修を可能とするために、平成 19 年には本学自主計画研修など取り扱い要領が定めた。しかし、本学の看護実習施設は大学からやや距離があるものも多く、実習指導に忙殺される実習期間中の研究時間の確保に困難を感じる看護系教員も少なくなく、個人研究や共同研究に支障が生じていることもある。

【点検・評価】

本学の経常的研究費は、競争的研究費獲得を前提としているが、大学全体として研究計画の実行を支援しており、経費に見合う以上の成果をあげるにより今後も現状を維持する必要がある。また、教員研究室ならびに共同研究室は、教員が研究活動を推進しやすい環境を十分に整備している。

しかし、研究時間の確保に関しては、基本方針を定めてはいるが、現実には、看護学教育に特有のカリキュラムとして実習科目の割合が大きく、とりわけ直近に付属実習施設がないため、大学から離れた施設での実習指導のために研究時間の確保が困難な実態もあり、その改善が必要である。

【将来の改善方策】

教員の研究活動を支える教員研究室などは当面現状維持の方向で問題がないと考えられる。

しかし、学生の実習指導に関わることの多い教員が計画的に研究時間を確保するための措置については、年間の実習と授業その他の学内行事などにおける教員の業務担当計画を緻密に計画・評価する努力を更に進める。

(2) 競争的な研究環境創出のための措置

【現 状】

本学では開学当初から競争的研究資金を獲得することを目標に、奨励研究および指定研究の 2 学内競争的研究制度（奨励研究および指定研究）を設け、学内の研究資金獲得への道を開拓する努力をしてきた。

加えて学外の競争的研究補助金獲得を目指すための研究活動の支援を目的とした奨励研究費（大学基礎データ表 31）は、平成 19 年度には総額 100 万円が予算化された。指定研究は本学の教育研究上必要な研究課題を学長が指定しているが、平成 18～平成 19 年度は総額 100 万円を予算化したが、学外の競争的研究補助金の獲得により執行されなかった。

奨励研究費申請の審査は、本学研究促進委員会が担当し、倫理面を研究計画の審査と効果的な研究の質向上と成果を得る上で必要な助言を行うとともに、その成果を本学紀要「Intramural Research Report、IRR」に報告することを義務付けて、研究の質向上を図っている。

その結果、大学基礎データ表 32～34、表 6-5 に示すように、平成 17 年以後の学外からの競争的研究資金総額の増加と、研究資金供給組織の拡大となり、初期の目標が達成された。その結果、学内研究費総額は平成 16 年度 5,259 千円から平成 18 年度 46,018 千円と減少しているが、これに対して科学研究費補助金総額、政府もしくは政府および関連法人からの研究助成金総額は一定額を維持している。まだ企業などからの受託研究費の確保には至っていないが、活用している補助金は日本学術振興会科学研究費の他に、厚生労働省、日本赤十字学園、宗像市、その他民間団体に拡大し、その総額が急速に増加している。

このような教員の研究活動の拡大化と活発化にともない、学内の各研究班間および関連大学などとの連携システムづくりが、新たな課題になりつつある。

【点検・評価】

本学の過去 5 年間にわたる競争的研究費申請数と採択状況から、学内の奨励研究費のあり方と共同研究の方向性、および若手教員に対する競争的研究費申請指導などの効果が、学内の競争的研究費獲得の実績に現れていると評価することができる。

したがって、今後もこれらの方針を一層強化し、研究活動の更なる向上を図り、本学らしい研究成果を学内外に発揮できる受託研究費確保に繋げる必要がある。

そのために、各研究班の研究成果を踏まえ本学教員が学内および関連大学などとの連携システムづくりにどのように取り組み、関与できるかを検討が必要である。

【将来の改善方策】

本学がこれまで培ってきた教員の学内共同研究体制を、更に研究の質を高めるための計画的な研究計画が遂行できる条件を強化するとともに、関連大学などと連携および協力のシステムづくりのあり方を検討しその実現を図る。

表 6-5 競争的研究資金の申請状況（平成 14～18 年度）

区 分		件数・総額	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
学内	奨励研究費	申請件数	-	-	-	15	10
		採択件数	19	20	17	14	4
	指定研究費	新規件数	10	2	2	0	0
学外	科学研究費補助金	申請件数	-	-	10	7	12
		継続件数	0	0	1	3	3
		新規件数（再掲）	0	1	2	2	0
	文科省研究補助金	申請件数	-	-	-	-	-
		継続件数	0	0	0	0	1
		採択件数（再掲）	0	0	0	0	2
	厚生労働省研究補助金	申請件数	-	-	1	1	-
		継続件数	1	-	1	1	1
		採択件数（再掲）	-	1	1	0	0
	国立国際医療センター研究補助金	申請件数	-	-	-	-	-
		継続件数	-	-	-	0	1
		採択件数（再掲）	-	-	-	1	0
	地方自治体研究補助金	申請件数	-	-	-	-	2
		継続件数	-	-	-	0	2
採択件数（再掲）		-	-	-	3	0	
日本赤十字学園研究補助金	申請件数	-	-	-	-	5	
	継続件数	-	-	-	0	0	
	採択件数（再掲）	-	-	-	1	3	
その他団体研究補助金	申請件数	-	-	-	2	1	
	継続件数	-	-	-	0	1	
	採択件数（再掲）	-	1	-	2	1	
学内	奨励研究費	採択総額（円）	6,092,000	3,487,000	3,945,000	2,770,000	950,000
	指定研究費	採択総額（円）	2,624,000	111,000	182,000	0	0
学外	科学研究費補助金	採択総額（円）	0	1,000,000	7,500,000	11,700,000	8,800,000
	文科省研究補助金	採択総額（円）	0	0	0	0	2,830,000
	厚生労働省研究補助金	採択総額（円）	925,000	3,399,000	26,368,000	13,000,000	13,000,000
	国立国際医療センター研究補助金	採択総額（円）	-	-	-	2,500,000	2,500,000
	地方自治体研究補助金	採択総額（円）	0	0	0	150,000	100,000
	日本赤十字学園研究補助金	採択総額（円）	-	-	-	200,000	4,410,000
	その他団体研究補助金	採択総額（円）	-	450,000	-	1,750,000	800,000

（3）研究上の成果の公表、発信・受信等

本学は開学当初、厳格な論文審査による“紀要”とせず、緩やかな投稿ルールにもとづく紀要「Intramural Research Report、IRR」を刊行して学術研究の促進を図った。

現在、その名称の変更はないが、発刊を年 2 回として投稿数および投稿機会を増し、さらに、投稿原稿の分類と論文審査を実施して、研究の質の向上を図っている。また、2 号以降は、各巻の内容を国立情報学研究所作成のデータベース（CiNii）に登録、公表しており、本学ホームページより受信も可能である。

【点検・評価】

「IRR」第4号までの、投稿論文の多くは投稿が義務化されている「学内奨励研究」の報告が占めていたが、第5号から「研究ノート」や「資料」としての投稿が見られるようになり、研究の速報性を発揮できるようになっている。

また、第5号以降、投稿論文の査読方法を「査読要領」として明文化することによって、ダブルブラインデッドの査読（再査読・再々査読）を徹底し、投稿論文の専門性によっては学外の専門家による査読も実施して、原著論文を掲載できる学術誌としての質が保証できるようになっている。

大学紀要としての性格を有しながら年2回の発行に踏み切ったのは、博士論文の準備期や研究業績の蓄積が必要な若手教員が多い本学の現状を踏まえてのことである。査読の徹底によって若手教員の論文作成能力が向上しつつあると評価できるが、博士論文の提出に必要な副論文の作成に寄与した事例はまだ一例のみである。

従来の予算で年2回の発行を実現するために、編集の実務的作業（第4号までは印刷所に外注）を担っている編集委員会の、時間的負担が大きいことは、今後解決が必要な課題である。

【将来の改善方策】

若手教員の論文作成能力の向上と論文発表機会の増加をねらいとする「IRR」の改革の成果をさらに向上させるためには、若手教員が今までより深く、長く研究できる環境を創り出す対策が必要である。具体的には、

- 1) 助手・助教に対しては学内に研究支援アドバイザーを置く。
- 2) 研究時間を保障するために演習・実習の時間を計画的に見直す。
- 3) 講師が学内の他領域の教員と共同研究することを奨励する。

などを検討する。

また、現行経費のなかで「IRR」の発行を続けるためには、編集委員会の負担を軽減する必要があり、投稿する教員の編集能力を向上させる方策が必要である。

（4）倫理面からの研究条件の整備

【現 状】

開学当初に全教員が参加した研究倫理の学習会を開催し、研究における倫理的配慮の徹底をはかるとともに、倫理委員会が学内奨励研究の研究計画書の倫理審査を行い、さらに本学学生を対象とする調査研究については、学外からの依頼を含めて学生の自由意思による参加を保障するように指導を行ってきた。

平成18年度からは、平成19年度からの大学院開設を視野に研究倫理審査委員会を立ち上げ、その規程と倫理審査要領を明文化し、さらに学内教員が実施する倫理的配慮が必要なすべての研究と本学学生を対象とするすべての研究の倫理審査を行っている。

【点検・評価】

平成 18 年度は、規程と審査要領の試行期間として学内委員だけの倫理審査委員会を開催したが、申請が学内奨励研究の申請時期と学外からの依頼が多い年末に集中し、定例化できなかつたために、散発で提出された申請書の審査に時間がかかるという問題が生じた。

平成 19 年度は、学外の法学研究者を委員に加え、月 1 回の定例化を行い、申請より 1 ヶ月以内に審査を完了できる体制を備えており、倫理面から研究を支援する環境は整いつつある。

院生が行う研究については、倫理的配慮を指導し、審査する体制を整えつつあるが、学部学生の卒業研究は、教育的配慮と件数の多さから卒業研究指導教員が行うという申し合わせになっている。卒業研究を学外で発表する場合には、倫理審査の承認が問われることもあり得るので対策が必要である。

規程では審査委員に地域住民を入れることも求めているが、実現しておらず、研究の対象となる人々の人権を守るためにも住民の視点からの審査委員が必要である。また、研究の対象から提出された同意書は研究倫理審査委員長が保管し、トラブルが万一生じた場合の対応をすることになっているが、このような能力は審査委員会だけでは不十分である。

【将来の改善方策】

地域住民の審査委員への登用は平成 20 年度からの開始を検討している。学生の卒業研究の倫理審査は現在の体制では不可能であるので、卒業研究指導教員に対する指導を徹底するとともに、学外で公表する場合には「出版物」としての倫理審査を行うようにする。

研究倫理上のトラブルが発生した場合の対処方法として、法律家をアドバイザーとしておく、などの対策を検討する。

第7章 施設・設備等

【到達目標】

大学および大学院の各施設が大学設置基準および大学院設置基準を十分に満たすとともに、施設・設備の維持・整備を適切に行う。

平成19年4月に大学院を開設し、現在、学年進行中であるため学部と大学院を併せて記述する。

第1節 大学・学部、大学院の施設・設備

1. 施設・設備の整備状況

【現状】

本学は、福岡市と北九州市の中間に位置する福岡県宗像市内にある。緑豊かな丘陵地に位置し、自然の景観に恵まれて眺望が良く、空気が清浄で騒音が少ないなど、勉学の環境として恵まれた条件にある。

本学は市民に開かれた大学として開学時から図書館、レストラン、ラウンジ、体育館などを外部に開放している。

以下、各施設の具体的な面積・規模を説明する。

1) 校地

本学の校地面積は、48,186 m²（市からの無償貸与分含む）であり、大学設置基準（学生1人当たり10 m²、本学の学部・大学院を合わせた定員420人の基準面積は4,200 m²）に照らしても十分な面積が確保されている。

2) 施設・設備

ア. ゲート棟 3,317.8 m²

学長室、学務部長室、研究科長室、事務局長室、事務室、会議室、講師控室、保健室、学生相談室、交流プラザ、セミナールーム、レストラン、売店

イ. 講義研究棟 3,553.8 m²

講義室、演習室、研究室（准教授以上は個室、講師は2名で1室、助手は複数人で1室）、国際交流センター、大学院院生用（共同研究室、講義室、情報処理演習室）

ウ. 実習棟 3,837.9 m²

情報処理室、LL教室、調理実習室、看護実習室、実験室、演習室

エ. 学生棟 1,312.7 m²

学生自治会室、クラブ室

オ. 図書館 905.8 m²

閲覧室109席、蔵書収容可能冊数6万2千冊、AVコーナー

カ. 体育館（アリーナ） 1,181.9 m²

バスケットコート1面（兼バレーコート2面、兼バトミントンコート3面）

キ. 弓道場 158.6 m²

5人立

ク. 情報処理機器

情報処理室には、パソコンが60台設置されており、授業時間外でも開放しているため、インターネットなど自由に利用できる。

以上、施設は充実しており、大学設置基準に定める校舎の基準面積（本学は学部、大学院の施設を共用しているため、学部、大学院の合計定員420人で基準面積は、5,057 m²）を十分超えている。

【点検・評価】

本学は、宗像市が開発した「研究学園都市リサーチパーク」と名づけられた地区にあり、地区内には研究または教育・研修関連の数施設が設置されている。また、これらの施設間相互には、年次連絡会を含む交流があるが、今後の研究発展のためには、有力かつ優れた資源といえる。

講義室、演習室などは、学生の収容能力を満たしている。講義室が大・中・小合わせて10室、実習室が「基礎」「地域・老人・成人」「母性・小児・助産」など看護領域ごとに3室、演習室10室、実験室などが設けられている。

その他大学院生用として、講義室2室・共同研究室2室・情報処理演習室がある。

各室は、窓が大きく開放的な設計になっているので、圧迫感が少ない。採光条件が良く、室内の照度は良好に保たれている。

本学は、図書館、体育館、学内食堂など開放しており、宗像市民をはじめ学外者が適度に利用されていると評価できる。

【将来の改善方策】

本学は、開学から7年が経過し、施設、設備・備品などの修繕箇所が出てくることが予測されるため、それぞれについての耐用年数、機能の程度などを考慮しながら、今後の予算確保が課題である。

2. キャンパス・アメニティ等

【現 状】

学生食堂（座席数250席）では、長期休業の期間を除き営業時間は、11時から15時までである。食堂および売店の運営は、委託業者により行われている。

大学周辺は緑地環境に恵まれており、周辺の景観にマッチするよう敷地内に芝生などを植え、キャンパス内でもできるだけ植栽に努めている。また、交通の便については最寄りの

JR 赤間駅からバスが 15 分程度で大学正面玄関に到着する。道路の渋滞が少ないため、発着の時刻が正確に運行されており、利用者は時間を計画的に利用することができる。

植栽管理については、専門の造園業者に業務を委託し、芝管理、樹木の手入れなどを行っている。

施設警備については、職員の勤務時間内は事務局が行い、勤務時間外および休業日は業者に委託して警備員を配置して、校舎出入管理・巡回警備などを行っている。

清掃については、業者に委託して各教室や構内を毎日定期的に清掃しており、常に清潔な状態で保たれるように配慮している。キャンパスを清潔に保つ努力によって、快適な環境空間の維持に役立っている。

設備管理についても業者に委託しており、設備的なトラブルが発生した場合、速やかに対応し復旧が可能となるよう、施設の整備面での快適さを維持している。

【点検・評価】

食堂は、採光がよく展望の開けた設計になっており、学生のニーズに合わせた単品物など多彩なメニューを日替りで提供している。学生と教職員にとって、自然を眺め、リラックスしたコミュニケーションの場になっている。

各々の業務を専門家に委託することによって、キャンパスの状態をより良く保っている。

【将来の改善方策】

今後は、学生のニーズの多様化と大学の経済状況などを鑑み、どのようにキャンパス・アメニティを形成していくか長期的な展望に立った計画が必要である。

3. 利用上の配慮

【現 状】

障害者への配慮として、身体障害者用のトイレを 3 階建てのゲート棟各階に 1 箇所、4 階建て実習棟 1 階に 1 箇所、4 階建て講義・研究棟 1 階に 1 箇所設置している。

また、各棟および図書館入り口には自動扉を設置し、エレベーターは、各棟に 1 基設置され、体育館への入り口にはスロープを設けている。

利用時間に対する配慮について、図書館は、平日の午前 9 時から午後 8 時 30 分まで開館している。授業のない土曜日は、午前 10 時から午後 6 時まで開館しており、学外者の図書館利用についても同じである。

【点検・評価】

障害者が健常者と共に学ぶための環境、条件を整えることは当然である。現時点では対応を直接必要とする学生は在籍していないが、本学は地域交流として地域住民などに開放しており、障害者が来校する場合は、特別な配慮が必要であり、障害の内容により対応している。

【将来の改善方策】

施設・設備の利用可能時間については、利用状況や管理面からも現状が適切と考えるが、利用者である学生・教職員、学外利用者の声を参考に、利用時間などを随時見直していきたい。

4. 組織と管理体制

【現 状】

大学における施設・設備などの維持・管理は、事務局経理課が総括している。専門的な業務については、外部業者と綿密な連携の上で業務を委託している。

委託業務は、清掃・設備管理業務、警備業務、樹木剪定業務、空調設備保守点検、消防設備保守点検、昇降機設備保守点検、機器設備保守点検業務などである。

また、廃棄物処理に関しては、廃棄指針に基づいて専用の廃棄容器、廃棄専門業者に処理を委託している。

【点検・評価】

施設・設備の維持・管理業務のほとんどを外部業者に委託しており、効率化・合理化がなされている。

施設・設備などの維持・管理では、日常の巡視・点検をきめ細かに行うことが必要である。専門的能力を持った職員を自前で抱えることは、経費の面から困難であり、必要に応じ、広く専門業者に委託することが、より効率的であり、サービスの向上をもたらすことになると思われる。

【将来の改善方策】

今後、修繕の必要な箇所や設備の更新などが増えることが予測されることから、計画的な更新と合理的な維持・管理が必要である。

5. 情報インフラ

【現 状】

本学のネットワークシステムは、インターネット、電子メール環境としてサーバ（プロキシサーバ、DNS サーバ、メールサーバ、Web サーバなど）のほか、図書システムサーバからなる。インターネットに公開するサーバについては、データセンターに設置し、厳重に監視を行うなどセキュリティにも十分配慮されている。

パソコンは教職員各人 1 台、学生用には情報処理室 60 台、図書館 40 台計 100 台設置している。

【点検・評価】

ネットワーク利用度の上昇に伴い、情報量が増え、サーバ処理能力が低下し、研究・教育・図書館業務などに支障が出たため、平成 18 年度に情報通信システムの更新を行った。

その際、全演習室、会議室にも端末を設置し、学内各所からの情報収集・交換を可能とした。また、サーバ機能を増強し、情報提供などのサービス向上に努めている。

【将来の改善方策】

年々高性能化・大容量化も進んでおり、今後も使い勝手などを考慮しながら、安定し利用し易いシステムの構築に努めていく必要がある。

6. 大学院の施設・設備

大学院生用として、共同研究室を 2 室、講義室を 2 室、情報処理演習室を用意し、さらに、講義形態により、他の講義室、演習室、情報処理室および LL 教室などを利用できるように配慮している。

また、各研究室・講義室・演習室には、学内 LAN 用情報コンセントを接続し、図書検索、インターネットができるようにしている。

第8章 図書館および図書・電子媒体等

【到達目標】

第一に、本学図書館の資料収集方針「本学の教育・研究、九州・沖縄地区の赤十字の活動、看護師の看護継続教育および看護研究に資することを目的とする」に沿って所蔵の図書、雑誌、視聴覚資料を充実させる。

第二に、以下の図書・資料の収集に力を入れることにより、本学図書館の特徴を明確にする。

- 1) 赤十字関係
- 2) 赤十字看護に関する和洋の刊行資料
- 3) 九州・沖縄地区の赤十字および看護に関する刊行資料
- 4) 災害看護、災害医療、災害、国際看護に関する和洋の刊行資料
- 5) 看護継続教育、看護研究のための資料
- 6) 福岡県および宗像市の保健福祉関係の行政資料
- 7) 人道科学に関する刊行資料

ここでいう人道科学 (Humanitarian science) は、学長が長年の紛争地関与から提唱している discipline (学際的分野) で、看護、医療、国際保健、避難民や災害被災者救援など、個人と集団を対象とする、優れて実践的な医療保健福祉領域では、その背景となる学問は自然科学でも人文科学でもなく、それらの統合されたものが必要との考えによる。

第三に、電子情報と紙媒体を有機的に結びつけたハイブリッドライブラリー化を進めるとともに、利用者が求める資料に快適に到達できるよう利用支援に力を注ぎ、もって多様化するニーズに対し迅速かつ的確に対応できるようにする。

第1節 図書、図書館の整備

1. 資料の整備

(1) 図書

【現 状】

本学の教育目標に沿って、看護学の専門書を中心に幅広く収集を行っており、現在の所蔵数は収容可能冊数6万2千冊のほぼ半分近くに達している (大学基礎データ表41)。

平成17年度に内容を見直し、平成19年度の大学院開設に向けて、前年度より雑誌を含む図書・資料整備のための特別予算を組んで準備してきたことから、一定程度の蔵書の質的向上をみた。

赤十字、国際を標榜する大学として、看護に偏らない蔵書構成となっており（表 8-1）、平成 19 年度には、「災害看護、人道科学」分野の図書費の特別枠を設置して一層の充実を図った。

表 8-1 蔵書の割合

年度	看護学			看護学以外（医学を含む）			計		
		冊数	割合		冊数	割合		冊数	割合
平成 18 年	和	4,056	15%	和	19,479	70%	和	23,535	85%
	洋	825	3%	洋	3,418	12%	洋	4,243	15%
	計	4,881	18%	計	22,897	82%	計	27,778	100%

資料の選定は主として教員が行い、学生からの要望も積極的に受け付けている。

図書の分類には日本十進分類法を使用し、看護学については「N」記号を採用することにより、当該分野の図書が容易に識別でき、詳細な分類も可能なようにしている。

【点検・評価】

図書・資料数は、量的には一定の基準に達しているが、図書館資料の収集方針に掲げた特色ある資料の収集はようやく緒に就いたばかりであり、今後の努力が必要である。

特に以下の点に注意を払う必要がある。

- 1) 看護関連領域の図書・資料の割合を高くする。
- 2) 洋書の比率を開館当初の目標値（30%）に近づける。
- 3) 大学院を視野に入れた図書・資料の充実を図る。

【将来の改善方策】

短期的には、上記評価の 1) から 3) に力を入れ、それを予算配分にも反映させる。

中・長期的には、到達目標に掲げた特色ある図書・資料の収集の達成を目指す。

特に、本学の特色を活かした「赤十字」「国際」「災害医療・看護」「人道科学」に関する図書・資料は、今後とも日本赤十字社各県支部などに協力を求めつつ、体系的かつ計画的に整備する。

(2) 学術雑誌

【現 状】

現在所蔵している定期刊行物のタイトル数は大学基礎データ表 41 のとおりである。

このうち、冊子体は、和雑誌 417 種類、洋雑誌 80 種類で、電子ジャーナルは 570 種類である。

和雑誌については、開館以来、日本看護図書館協会の重複雑誌交換事業を通じてバックナンバーを補充してきた結果、一定の充実をみている。

洋雑誌については、平成 16（2004）年度より日本看護図書館協会のコンソーシアムに参加し、購入形態を冊子体から電子ジャーナルへ移行した結果、利用可能な洋雑誌の種数が飛躍的に増加した。これにより、研究室からもオンラインで閲覧が可能となり、教員の利便性が大幅に向上した。また、大学院開設を機に新規購入雑誌の種数を増やした。

しかし、全体として、未だ特色ある図書・資料の収集方針に応えるほどの雑誌タイトルの構成には至っていない。

【点検・評価】

学術雑誌の電子化の進行と洋雑誌の価格高騰は今後も続くと予想される。また、新しい課題に対応して雑誌が次々と刊行されており、学内でも新規分野に対するニーズは高い。しかし、雑誌の比率を大きく増やすことは、予算の固定支出の部分が増加することになり、図書費の総額が増えない限りは図書の購入に影響する危険があるので、継続性を考えれば新規雑誌購入数をむやみと増やすことはできないというジレンマを抱えている。

【将来の改善方策】

今後とも、他大学図書館とのコンソーシアムなどの形成に力を入れ、より有利な条件で電子ジャーナルを購読し、これを通じて閲覧可能なタイトル数を増やす。

また、収集内容を適宜見直すとともに、文献複写依頼などで需要の高い雑誌を優先的に講読するなどして、利用者のニーズに応えるような雑誌タイトルの構成にする。

（3）視聴覚資料

【現 状】

看護学、医学分野のものを中心に、授業での使用を視野に入れた構成となっている。

学生が頻繁に利用する視聴覚資料も看護学演習授業に関連するものが多く、その点ではニーズに答えているが、利用分野に偏りがある。

現在所蔵している視聴覚資料のほとんどはビデオテープである。一方、視聴覚資料の媒体の変化に対応し、平成 18 年度には DVD プレーヤーを 30 台整備し、DVD の視聴が可能となった。

【点検・評価】

看護学演習授業用の視聴覚資料だけでなく、本学の特色ある図書・資料の収集に資するよう、幅広い分野の視聴覚資料を収集する必要がある。

DVD プレーヤーを整備したものの、ソフトの所蔵数はいまだ十分ではなく、機器が有効活用されていない。

【将来の改善方策】

インターネットなど情報技術の向上を視野に入れつつ、本学の特色ある図書・資料の収集に寄与する視聴覚資料を購入する。特に、医療・看護分野に限らない幅広い分野の DVD を積極的に収集する。また、学生の視聴覚資料の利用が看護技術関連など一部の視聴覚資料に偏らないよう、授業とも連携しながら情報提供し、視聴覚資料の多様な利用を促す。

(4) その他教育・研究上必要な資料

【現 状】

図書や視聴覚資料など、通常、図書館で備品として所蔵する資料以外に、官公庁の資料や各種団体が発行する資料などのいわゆる灰色文献についても積極的に収集を行っている。地域の情報や各種団体の報告書など、利用者にとっては、一般の図書では入手できない情報を得る手段の一つとなっている。

平成 19 年度は、これらの資料のうち、特に赤十字関連資料の収集に重点を置き、九州・沖縄地区の当該資料について各施設などに寄贈の依頼を行った。

【点検・評価】

灰色文献は、通常の図書と異なり出版・流通経路が多様であるため、入手が困難であり資料収集の継続性に欠けることがある。また、資料の入手は相手先からの送付に頼るといふ受動的な方法となりがちである。

これまで、赤十字関連資料については、寄贈依頼を行うなどの手段を講じているが、その他の資料については送付されたものを受け入れるに止まっており、所蔵内容は体系的とはいえない。

【将来の改善方策】

灰色文献の多くは検索方法が未整備であるため、各機関に問い合わせをするなどして、積極的、体系的な情報の収集活動を行う。

特に、収集方針にも明記している赤十字関連資料や行政資料などについては、遺漏のない収集を行うよう今後も努力する。

2. 施設の規模および設備

(1) 施設

【現 状】

図書館は、大学の正面入口であるゲート棟の北側地下 1 階から 2 階に位置しており、その立地と吹き抜けのある構造から、本学教職員のみならず地域住民も利用しやすい明るく開放的な施設となっている。

施設の総面積は 906 m²で、1 階が参考図書、貴重図書、新書、雑誌、新聞、AV・PC コーナー、事務室、2 階は開架、閲覧スペースである。AV・PC コーナーのパソコンのディスプレイは、視聴覚機器の画面も兼ねている。

地下 1 階は、集密書架を備えた閉架式の書庫であるが、湿度調整に困難を来たしており、有効に活用できていない状態である。

①面積	総面積	906 m ²	
	内訳	閲覧スペース	675 m ²
		閉架書庫	167 m ²
		事務室	64 m ²
②座席数		表 43	
③蔵書収容可能冊数	約 6 万 2 千冊（開架 3 万 2 千冊、閉架 3 万冊）		
④閲覧室内コンピュータ台数	41 台（うち所蔵資料検索専用 1 台）		
	コンピュータは、学内 LAN を通じて、インターネットによる情報検索や電子メールの受発信、ワープロや表計算ソフトを使ったレポート作成が可能である。		
⑤視聴覚機器数	DVD プレーヤー	30 台	
	CD プレーヤー	30 台、ビデオレコーダー	6 台

【点検・評価】

地下書庫の湿度が高く、有効に使用できていないことから、平成 19 年度に地下書庫問題対策委員会を組織し、専門業者の協力を得て、燻蒸によるカビ生育の抑制、空気清浄機や除湿機による空調などの整備および定期的な環境測定などの対策を講じたところである。

書庫からの図書出納は、現在図書館員があたっているが、出納に時間がかかる構造となっている。このことから、今後、地下書庫の蔵書が増加すれば、図書館員の業務量の増加や管理上の問題が生まれる危険性がある。

館内で視聴覚機器が利用可能なスペースは 1 階の AV・PC コーナーのみであり、機器はすべて個人使用向けである。このため、グループで視聴できるスペースがなく不具合が生じることがある。

【将来の改善方策】

地下書庫の問題については、今後とも専門業者と相談しながら、対策の効果を監視し、有効活用できるよう整備を図る。

また、地下書庫からの図書の出納については、一定の手続きを経て利用者が書庫に入り、直接資料を閲覧できるようにするなどの方法を検討する。

視聴覚資料のグループ視聴に関しては、当面は、資料の図書館外での利用を認めるなどの弾力的運用により対処しながらも、今後、複数で視聴可能な機器の導入や、グループ閲覧席の設置についても検討する。

(2) 設備

【現 状】

オンラインによる図書館所蔵資料検索システム（OPAC）を、本学ホームページ内の図書館ウェブサイト上で公開しており、学内外および携帯電話から時間を問わず利用可能である。

さらに、ウェブでは、電子ジャーナルの閲覧が可能であるのみならず、図書の予約や貸出状況の確認、学外文献複写の依頼などができるマイライブラリ機能も提供している。

これにより、従来は開館時間中に申込用紙で受け付けていた学外文献複写も自宅からの申込も可能となっている。

【点検・評価】

上記オンラインの整備およびマイライブラリ機能の利用により、利便性は格段に向上した。しかし、学生の検索システムの利用や欧文学術雑誌の利用はまだ十分とはいえない。

館内のコンピュータのうち、資料を手元に広げてレポート作成などに使用できるスペースを有しているコンピュータは2階の閲覧席に設置された10台しかなく、これに利用が集中している。

【将来の改善方策】

ネットワークを活かしたオンラインサービスの内容の充実を促進するため、マイライブラリ機能のさらなる充実と、利用方法の周知をさらに進める。

また、レポート作成の際の利便性をより高めるため、資料を手元に広げてレポート作成が可能のように、今後は、館内に無線 LAN を敷設し、無線 LAN カード搭載のノート型パソコンを自由に使えるようにすること、および貸出用のパソコンを備えることを検討する。

3. 開館時間

【現 状】

平成 19 年度大学院修士課程の設置に伴い、1 日当たりの開館時間を 1 時間 30 分（朝 30 分、夕 1 時間）延長した。現在の開館時間は、表 8-2 のとおりである。

職員配置の都合上、18 時以降のサービスは、貸出や返却などの窓口の受付サービスに限定せざるを得ない状態である。また、大学が交通不便な立地にあるため日曜日の開館はしていない。

表 8 - 2 開館時間

月曜日～金曜日	9:00～20:30
土曜日	10:00～18:00

【点検・評価】

土曜日の開館により、実習期間中は平日に来館が困難な学生も、図書館の活用が可能となっている。

開館時間の延長については利用者から概ね好評を得ているものの、試験期間前の開館時間延長や日曜日開館の要望もある。しかし、開館時間のさらなる延長は、現在の人員体制では不可能である。

【将来の改善方策】

開館時間の延長および開館時間中の均質なサービスに対するニーズに応えるため、当面は、柔軟で効率的な対応により、開館時間中の利用者の要望を最大限に取り入れたサービスの拡充を図りつつも、中・長期的には、開館時間延長のニーズに応えられるよう、図書館業務の知識を備えた人員配置増、外部への委託などのさまざまな方法を提案、検討する。

4. 貸出

【現 状】

大学院設置に伴い、大学院生への図書の貸出冊数を 10 冊とした。また、平成 19 年度より学外者への貸出期間を延長し 2 週間とした（表 8-3）。また、長期休暇期間中は、別途貸出期間の延長を行っている。

視聴覚資料については、授業で使用できるよう教員への特別貸出を行っている。

貸出冊数の推移は表 8-4 のとおりである。平成 18 年度に教職員の貸出が増えたのは、実習で使用する図書を指導教員が借りるように運用を変更したことの影響もある。

表 8 - 3 貸出冊数および期間

利用者区分	冊 数	期 間
学 部 学 生	5 冊	2 週間
大 学 院 生	10 冊	2 週間
教 職 員	特に制限なし	2 週間
学外者（卒業生、九州・沖縄の日本赤十字社職員）	3 冊	2 週間

表 8 - 4 貸出冊数の推移

	学部学生	教職員	学外者	合 計
	冊数	冊数	冊数	冊数
平成 16 年度	8,161	959	1	9,121
平成 17 年度	9,675	854	29	10,558
平成 18 年度	8,605	1,485	163	10,253

※大学院は平成 19 年度開設のため該当なし

【点検・評価】

現在のところ利用者からは、貸出冊数の上限や貸出期間に関する要望は出されておらず、特に問題はないと考えられる。しかし、学部学生に対する貸出冊数は伸びていないことが課題である。視聴覚資料に関しては、グループ視聴設備がないため不自由なことがある。

【将来の改善方策】

利用者の動向や要望を踏まえ、貸出冊数や期間については検討する。特に、大学院生に対する貸出冊数などについては、今後利用状況を把握しつつニーズに応えるように変更する。全体として、学生の図書借出を増やすよう利用支援に力を入れる。

視聴覚資料のグループ視聴については、著作権に配慮しつつ、館外貸出を認めるなどの方法で柔軟に対処する。

5. 利用支援

【現 状】

本学の図書館の利用に関して特記すべきことは、専門性と職業意識の優れた司書の存在である。学生が、図書館内および学内のコンピュータを通じて電子的学術情報を有効活用できるよう、通常のレファレンスサービスに加えて、下記に記すような各種ガイダンスを行っているほか、学年の進行に伴い、増加する文献検索などに対応して、常時、個別のガイダンスに応じたり、対応を検討したりして学生のニーズに応じている。また、若手教員にも同様の対応であり、文献検索や資料探索に関しては、極めて高い専門性を持っている。

さらにこれらの際に使用する検索の利用マニュアル（リーフレット）は自館で作成し、常時、館内でも配布している。

1) 情報検索ガイダンス（1、2 年生対象、60 分間）

テーマに沿った情報の探し方や、図書館資料検索システムの利用方法など、情報検索に関する入門的なもの。

2) 文献検索ガイダンス（3、4 年生対象、90 分間）

各種データベースの使用方法についての文献検索ガイダンス。特に 4 年生には卒業研究を控えてのフォローアップ研修の意味もある。

【点検・評価】

利用のための各種ガイダンスが任意参加のため、必ずしも全員が参加しておらず、従って全学生が正しい利用方法について習熟しているとはいえない状況はある。

また、ガイダンス不参加の利用者は、個別に図書館員に基本的事項を尋ねる傾向にあり、効果的な利用支援を困難にしている。

【将来の改善方策】

学生の図書の貸出冊数が伸びていないこと、検索システムの利用や欧文学術雑誌の利用が十分ではないことから、さらなるガイダンスの強化が必要である。

今後はすべての学生が利用方法を習得するよう、ガイダンスを全員参加とし、また授業との連携を図る。

特に下記のように改善する。

- 1) これまで1、2年に分けて行っていた情報検索ガイダンスは新入生全員を対象として、入学時ガイダンスに組み込む。
- 2) 文献検索ガイダンスは、1、2年生対象にガイダンスを行うように習得時期を早める。
- 3) 基礎ゼミナール、看護研究や卒業研究担当の教員と連携し、ガイダンス未参加の学生の参加を促し、卒業研究着手までには全員が効果的な文献検索方法を習得できるようにする。
- 4) 情報リテラシーの向上に関して、教員との連携を一層強化して支援を行う。
- 5) 欧文学術情報の利用を高めるよう別途ガイダンスを行う。

また、図書館の利用を高めるために、学生便覧掲載の図書館案内には図を多く入れるなどして、利用者の視点での情報提供を心がける。

6. 地域開放

【現 状】

開学時より地域開放を行ってきており、地元宗像市の市民はもとより、市内外の医療業務従事者の来館利用も多い。

表 8 - 5 学外利用者の登録数および内訳

	市内	市外	合 計
平成 16 年度	85	86	171
平成 17 年度	62	88	150
平成 18 年度	24	57	※ 8 1

※平成 18 年度より学外の利用者を一部制限した。

学外利用者の資料利用は、館内利用を原則とし、貸出サービスの対象は、九州・沖縄地区の日本赤十字社職員や卒業生に限っている。

また、学外利用者に対しては原則としてレファレンスサービスなどは行っておらず、現在提供している主なサービスは、閲覧と複写のみである。

地域連携事業の一環として、宗像市の市立図書館と市内にある 3 つの大学との間で相互貸借の連絡車が巡回している。

【点検・評価】

開学当初と比較して学外利用者に占める医療関係者の割合が増加しているものの、九州・沖縄地区の赤十字の活動、看護師の看護継続教育および看護研究に資する図書館としての機能の充実という到達目標に対する現在の学外者に対するサービスは限定的である。

【将来の改善方策】

学外者、特に医療関係者に対し、資料検索やデータベースの利用案内など、提供するサービスの種類を広げ、利用促進に努める。

7. 組織・運営

【現 状】

学則に基づき、図書館運営委員会が、図書館運営に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図るために審議している。委員会は、委員長（図書館長兼教授）と 4 名の委員（教員 3 名、司書 1 名）で構成され、月 1 回委員会を開催し審議を行っているほか、必要に応じ、eメールでの意見徴収を行っている。委員会には、事務を統括する経理課長が毎回同席している。

通常業務を担当する図書館職員は、図書館長（教授兼任）、同事務課長（経理課長兼任）、専任職員 2 名（司書）、臨時職員 2 名（司書）で構成されている。また、夜間および土曜日には、宗像市のシルバー人材センターからの派遣職員 2 名（交替制）が、カウンター受付業務に当たっている。

【点検・評価】

平成 19 年度より図書館運営委員会が定期的で開催されるようになり、図書館運営がこれまで以上に安定的になった。また、課題を積極的に公開することで、全学的に共通認識を持ち、協力を上げるようになってきた。

しかし、開館時間内に、均質的なサービスを行うには、専門の職員が不足しており、利用支援の促進や開館時間の延長要求に応えられる状況ではない。

【将来の改善方策】

本学図書館が抱えているさまざまな課題の解決に向けて、まずは短期的取組を推進するとともに、中・長期の目標を達成できるよう優先順位をつけて取り組む必要がある。とりわけ、予算状況は厳しいが、利用者にとって望ましいサービスを常時提供できるよう人員を含む体制作りが課題である。

第2節 学術情報へのアクセス

1. 学術情報の処理と提供システムの整備

【現 状】

1) 和文および英文の文献検索データベースなどの導入とネットワークによるアクセス

和文文献検索データベースは「医学中央雑誌 Web 版」「JDream」「CiNii (NII 論文情報ナビゲータ)」を、欧文文献検索データベースは「CINAHL Plus with Full Text」を導入している。このほか、新聞記事データベースは、朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」を導入している。

これらのデータおよび図書館所蔵資料のオンライン検索システム (OPAC) は、本学ホームページ内の図書館ウェブサイト上で公開しており、学内外からも利用可能である。

また、データベース検索の結果は、図書館資料検索システムにリンクしているため、検索資料の学内所蔵の有無が容易に確認できるだけでなく、マイライブラリによる予約、文献複写の申し込みなども可能になっている。

2) 電子ジャーナルの整備

現在購入中の 570 種の電子ジャーナルは、研究室からもオンラインで閲覧が可能となっている。

【点検・評価】

データベースのうち、最も利用頻度が高いのは「医学中央雑誌 Web 版」である。また、一部の文献が全文情報にリンクしている「CiNii」も利用率が高い。

しかし、欧文のデータベースについては、和文に比べ、ガイダンスへの参加も少なく、利用も活発とはいえない。また、複数の電子ジャーナルを効果的に検索できず混乱している場面も見られる。

図書館が作成に関わり学外に発信している情報資源は、現在、所蔵目録情報に止まっており、本学紀要のデータ登録や、機関リポジトリの構築には至っていない。

【将来の改善方策】

洋雑誌は、その大半を電子ジャーナルで購読していることから、今後は、欧文データベースの利用を進めるべく、ガイダンスを行うなど一層努力する。

また、複数の電子ジャーナルの検索が可能なソフトの導入により、利用者の一次資料へのアクセスを容易にし、利用し易い環境の整備を図る。

今後は、本学における知的生産物の登録・管理および情報提供について、学内の他部署とも協議・連携しながら、積極的に情報発信を行う。

まずは、紀要のデータ登録および発信について作業をすすめる。また、機関リポジリ
の構築については、他機関と連携の可能性も探りつつ、効果的な情報発信の方法について
検討する。

2. 国内外の他大学との協力

【現 状】

学外文献複写に関しては、開学初年度(平成13年度)より国立情報学研究所のNACSIS-ILL
に加入しており、平成16年度には当該サービスの円滑な利用を図るべくILL料金相殺サー
ビスに参加した。その後、増加する海外文献依頼数に対応するため、平成18年度にはグロ
ーバルILL(日米)にも参加した。他の大学などの機関からの文献複写依頼にも積極的に対
応してきている。また、より広範囲な資料収集のため、平成14年度には国立国会図書館の
「図書館間貸出」制度にも加入し、今日に至っている。

図書貸借については、平成17年度に地域の市民図書館と協定を結び、相互貸借している。

また、市内にある3つの大学との間でも相互貸借の提携をしており、毎週連絡車が3大
学を巡回していることから、これを通じて専門書以外の幅広いリクエストに対応している。

図書館間の相互協力を円滑にし、看護関連の情報を入手するため、平成13年度には、日
本看護図書館協会と九州地区医学図書館協議会に加盟した。毎年の総会や研究会は、図書
館事業に関する新たな情報を交換できる良い機会となっている。また、同年度末に発足し
た日本赤十字学園図書館連絡会にも参加し、学園内での情報交換を図っている。

この連絡会では、平成16年度よりデータベース契約の際にコンソーシアムを組み、スケ
ールメリットを活かした共同購入を行っている。

表8-6 文献複写件数

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
大学図書館	依頼	1,143	1,196	1,046
	受付	1,574	764	577
その他の機関	依頼	28	74	36
	受付	299	145	107

【点検・評価】

文献複写の依頼・受付とも減少傾向にある(表8-6)。

その原因は主に次の2点にあると思われる。

- 1) 平成17年度に複写料金を値上げしたこと。
- 2) 電子ジャーナルの普及により、全国的に見ても、近年、洋雑誌の複写依頼件数が減少
傾向にあること。

相互貸借の利用状況は、平成 17 年度以前は年間に数冊程度であったが、市民図書館との相互貸借を開始した平成 18 年度以降は、約 10 倍の 39 冊に増加した。しかし、「専門書以外の幅広いリクエストに応える」という観点からすると、市民図書館からの借り受け冊数は少なく、相互貸借に関する学生への周知が十分とは言えない。

図書館協会については、現在加盟している協会（協議会）は看護系および医学系であるため、専門的な情報入手については利点があるものの、相互協力の点では分野に偏りがあると言わざるを得ない。

日本赤十字学園図書館連絡会では、コンソーシアムによるデータベースの共同購入で、経費の節減が可能となっている。

【将来の改善方策】

さまざまな制約からすべての文献を揃えることはできないので、今後とも、他大学との協力は欠かせない。市民図書館との相互貸借についても、学生が専門書以外の図書に触れる機会を増やし、もって学生の教養の涵養に資するべく、貸借方法などについての効果的な PR を行う。相互協力のネットワークを拡充しつつ、迅速かつ安価な文献の入手を模索する。

より広範囲な図書館間の相互協力を実現するため、平成 20 年度には、私立大学図書館協会への加盟を予定している。これにより、幅広い分野の他大学図書館との連携を図り、大学図書館としての資質向上も目指す。

日本赤十字学園図書館連絡会では、同じ学園傘下である利点を活かし、共同購入のさらなる展開や、赤十字資料の分担収集と保存についての計画立案など、今後、相互協力を深めていく必要がある。

また、看護師の継続看護教育および看護研究に資する図書館という本館の目標達成の観点から、今後は日本赤十字社の各病院などに対しても、より一層積極的に情報提供を行い、もって、看護師の継続看護教育および看護研究に資するように努める。

第9章 社会貢献

第1節 大学・学部、大学院の社会貢献

1. 社会への貢献

【到達目標】

- 1) 定期的に大学公開講座を実施し、市民の生涯学習の機会や市民の健康づくり啓発の機会を提供する。
- 2) 専門知識を求めている市民に、大学で探求・創造された知を提供すると共に、生涯教育の機会を提供する。
- 3) 地域の行政・公共団体などの諮問機関などへの参加を通して、地域社会における保健健康施策形成などに貢献する。
- 4) 学生・教職員のボランティア活動を通して、地域社会の健康づくりに貢献する。
- 5) 大学の情報・施設設備を社会に開放する。

本学の社会貢献の対象は、本学が所在する狭義の地域社会と、広い一般社会および国境を越えたグローバルなものがあるが、後者は、前者の発展で可能であるので、ここでは具体的な地域社会への貢献を述べる。

地域社会へは、生涯学習を求める市民や専門知識を求める職業人に対し、本学が探求・創造する知を提供共有する教育サービスの貢献とともに地域行政の保健健康施策形成へのアドバイス、提言などの支援、および学生や教職員によるボランティア活動を通じた貢献、さらに地域社会への大学施設設備・情報の開放などを志向している。

【現 状】

1) 教育サービス面での地域貢献

ア. 公開講座

市民を対象に、研究内容や成果を社会に提供することを目的とし、開学以来定期的に公開講座を実施している。内容は、看護大学の専門性・特殊性を反映した講座と一般教養講座で構成しており、一般市民コースと専門職コースがある（表9-1参照）。

一般市民コースは、開学時より毎年一回開催し、概ね受講者数は50名前後である。

平成18年度から、一般市民コースに追加するかたちで専門コースを開設し、年2回の公開講座に拡大した。さらに平成19年度には、九州地区内の看護職からの強い要望とニーズに対応して、出前公開講座も開始した（表9-2参照）。

平成19年度の、受講者総数は460人であった。

受講料は、1 講座資料代 500 円である。実施後はアンケート調査を行い、地域交流委員会において成果の評価と公開講座のニーズ調査を行い、次年度の計画に反映させるようにしている。受講者からの評価は、5 段階評価の 4 前後であり、一定の評価は得られている。

なお、受講者数の増加のために、前期の会場を福岡市内に移すと共に、平成 19 年度は福岡市政だよりなどの掲載に加え、宗像市 13 のコミュニティセンターの協力を得て、広報誌およびセンター内の掲示とチラシによる広報活動を強化した。

表 9 - 1 平成 19 年度「公開講座」実績

	期日	講座タイトル	講師	受講者数	対象者	場所
前期	7. 7 (土)	質的研究入門 (1) 臨床現場で看護研究をどう進めるか	岡村 純	60	専門 コース	福岡 市内
	7. 21 (土)	質的研究入門 (2) 看護実践を質的研究にどう発展させるのか 質的研究をどう進めるか	岡村 純	58		
後期	11. 10 (土)	介護家族を理解する 家族システム理論を用いたアセスメントで 家族の力を引き出そう	佐伯あゆみ	15	専門 コース	大学
		福祉用具を活用した自立支援評価について 特殊寝台の操作履歴データおよびモニタリ ングシートの活用事例の紹介	大倉美鶴	13		
	11. 17 (土)	フットケアから始まる健康増進 足のたこ・むくみ・冷え そんな症状はあり ませんか	姫野稔子	44	一般市 民 コース	
		意外に知らない「うつ」のサイン	高橋清美	49		

表 9 - 2 平成 19 年度「出前公開講座」実績

期日	講座タイトル	講師	受講者数	場所
6. 5 (火)	症例研究講座 (1)	岡村 純	48	福岡県福岡市 (福岡赤十字病院)
7. 3 (火)	症例研究講座 (2)		50	
10. 26 (金)	症例研究講座 (3)		50	
6. 13 (水)	研究の基礎	岡村 純	49	福岡県筑紫野市 (県立大宰府病院)
8. 8 (水)	臨床現場での看護研究の意義とすすめ方 ー平成 18 年度唐津赤十字病院看護研究報 告を題材にしてー	岡村 純	68	佐賀県唐津市 (唐津赤十字病院)

イ. 宗像市主催の市民出前講座への教員派遣

市民の学習活動を支援するための宗像市の企画運営による市民出前講座には、福岡教育大学、東海大学福岡短期大学とともに開学以来本学も協力している。全 155 講座のうち、本学は、健康・福祉、食育・食事、医療、子育て・教育、防災などの領域において 26 講座を担当し、市民が行う研修会、学習会や学校の授業などに講師を派遣している。

ウ. 「むなかた協働大学」開学への協力

宗像市と市内三大学が協働して、平成 20 年 6 月に「むなかた協働大学」を開学する。

市民の地域活動やボランティア活動のアドバイザーを育成することを目的に、現在 2 年課程のカリキュラムが構築中である。本学は、1 年目の一般科目を 5 講座、2 年目の健康アドバイザー専門コースの 10 講座以上を担当し、卒業検定、修了書（市内限定）までの責任を負い、年間 15 名を継続的に育成する予定である。

エ. 地域の看護専門職に対する研究支援

本学は、九州地域の赤十字保健医療施設などの要請を受け、平成 16 年度から研究促進委員会が中心となり、看護専門職を対象とした研究指導を継続実施している。平成 19 年度は、福岡、熊本、鹿児島、沖縄、唐津赤十字病院からの要請に応じて、これら施設での研究指導に対応している。

オ. 講演会・研修会などへの講演活動

本学の教員は、講演会、研修会、新聞などのメディアを介し、市民や専門職に対して教育研究で得られた成果を提供し、地域社会や学術組織の発展に寄与している。国際保健・医療関連、メンタルヘルス関連、卒後教育、災害看護、看護研究、透析看護などの専門領域の教員が、日本看護協会、福岡県看護協会、各種学術集会、赤十字関連施設などで講演・研修を担当している。

カ. リフレッシュ・リカレント教育

平成 17(2005)、18(2006)年度に宗像市（職員）から 1 年間のリフレッシュ・リカレント研修として 1 年 1 名、計 2 名を受け入れた。同市職員は必須項目を科目など履修生として受講した実績がある。また平成 19 年度には和歌山赤十字看護専門学校教員を教育研修生として 1 名を 1 ヶ月間受け入れた。

2) 地域の保健健康施策形成などに関する諮問機関などへの参加

本学教員の多くは、公的機関などにおける各種審議会・協議会・委員会の委員として保健健康施策などの立案・評価に関連している。

「健康日本 21」、「健やか親子 21」に対応した宗像市の推進事業である「健康宗像 21」の政策形成・取り組み・評価には、とりわけ、深く関与するとともに、その他の社会・教育・福祉関連の各種委員も歴任している。表 9-3 は平成 19 年度の実績である。

「健康宗像 21」については、市との共同研究事業として糖尿病予防教室も展開している。

表 9-3 行政・地域の委嘱関係一覧

教員	職位	委嘱等	期日・期間
喜多悦子	学長	福岡県障害者施策推進協議会委員 福岡県アジア人材交流研究会委員 宗像市社会福祉協議会理事 福岡市アジア大賞選考委員	平成 16 年 11 月～ 平成 17 年 4 月～ 平成 17 年 5 月～ 平成 18 年 6 月
坂本洋子	副学長	宗像市コミュニティ基本構想審議会委員	平成 17 年 11 月～
大塚邦子	教授	感染症の審査に関する協議員委員 (宗像保健環境事務所)	平成 18 年 4 月
織田由紀子	教授	北九州市環境首都創造会議委員 北九州市活性化施策評価委員会委員 北九州市環境審議会委員	平成 16 年 2 月～ 平成 16 年 2 月～ 平成 16 年 12 月～
小林益江	教授	宗像市国民保険運営協議会委員 福岡県男女共同参画審議会委員	平成 15 年 3 月～ 平成 18 年 4 月～
佐藤珠美	教授	宗像市次世代育成審議会委員	平成 16 年 4 月～
吉永宗義	教授	宗像市保健福祉審議会委員	平成 19 年 9 月～
江藤節代	准教授	宗像市づくりまちづくり事業審査委員会委員	平成 18 年 4 月～
蒲池千草	准教授	宗像市介護保険運営会議委員 宗像市介護保険適正評価委員会委員	2000 年 5 月～ 平成 19 年 4 月～
下山節子	准教授	宗像市防災対策会議委員 宗像市国民保護協議会委員	平成 16 年 4 月～ 平成 18 年 4 月～
本田多美枝	准教授	宗像市健康づくり推進協議会委員	平成 17 年 9 月～
上村朋子	講師	感染症の審査に関する協議員委員 (宗像保健環境事務所)	平成 19 年 4 月～
大倉美鶴	講師	宗像市介護認定審査会委員	平成 19 年 4 月～
小林裕美	講師	宗像市・福津市介護認定審査会委員	平成 18 年 4 月～

本学は、宗像市の防災委員のメンバーとして、市民の生命や生活を災害などから守り救援活動ができる体制を整えている。

国内外の災害時救援活動の使命をもつ赤十字の大学として、常時、赤十字救護班を 1 個班持っており、構成員である医師 1 名、看護師長級 1 名、看護師 2 名、主事 1 名、自動車運転手 1 名は、毎年、日本赤十字社福岡県支部主催の救護訓練に毎年参加し、地域の防災活動や災害発生時には直ちに救援活動が可能ないように準備を整えている。

3) ボランティアなどを教育システムに取り入れた地域社会への貢献

教職員・学生は、地域住民を対象とした各種ボランティア活動を活発に展開している。

開学以来、大学は地域住民を対象とする健康診査・健康相談を年 1~2 回実施している。平成 17 年は大学祭と同時開催した健康相談で、体脂肪測定・血圧測定・骨密度測定および健康相談コーナーに会場した地域住民 409 名の健康について指導し、健康づくり啓発の機会をもった。また、教員は、地域コミュニティの健康づくりシステムの構築、市と協賛した女性の生涯の健康増進をめざすウィメンズサポーター養成への協力など、様々な活動も展開している。さらに、地域看護学の授業の一環として、地域の踏査やインタビューなどを実際に体験し、身体測定やその結果に基づく健康教育を実施するなど、地域住民の協力を得た授業も行っている。

また、助産学授業の一環として、近隣の新しく親となったカップルとその赤ちゃんを大学に招き、健康教育や入浴指導を実施している。本学は、このような参加型授業を通して住民との交流、市民の健康増進に関与し貢献している。

学生の活動では、平成 16 年から教員の指導の下にボランティア活動の一環として、小学校・中学校・高など学校に出向き、性教育を実施している。平成 19 年度は 6 回の活動を行った。特記すべきは、平成 17 年 3 月に発生した福岡西方沖地震の際の活動である。学生有志は、発災翌日に行動を起こし、まず、教員有志と共に、救援センターでもある避難所のニーズ調査を行い、学生が可能な救援物資整理や子どもたちの遊び相手、さらに、赤十字救援チームの手伝いとしての参加を決定した。これには、教員のボランティアグループがバックアップする体制が続いた。その他、赤十字学生奉仕団・学生サークル・個人による活動も活発であり、赤十字献血推進活動、病児・障害児の教育キャンプへの参加、赤十字病院におけるキャンドルサービスの実施など、各種ボランティア活動は継続的に行われている。

4) 施設設備・情報の社会開放

本学は、地域の要請に応じて、開学以来、大学の施設の一部を市民に開放している。

図書館の地域開放については第 8 章で述べているが、そのほか、レストラン、ボランティアルーム、体育館、グラウンド、弓道場などを開放し、市民の生涯学習の推進やボランティアの育成、文化・スポーツの発展と振興に貢献している。

また、大学の基本的情報や新たな活動、その他に関しては、ホームページ上に日々の更新を加えつつ情報発信している。国際を唯一標榜する看護大学の特色を活かし、学生の海外研修や教員の国際活動をはじめとする国際活動関連情報も随時更新している。

平成 19 年度は一層の情報開放の観点から 9 月にシステムをリニューアルした。これにより学生の声や卒業生声を多く取り入れ、受験生や学生が大学生活をより理解しやすいように工夫すると共に、新しく危機管理、健康便りのコンテンツも追加し、大学から地域への関連情報を発信するコーナーを設けた。同時に携帯サイトも導入して情報発信が拡大した。また、海外の大学との交流協定締結により、教員の教育研究活動の情報や、ホームページの英文版の充実も図っている。

高等学校などからの依頼に対しては、赤十字各県支部の協力を得ながら、適宜、訪問し、模擬授業や説明会を持ち大学での専門教育や研究への興味を喚起するように教職員がしている。なお、平成 19 年度に訪問できた九州内の高校等は 167 校である。また、オープンキャンパスでは、高校生対象の説明を行うほか施設を公開し、毎年 200 名以上の参加を得ている。

【点検・評価】

1) 市民に対する教育サービスを通じた貢献

市民を対象とした定期的な公開講座や宗像市主催の市民出前講座への教員の派遣などにより、教育サービスを通じた市民の生涯学習の機会や健康づくり啓発の機会は相当提供している。一般市民コースの公開講座の受講者数が、専門職コースと比較して少ないことに対して、平成 19 年度は広報活動を強化する取り組みを行ったが、引き続き地域住民のニーズ調査や広報活動の強化が必要である。

2) 専門知識を求めている専門職へ教育サービスを通じた貢献

専門職を対象とした公開講座、出前公開講座、研究支援、学術集会などによる講演活動、リフレッシュ・リカレント教育などの教育サービスを提供している。特に、九州地域の看護専門職からの強い要請である看護研究能力の向上という学習ニーズに対しては、赤十字医療施設を拠点に、九州全域に対応していることは、当該地域全体的の看護の質向上につながり、引いては広く人々の健康に寄与するものと評価できる。

3) 地域の保健健康政策策定への参加を通じた貢献

宗像市の保健健康施策形成などに関しては、多くの教員が諮問委員会の委員などとして、政策形成・実践・評価に適宜に関与しているほか地域防災への関与もある。これらの行政機関と大学の専門家との協働・連携が、広く市民の健康づくりにつながると確信する。

4) ボランティアを教育へ取り入れた社会貢献

本学は、教職員・学生によるボランティア活動が活発に行われ、大学の風土になってきている。

本学の特色を活かした市民への健康診査・健康相談活動、性教育活動、サークル・個人で行う地域の赤十字献血推進活動、教育キャンプへの参加など今後も継続・発展させることが望まれる。また、地域住民の協力を得て行われる参加授業などは本学ならではの取り組みであり、住民との交流や市民の健康増進に貢献している。

5) 大学の施設設備・情報の開放による貢献

大学の施設の開放はもとより、大学の情報を公開するためのホームページの充実、大学紹介のための高校訪問・オープンキャンパスなどを通して、大学の施設設備・情報を社会に開放することにより、社会と大学のコミュニケーションが成立している。海外との情報交流に向けて、英語版の更なる充実が今後の課題である。

【将来の改善方策】

本学は、個々人間や集団の生命・健康に関与する看護専門職を育成するという特色を生かし、教育サービス面での地域貢献、地域の健康づくりなどに関する施策形成への貢献、学生・教職員のボランティア活動を通しての地域貢献、大学の情報・施設開放による特に保健・医療・福祉の向上に寄与する社会貢献をなしている。今後はこれらの活動を継続、一層発展させることが必要である。

公開講座、特に一般市民コースの受講者の拡大に向けて、地域交流委員会・広報委員会が協働して、宗像市との連携による地域住民のニーズ調査とターゲットを絞った企画・運営・広報活動を展開し、量的・質的充実を目指すことを考える。

また、ホームページに関して、海外との情報交換や共同研究の促進、成果の共有を図るため、英語ページの充実と英語による情報公開も行う予定である。

2. 国際協力事業・国際交流を通しての社会への貢献

【到達目標】

- 1) 国際シンポジウムを毎年開催する。
- 2) 日本赤十字社、独立行政法人国際協力機構（JICA）、赤十字国際委員会（ICRC）および世界保健機関（WHO）などの国際機関との連携による、開発途上国への開発協力事業を推進する。
- 3) 学生の国際交流・国際会議の参加などによる国際交流活動を推進する。
- 4) 海外の大学との国際学術交流を締結し教育研究交流の基盤を形成する。

本学は、本邦の看護大学では唯一「国際」を標榜している。国際的な視野と感覚のある看護専門家を育成するために、開学当初から国際人道委員会を設立し、大学の国際化に関する関心、および実績をあげてきた。世界の健康をテーマとした国際シンポジウムを毎年開催するとともに、日本赤十字社や JICA (Japan International Cooperation Agency) 等との事業を通じて、活発な国際保健・教育活動を行っている。特記すべきは、これらの事業が全学的に行われていることにあり、全教職員が関与している。本学は、これらの活動を通して、アジアを中心とする開発途上国の人々の健康問題に取り組み、その回復維持向上に寄与すると同時に、国際社会で活躍する看護専門家を育成し、広く国際社会への貢献を果たすことを目指している。今後の大学の方向性は、海外の大学との学術交流を結び、教育研究交流を推進・発展させることにある。

【現 状】

1) 国際シンポジウムの開催

開学以来、毎年、「国際シンポジウム」を開催している。赤十字や、WHO、UNICEF などの健康に関する国際機関、NGO 代表、また教育研究機関の、開発途上国での経験をもつ看護専門家など、国内外の専門家をゲストに招聘し、世界全体にひろがる健康問題についての経験や研究結果を共有し、学部生・院生とともに教職員が自ら考える機会としている。

表 9-4 国際シンポジウム

開催日	テーマ
第 7 回 平成 19 年 12 月 20 日	全体会 講演 I 地球市民として、何ができる？ 何をする？ 講演会 II Health status and problems of migrant workers in Korea 分科会 1. 環境：壊れゆく環境、迫りくる感染症 2. 赤十字：世界と Cross しよう～赤十字の活動を知る 3. 社会問題：楽しいデート～心地よい関係のために 4. 文化交流：韓国を知ろう
第 6 回 平成 18 年 12 月 22 日	1. 「HIV とともに生きる市民社会を求めて－HIV 陽性者の立場から」 2. 「津波の経験と立ち直りのカースリランカの看護学生の立場から」 分科会 A. スリランカの津波の経験と立ち直りの機会となったもの B. HIV とともに生きる市民社会を求めて－HIV 陽性者の立場から C. 急激な健康危機に立ち向かう－SARS D. アチェの看護教育への災害看護学導入が目指すもの
第 5 回 平成 17 年 12 月 22 日	1. 学生の目から見た「ミャンマー連邦」 2. 学生の目から見た「ラオス人民民主共和国」 3. 学生の目から見た「スーダン共和国」 4. 学生の目から見た「カンボジア王国」 5. 学生の目から見た「タンザニア連合共和国」 6. 学生の目から見た「フィリピン共和国」
第 4 回 平成 16 年 3 月 7 日	1. 赤十字の救援実践と国際人道法 2. 国際人道法について 3. 救援の立場から 4. 私たちのみたミャンマー 5. 「失敗国家」と紛争

第3回 平成15年2月9日	1. 国連について
	2. HABITAT(国連人間居住センター)の役割
	3. UNV(国連ボランティア)の活動—看護専門家に期待される役割
	4. UNFPA(国連人口基金)の活動と女性のエンパワーメント
	5. WFP(世界食糧計画)の人道支援
	6. UNICEF(ユニセフ)の活動
第2回 平成14年12月12日	1. 赤十字太平洋アジア青少年ネットワークワークショップ(2002.7/31-8/5)
	2. カンボジア王国における研究調査活動報告
	3. アフガン問題ディベート会報告
	4. JICA モロッコ地域母性保健改善無償資金協力報告
	5. アメリカ研修参加報告
第1回 平成14年1月16日	1. エジプト・トルコでの JICA 技術協力 助産師の活動
	2. JICA カンボジア国立母子センター技術協力 プロジェクトでの看護体制
	3. タンザニアでの保健活動—国際協力に必要な資質
	4. 赤十字の開発協力—ネパールの経験

第6章研究活動第2、2節に述べたが、継続的なものではないが、公開国際シンポジウムでは、平成19(2007)年3月の「迫りくる健康の危機—そのときナースは?—」がある。

2) 開発途上国などへの開発協力事業

第6章に述べているが、概略を再掲する。

ア. H. E. L. P. の開催

第6章第1節、研究における国際連携の項で述べたが、本学は、赤十字国際委員会(ICRC)、世界保健機関(WHO)、日本赤十字社と共同企画して、世界的人道援助研修 H. E. L. P. を隔年開催している。

実地経験をもつ中堅以上の専門家対象であるが、予定を含む3回の開催により、28ヶ国65名が受講した。本研修の講師は、世界の第一人者であり、適宜、教員の通訳で、講師による公開講演会も行っている。本学は、本研修を通じ、特に開発途上国における紛争や災害時の人道援助能力の向上に寄与しているといえる。

イ. 国際協力機構(JICA)事業を通じた国際協力

本学は開学当初から、日本のODA実施機関である独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency, JICA)事業に関与している。投入可能な人材数の制限から、主に研修の受入を中心とした関与であるが、毎年、途上国の保健医療専門家のための研修コースを担当している。これまでに本学が受け入れた研修は、アフガニスタン、ドミニカ、エルサルバドル、イラク、ラオス、モロッコ、パレスチナ、パキスタン、パラグアイの9カ国、計25コースに及ぶ。

ウ. 日本赤十字社との連携による国際協力

日本赤十字社の津波災害復興支援の一環として、平成17年から3年間計画で、スマトラ沖地震津波被害地であるインドネシアのバンダアチェに、同国になかった災害看護学を導入するための災害看護教育協力を行っている。

現地調査・セミナー・評価のために、延べ34名の本学教員が関与している。

本事業は、被災国の看護教育関係者が、自らの力で災害看護学を構築することを目的として支援している。

そのために、現地の看護学校教員を対象に、セミナーやワークショップを開催し、災害教育の内容、シラバス作成法や教授法を教育すると共に、彼らが災害看護学教科書を製作する支援を行っている。その他、平成 17（2005）年のパキスタン災害復興活動、同年スマトラ沖地震検証事業、さらに同年ジンバブエにおける HIV/AIDS 対策事業評価への教員の派遣などを通して、日本赤十字社と協働し、開発途上国への開発協力を寄与している。

3) 国際交流活動

第 3 章、第 6 章に述べているので項目と概要を再掲する。

ア. 学生の海外研修と国際交流

(ア) 開発途上国への海外研修

3 年次の国際看護学演習での開発途上国フィールドスタディである。

(イ) アジア諸国との国際交流

文部科学省私立大学教育研究高度化推進特別補助金事業による韓国・タイ訪問を含む学生交流と、スリランカ・タイを含むユネスコアジア文化センター（Asia/Pacific Cultural Center for UNESCO, ACCU）による青少年交流信託基金による国際交流活動、日本学術振興会資金によるインドネシアとの交流がある。

(ウ) 国際会議への参加

第 24 回アジア太平洋先端ネットワーク（APAN: Asia-Pacific Advanced Network）に参加した。

(エ) 海外の大学との学術交流

大学院カリキュラムでは、国際開発と健康、世界の健康危機など保健学修士号が授与できる科目があり、それは過去、現在における主としてアジアにおける人道活動の実績、業績から研究、学習することが可能となっている。

しかし、大学院の、ヘルスプロモーション、加齢と看護、メンタルヘルスなどの各看護専門領域では、修士号に対応する国際活動計画は確立されていない。現在、大学院レベルの研究交流のために、米国のエモリー大学、ジョーンズ・ホプキンス大学などと意見交換を始めている。

【点検・評価】

1) 国際シンポジウムの開催

年 1 回、定期的に国際シンポジウムを開催し、世界全体に広がる健康問題を考察する機会を学生・市民・専門職に提供していることは、国際感覚をもつ看護専門職者の育成や最新の知を市民・専門職に還元できていると考えられる。

2) 開発途上国への開発協力事業

日本赤十字社、JICA、ICRC および WHO などの国際機関との連携による開発途上国における開発協力活動は全学的に実践されており、全教職員が何らかの形で、途上国への人道的活動およびヘルスプロモーションに寄与している。教員は、これらの活動経験を学部・大学院の授業展開および研究に活かしており、国際社会に貢献できる人材育成にも繋がっていると考えられる。

3) 国際交流

本学の学生は、選択科目としての海外研修や大学の国際活動および文部科学省やユネスコ関連基金の支援による国際交流プログラムにより、主にアジアを中心とした国々の学生との交流をもつ機会を多数与えており、国際感覚を養っていると考えられる。

また、本学は IT を活用した国際会議を経験し、今後もこのような多国間ネットワークを通じて、時間と空間を越え、世界中が抱える保健問題や看護レベルの向上を協力して解決できるよう更なる発展を志向しており、現代社会のニーズに適応する努力を示している。

4) 国際学術交流

第 6 章 第 1 節、研究による国際連携の項の【点検・評価】でも述べているが、教育研究の発展を目指した海外の大学との学術交流に関しては、アジアを中心に進められている。

今後更なる発展を目指し、先進国として米国エモリー大学、ジョンズ・ホプキンス大学各看護学部と、ヘルスプロモーション、メンタルヘルス、老人看護学に対応するカリキュラムや演習、実習について調査を行い、将来の交流を視野に第一段階の検討を進めている。

評価を双方の大学、交流参加者より得る計画である。このような過程を踏んだということで、先進国との学術交流の一步を踏みだしたと考える。

【将来の改善方策】

開学から 7 年を経過した現在までに国際活動・国際交流を継続・発展させてきた。

国際人道委員会の統括のもと、全学を挙げての取り組みにより、特に途上国への開発協力、開発協力を通しての学生・教職員・市民・専門家の資質の向上に資してきた。現在は、学術交流による教育研究体制の整備の段階に入ってきた。大学院の保健学修士号のカリキュラム科目と看護専門領域の国際化に関する科目や研究の範囲を広げることは可能である。

学部レベルの一般教養および国際関連科目の国際化の流れは、大学院の国際関係科目との連携改善をも目指しており、過去の種々の国際人道活動を、教育実践およびカリキュラムに組み入れようとしている努力が表れていると考える。

3. 企業等との連携

【現 状】

地域社会に根ざした狭義の社会への貢献、国際活動・国際交流を通しての社会への貢献に加え、企業などとの共同研究、受諾研究により産学連携を推進し、本学の資源を社会に還元することは大学の使命である。しかし、これまで、福岡県や九州地区の看護協会、保健師協会、助産師協会などとの連携、および保健福祉関係企業との接触はあるが、まだ具体的な連携や共同教育企画、共同研究、受諾研究など、大学が持つ知財を有効に活用した地域開発や発展の取り組みには至っていない。

平成 19 年度には、若手研究者による福祉用具選定に関する研究や、フィジカルアセスメント教育および実践有用な打診器の開発に関する研究が計画されており、これらの研究を通して企業との連携に取り組む予定である。

【点検・評価】

現状としては、大学が持つ知財を有効に活用した地域開発や発展の取り組みには至っていない。しかし、若手研究者による共同研究・受諾研究の可能性は広がりつつあり、これらの動きを全学的な取り組みへと発展させていく必要がある。

【将来の改善方策】

本学は、企業などとの連携により、本学の資源を地域に還元する必要がある。

今後、在宅ケアなどの企業との連携を強化し、高齢者ケアなどの地域の共同研究・受託研究の可能性を探る。また、ビジネスとして比較的未開拓な看護介護分野に対する企業の関心を調査し、企業との共同研究、受諾研究により産学連携のプログラムを推進する計画である。

第10章 学生生活

第1節 大学・学部の学生生活への配慮

【到達目標】

- 1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置を友好的かつ適切に取り扱う。
- 2) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性を図る。
- 3) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮と充実を図る。
- 4) ハラスメント防止のための措置の適切性を図る。
- 5) 学生の進路選択と就職担当部署の活動にかかわる指導の適切化を図る。
- 6) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導・支援の充実を図る。

1. 学生への経済的支援

(1) 奨学金による支援状況

【現 状】

- 1) 奨学金についての申請・採択状況は大学基礎データ表 44（奨学金給付・貸与状況）のとおりである。
- 2) 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）
表 10-1 から明らかなように学生支援機構からの奨学金貸与者の割合が最も多く約半数を占めている。
- 3) 日本赤十字社奨学金
日本赤十字社の各県支部および赤十字病院の中には、将来赤十字病院で勤務することを希望する学生のための奨学金を設けており、これを希望する学生は多い。日本赤十字社各県支部からの推薦入学制度を利用する場合は、推薦時に情報提供されている。
- 4) 財団法人日本赤十字社看護師同方会奨学資金
財団法人日本赤十字社看護師同方会では、学業、素行、健康とも良好な者で、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学資金を貸与している。
- 5) 地方公共団体奨学金・その他奨学金
- 6) これらの奨学金制度の情報提供については、大学ホームページおよびシラバスに詳細に掲載しており、入学時のオリエンテーションでも紹介している。

表10-1 奨学金貸与状況

平成20年1月1日現在

全奨学金 合 計	学年	1年	2年	3年	4年	合計人数
	学生数	113	125	104	122	464
	受給者数	86	101	77	91	355
	受給率	76.1%	80.8%	74.0%	74.6%	76.5%

日本学生支援機構

奨学金種類	1年	2年	3年	4年	合計人数
第一種（無利子）	9	15	11	10	45
第二種（有利子）	44	47	30	41	162
併用貸与（第一種＋第二種）	2	3	2	3	10
合 計	55	65	43	54	217

日本赤十字社奨学金

奨学金種類	1年	2年	3年	4年	合計人数
日本赤十字社福岡県支部	5	6	6	6	23
日本赤十字社佐賀県支部	2	2	2	2	8
日本赤十字社長崎県支部	3	3	3	3	12
日本赤十字社熊本県支部	5	5	4	2	16
日本赤十字社大分県支部		3		1	4
日本赤十字社宮崎県支部	1	1		1	3
日本赤十字社鹿児島県支部	1	1	1	1	4
日本赤十字社沖縄県支部	1	1	1	1	4
日本赤十字社山口県支部		1			1
日本赤十字社島根県支部		1			1
日本赤十字社兵庫県支部	1				1
日本赤十字社看護師同方会		1	3	2	6
福岡赤十字病院	5	5	4	5	19
嘉麻赤十字病院		2	1		3
高松赤十字病院			1		1
長浜赤十字病院			1	1	2
名古屋第一赤十字病院	1				1
日本赤十字社和歌山医療センター	1				1
横浜市立みなの赤十字病院	1	1	1		3
日本赤十字社医療センター				1	1
武蔵野赤十字病院			1	3	4
合 計	27	33	29	29	118

その他奨学金

奨学金種類	1年	2年	3年	4年	合計人数
福岡県教育文化奨学財団	廃止	廃止	4	3	7
佐賀県育英財団				1	1
宮崎県教育庁		2			2
鹿児島県育英財団					0
熊本県社福祉協議会	1				1
山口県ひとづくり財団	2	1			3
鳥取県修学資金				1	1
交通遺児育英会				1	1
電通育英会	1			2	3
あしなが育英会					0
ニビキ育英会			1		1
大学奨学金（貸与）					0
合 計	4	3	5	8	20

本学学業奨励賞	2年次までの学業成績優秀者1名へ授与されるもの
上田奨学会奨学金	大学院生1名を対象に貸与されるもの（20年4月より開始）
国際シロブチミスト福岡 夢を生きるSI福岡	助産師教育助成金として助産師履修者の内1名へ授与されるもの

【点検・評価】

日本学生支援機構奨学金は、申請者も多くその殆どが貸与されている。また、各赤十字病院の奨学金の利用度も高く、これは後述する就職状況にも好影響をもたらしている。

現行の奨学金制度の周知および利用支援について大きな変更は必要ないと考えられる。

しかし、奨学金を貸与されている学生の中には、学業が振るわない学生、精神・身体的問題が生じて学業を継続できない学生がいる。これらの学生は休学や退学を余儀なくされるため、奨学金の返済に問題が生じる可能性がある。本年度それに該当する事例が 1 例あった。このような学生・家族への負担が生じないように学業状況や精神・身体的問題の把握を早期に行い、適切な対応を行う必要がある。

【将来の改善方策】

以上の問題点を踏まえ、学生の生活・学業状況を定期的に把握できるように、本学では学年担任制をしいているが、必ずしも有効に機能しているとはいえない。本年度から、各教科や実習担当者からの情報が定期的に担任へ報告されるように報告システムを強化した。担任は、問題点の把握と分析を行い、学生支援委員会へ報告し、委員会は当該学生の状況を協議し、教務委員会と協働で学生の指導・支援にあたる。その際、発生する個人情報については共有守秘項目として関係者内での管理を行うこととしている。

(2) 授業料減免による支援状況

【現 状】

本学では授業料減免は行っていない。しかし、下記の学業奨励賞による奨学一時金の授与、奨学金の貸与を行っている。

【点検・評価】および【将来の改善方策】

奨学金制度により現在のところ特に経済的に支障をきたしている学生がいらないため、現状以上の減免を行う必要はないと思われる。今後、現行のシステムにもかかわらず経済的な問題を抱える事例が発生した場合には、大学内で協議して減免などの対応を検討する。

(3) 本学独自の奨学金・学業助成金制度

【現 状】

1) 日本赤十字九州国際看護大学学業奨励賞（表彰）

2 年次までの学業成績が最も優秀と認定されたものを毎年 1 名表彰し、奨学一時金（20 万円）を授与している。

2) 日本赤十字九州国際看護大学奨学金

本学に在籍する者に、修学に必要な資金の一部を貸与することにより、修学を容易にし、日本赤十字社による看護師養成の一助とするとともに、建学の精神である人道に基づき、

人々の健康および福祉に貢献できる人材の要請を図ることを目的として、2年次生より1名に学資を貸与（年間50万円）している。

3) 日本赤十字九州国際看護大学助産師教育助成金

（国際ソロプチミスト福岡ー「夢を生きるS1福岡賞」（授賞）

本学の助産学履修者の中から、3年次前期までの成績が最も優秀と認定されたものを毎年1名、国際ソロプチミスト福岡の「夢を生きるS1福岡賞」の授賞対象者として推薦し、国際ソロプチミスト福岡にて授賞が決定した場合、教育助成一時金（30万円）が授与される。

【点検・評価】

本学独自の奨学金・奨励金の授与は、学業に対する学生の励みにもなり、良い結果を与えていると考えられる。

【将来の改善方策】

今後も、現状を継続し、さらに可能なリソースを発掘する方針である。

2. 生活相談等

(1) 健康管理について

外部委嘱学校医に加えて常勤医師教員をも学校医とし、看護系教員の健康管理担当者をおいた学生支援委員会が中心となり、さらに感染症などに対しては、危機管理委員会とも連携して対応している。

【現 状】

1) 定期健康診断

ア. 健康診断を毎年年度初めに行っている。

イ. 健診の担当は、平成18年度までは結核予防会であったが、本年度から福岡赤十字病院に委託している。

ウ. 健診の内容は、身体測定、血圧、視力、胸部所見、尿検査、胸部レントゲン検査、ツベルクリン検査である。

エ. 要指導、要精密検査については学校医より説明を行い、精査および治療については学校医の紹介状を作成し紹介している。

平成19年度の健康診断の結果は表10-2のとおりである。

表 10 - 2 健康診断の概要（平成 19 年度新入生）

	対象者数	備 考
受診総数	116 名	男性 14 名、女性 102 名
要指導者	27 名（内男性 9 名）	肥満
要精検者	10 名（内男性 2 名）	紹介受診 2 名 潜血、尿蛋白等
治 療 中	5 名（内男性 1 名）	治療継続 喘息、気管支炎等

2) 保健室、学校医、健康管理担当者の配置

- ア. 本学には保健室を設け、学生が学務課を通して利用するようになっている。
- イ. 保健室の利用者は平成 17 年度 148 件、平成 18 年度は 122 件で、特に重症のものはいなかったが、病院を受診させたものがそれぞれの年度で 4 件、3 件あった（平成 17 年度は受診勧奨が 10 件）。
- ウ. 診察、治療が必要と考えられる場合は、学校医（不在の場合は看護師でもある看護系教員）の診察指示を受ける。
- エ. 保健室には、感冒薬、解熱剤、消毒薬や湿布薬などを常備しており、必要に応じて利用することができる。
- オ. 精神的問題が基礎にあると予測される場合は、精神看護の教員がまず対応し、学校医と相談の上、非常勤の心療内科医または精神科医へ紹介する。
- カ. 精神的問題によって相談された件数は、平成 17 年度 3 件、平成 18 年度 3 件であり、その内医師へ紹介されたものはそれぞれ 2 件、1 件であった。
- キ. 心療内科医は学生の精神的問題について診察・治療を行っている。

3) カウンセリング

- ア. 学生にはカウンセリングを受けられる環境を提供し、非常勤のカウンセラー 3 名（1 名の心療内科医を含む）のカウンセリングを受けられるように予約システムを構築している。カウンセリングを利用した学生は、大学基礎データ表 45（生活相談室利用状況）に示すように、平成 17 年度 115 名、平成 18 年度 109 名いた。
- イ. カウンセラーが心理的・精神的治療を要すると判断した場合は、健康管理担当教員ならびに学校医と相談の上、心療内科医へ紹介している。学生のカウンセリング内容については個人情報保護の視点から、カウンセラーに任されているが、学校生活に支障をきたすと考えられる場合は大学の学生支援委員会へ報告され、大学組織として対応することになっている。

4) 感染対策本部（別章：危機管理委員会）との連携

- ア. 学生の修学に影響するような感染症の流行が起こった場合、あるいはその危険性が高い場合に対しては、大学全体として学長の下に感染症対策本部を設置し、対象疾患や流行の状況に応じて対応する。
- イ. 平成 19(2007)年は大学生間の麻疹流行が全国で問題となったが、本学では、全国的なアラート発出前に予防対策活動（麻疹、水痘、風疹、ムンプスウイルス抗体価測定と抗体陰性者への予防接種）を講じ迅速に対応したため、発症者はなかった。

【点検・評価】

- 1) 現在の項目による定期健康診断では、健康状態の把握には限界があり、一方、個人情報にも触れるため、注意が必要である。実際には、要指導者の多くは肥満で、これらにも、時には詳細な生化学検査も必要であるが、メタボリックシンドロームなど、将来の生活習慣病対策、また、過剰なダイエットによる貧血など、食生活関連の問題も多く、いわゆる食育指導も必要と考えられる。
- 2) 健康管理の面では、身体的問題に対しては常勤の学校医による対応によって、問題なく経過している。一方、精神的心理的問題を抱える学生は増加傾向にあり、常勤カウンセリング専門教員の対応で解決可能なレベルから、専門的治療を要する重度の者まである。今後、専任者が必要となるかもしれない。
- 3) 現時点では感染性疾患の集団発生が起こらないように、予防接種歴などでチェックしているが、履歴の不確かさやワクチン不応例もあるため確実ではない。今回抗体価を測定した結果でも、接種歴や既往歴があっても抗体陰性者や疑陽性者が多数認められた。
本学は看護大学であり、実習先で感染する危険性が高いため確実な情報を把握しておく必要がある。
- 4) 感染症が発症した際の対応マニュアルが作成されていない。
- 5) 現在まで学内におけるインフルエンザの爆発的流行は見られなかったが、近年の鳥インフルエンザの脅威、新型インフルエンザの危険性、本年のインフルエンザの早期からの流行を踏まえ、本年は学生全員、全教職員を対象に学内においてインフルエンザワクチンの接種を行った。

【将来の改善方策】

- 1) 平成 20 年度からは、検血、生化学検査などを行うことに決定した。
- 2) 本学が看護大学であることを考慮すると、感受性者が罹患する危険性が高く、さらに学内流行にとどまらず、実習施設での二次感染を起こす可能性があるため抗体価の測定が必須である。

本年度は、緊急的に全学生および全教職員の麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体価測定を行ったが、次年度からは入学事前学生の抗体価測定を行うことを決定している。

さらに、抗体陰性者に対しては入学前に予防接種とその後の抗体価測定を勧奨する。

3) 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などの流行性疾患、結核、ノロウイルス、インフルエンザウイルスの流行などに対する対応マニュアルの作成を早急に行う。

4) インフルエンザ予防のためには、次年度以降も毎年ワクチン接種を学内で行う。

(2) 学習支援について

【現 状】

1) 本学には各学年にそれぞれ2名の担任を置いており、学年担任は学生の学習状況を成績、出席状況、講師からの情報を基に分析し、問題がある学生の把握に努めている。

2) 演習、実習は単に成績問題だけでなく、学生の行動異常、コミュニケーションスキルの問題を判断する機会となるため、実習担当教官からの情報は重要である。

3) 問題を抱えている学生は、学年担任により指導を行うが、学年全体、大学全体に関する学習支援については、学生支援委員会が主体となって計画を行い教務委員会とともに実行している。このような大学全体の取り組みは、長期休暇前に学習の心構えとして提供されている。

4) 学生の就学環境としては、各講義室にはイントラネットシステムに連携したコンピュータシステムを導入し、講義や学生の発表に寄与している。さらに60台のコンピュータを配置した情報処理室、LL教室、広く動きやすい実習室などが整備されている。第8章で示したように図書館は、学生のアクセスを考慮して、夜遅くまで開館し、休日である土曜日も開館している。また、電子媒体による情報収集など学習しやすい環境整備が進んでいる。

【点検・評価】

1) 成績不振者の把握の方法が確立していない。その為、定期試験の結果を待つて対応することになりかねない。1年生では、高校までの学習と違い、与えられるものから自ら考える学習となるため学習方法についていけなくなることが多くみられる。その影響は入学1~2ヶ月後には見られるようになり、いわゆる5月病に陥る。そのため、定期試験の結果を待つて成績不振者へ対応するのは遅すぎる可能性が危惧されている。成績不振に陥ることを予測し、早期に対処するためのシステム構築が必要と思われる。

2) 担任制が有効に機能していない(前述：奨学金支援の項目にて)。

3) 大学入学時点で大学の学問内容を理解するための基礎学力が不足している学生が在籍している。これらの学生に対して、現行のカリキュラムでは対応できず、不十分な理解のまま授業が進んでしまうことが否めない状況である。

- 4) 発達障害者と疑われる学生が在籍している。これらの学生への支援として、まず、発達障害の理解が必要である。

【将来の改善方策】

- 1) 担任制を有効に機能させるためのシステム作りを行った（前述：奨学金支援の項目にて）。
- 2) 基礎学力を向上させるために、次年度からは基礎理科の強化を行うよう新カリキュラムに組み込むことにした（正課外と考えられる授業の正課内対応への移行）。
- 3) 発達障害を持つ学生を理解することなど、大学全体として研修会を開催する。

(3) ハラスメント防止のための活動

【現 状】

- 1) 本学は、平成 16 年、大学内のハラスメントに対応するため、ハラスメント委員会の規程を設け、ハラスメント委員会を設置した。また、ハラスメントに関する相談員を配置し、実際にハラスメントが発生した場合、相談員が苦情・相談の手順をとる体制としている。委員会での検討事例、相談件数は相談体制を設置した平成 16 年以後平成 19 年まで 4 件であり、綿密な面接調査をして問題解決に取り組んだ。
- 2) 教職員のハラスメントのための研修会への参加はあるが、学内でハラスメントの予防を含めた研修会はもたれていない。

【点検・評価】

- 1) 正式にハラスメント委員会が設置されて、相談員を配置しているが、学生への周知は十分でない。
- 2) 教職員のハラスメントへの理解は十分とはいえない。

【将来の改善方策】

- 1) ハラスメントの防止に向けて、アカデミック・ハラスメントとセクシュアル・ハラスメントの理解の徹底や教育の強化のために学生向け、教職員向けそれぞれの研修会を継続的に行うとともに、学生へのガイダンスの時期や方法の工夫をする。
- 2) 学部学生の生活相談・健康相談体制とハラスメントの相談体制との一本化あるいは連携といった予防体制の強化などを推進する。

(4) 生活環境整備支援

【現 状】

- 1) 本学は、地理的に一般居住地より離れており、多くの学生が親元から離れて生活している。その為、入学時に住居情報を提供するなどの支援を行っている。

- 2) 食生活に偏りある学生に対し、地域ボランティアと連携して学内料理教室を開催した。
- 3) 学生との懇談会を定期的で開催し、学生への生活支援のための要望を聞き、対応できる部分を検討し実行している。
- 4) 第7章で報告したように、食堂は採光よく、おいしい料理が提供されている。しかし、メニューが十分とは言えず、学生からの要望を反映させるべく定期的な話し合いを行っている。
- 5) 看護大学であるため、女子学生が多い。しかし、近年男子学生の在籍数も増加し、平成19年度は1割（看護大学の男子学生は全国的に約1割）となった。
現時点において性別による不利益をこうむっている報告はない。

【点検・評価】

- 1) 食生活、住環境、アルバイトの状況を含め、生活環境の整備支援を行うためのデータが不足している。
- 2) 学生相談窓口として学務課が担当しているが、今後多様化する多くの細かい学生生活のための支援活動を行う上で、学生のアクセスをさらによくするための垣根の低い窓口の設置が必要かもしれない。
- 3) 学生の食生活面のニーズから、健康に留意したメニューなどを検討する必要がある。
- 4) 男子学生にとどまらず、今後留学生などの就学の可能性があるため、少数グループの支援を考慮しておく必要がある。

【将来の改善方策】

- 1) 上記の基礎資料を得るために来年度は生活改善のためのアンケート調査を行うように計画している。アンケート調査の内容はすでに検討に入っている。
- 2) 学生相談窓口業務では、「何でも相談窓口」など、窓口名称を改変し、専任者を置くなどを検討する。

3. 就職指導

- (1) 国家試験への対策

【現 状】

- 1) 業者による模擬試験をはじめ国家試験への対策は、大学生であるという自覚のもとに学生の自主性を重んじ、学生に計画させ実施させている。
- 2) その結果の自己評価も行い、学生自身に弱点を抽出させ、自己学習を行うよう指導している。
- 3) 大学としては模試の結果を分析し、学生の弱点を把握し、学生の考える問題点とともに検討し支援するというスタンスを取っている。

- 4) 学生からの自発的な国家試験対策としての要望がある場合は、特別講義などを開催し効果的な学力アップを狙っている。その結果、本年の国家試験結果は、看護師、保健師、助産師の3部門ともで100%合格し、併せて、これまでの不合格も一掃された。

【点検・評価】

- 1) 平成 18(2006)年度の国家試験成績は良好であったが、これまでの結果は、特に保健師試験の合格率の低さが問題として挙げられる。
- 2) 本年度の模試においても、地域看護学分野の得点率が悪いことは、国家試験対策以前の問題として、本学地域看護学の教育に工夫が必要と判断しなければならない。
- 3) 国家試験への学生の自主的な取り組みが、学生自身の意識によってかなりばらつきがあり、取り組みが遅い学生では成績の向上が図られないことが見受けられる。

【将来の改善方策】

- 1) 模試結果を踏まえての学生からの要望は、基礎医学、地域看護に関連する公衆衛生的な知識の習得である。これらの学習は、国家試験対策として、一朝一夕にできるものではなく、今後、本学のカリキュラムの中での強化が必要と認識し、適切な対応をしなければならない。
- 2) 学習支援の項で述べたように、担任制などを利用して学業不振者の早期発見、早期指導体制を整える。
- 3) ガイダンスなどを利用して、定期的な国家試験への意識付を行う。

(2) 就職（進路）指導

【現 状】

1) 組織体制

- ア. 学生の就職指導は、学生支援委員会が所管し、下記の種々の就職に関するセミナーを企画実行している。
- イ. 学生個人の就職に関する相談は、卒業研究担当教員が受け、具体的な指示を行うが、担当教員の専門分野以外の看護系教員との連携の下に対応することもある。
- ウ. 就職活動ガイドブックの作成、そのほか就職活動に必要な情報を学生情報コーナーの一室を設けて整備し、学生がいつでも利用できるような体制を整えている。

2) 就職（進路）指導

- ア. 就職支援活動に関しては、キャリア支援の一環として、将来、勤務する可能性のある医療機関への早期接触を図るべく 1 年生から開始している。しかし、具体的なセミナーやガイダンスは表 10-3 に示すように 3 年次となる。

イ. 本学は、日本赤十字学園であり、日本赤十字社の支部および病院からの推薦学生および奨学生が多い。これらの病院を中心に就職情報提供の機会を計画している。

ウ. 就職状況については大学基礎データ表 8（就職・大学院進学状況）に示すように、例年 100%であるが、約 75%が赤十字病院関係である。（平成 18 年では 101 名中赤十字医療機関 76 名、国公立医療機関 14 名、民間医療機関 11 名である）。地理的状况からは福岡県内への就職者が多い。

表 10 - 3 . 平成 18 年度就職セミナー年間活動実績

開催月日	セミナー名称	内 容	対象学年
平成 18 年 4 月	赤十字病院合同 就職説明会	学生の就職選択並びに就職意識の向上 について	4 年生
平成 18 年 5 月	就職・進学活動 マナー講座	就職活動にかかる意識およびマナーの 向上について	4 年生
平成 18 年 5 月	就職支援セミナー	看護職者の具体的な職務内容および就 職にあたっての心構えについて	4 年生
平成 18 年 12 月	就職内定者講習会	早期離職防止について	4 年生
平成 19 年 2 月	キャリア形成支援 講座	自尊心および自己効力感の向上に ついて	3 年生

【点検・評価】

- 1) 現在の就職支援スケジュールで支障はないが、3 年生前期に就職進路指導を開始しても時期的に、学生自身の理解と自覚が十分とはいえない。
- 2) 本学は日本赤十字社奨学生が多く、現時点で就職先に問題となることはない。
- 3) 助産師養成課程希望学生が増加傾向にあるが、実習上の制約から、学部教育での対応には限界があり、卒後、他助産師養成学校受験者がいるにも関わらず、対応できていない。
- 4) 実習病院であり、就職先となることも多い赤十字病院との連携強化により就職先を確保する体制を強化する必要がある。
- 5) 看護大学/学部が急増している現状から、将来、看護職として就職できない者が出る危険性があり、赤十字病院以外の施設との連携、地域連携、学生の質の向上を図る必要がある。

【将来の改善方策】

- 1) 専門職を目指す自覚の下に就職支援を行う必要がある。
平成 19 年度から本格化した早期の医療現場接触を継続し、意識付けを強化する。
- 2) 平成 19 年度に大学院を開設したが、国際的視野を持つ看護学学習・研究の場を目指す。
- 3) 学部教育で限界のある助産師課程を専攻科として設置する方針を具体化する。

- 4) 関連実習病院との定期的会合を強化し、質の高い実習支援を依頼するとともに、卒後のキャリア支援へと結び付けた相互協力体制を構築する。
- 5) 教職員による地域医療施設訪問、地域の保健関連会議を含む集まりへの積極参加により、広報活動を強化する。

4. 課外活動

【現 状】

(1) 学生自治会

- 1) 学生自治会は、学生が主体性を持つ組織として、本学在学の全学生により構成され、その自治活動を通じて、学生相互の親睦、学生生活の増進を図り、豊かな人間性を培うことを目的としている。
- 2) 大学は、自治会を財政的に支援するとともに、学生の要望などに対応する機会を持つ。
- 3) 学生自治会参加学生は、学生奉仕団として、種々の赤十字活動に貢献している。
(第9章ボランティアを教育へ取り入れた社会貢献参照)

(2) サークル活動

- 1) 団体・サークル設立時、責任者となる学生は教員顧問を定め、設立許可願いを事務局学務課に提出し、学長の許可を受ける。団体・サークルの継続は、毎年5月までに構成員名簿を提出する。
- 2) 現在の16団体は、4～55名の部員によって運営されている。
- 3) 各団体・サークルは、割り当てられた部室を持つが、学生等施設利用規程により運用する。
- 4) 各団体・サークルの顧問を務める教員は、サークル活動の支援を行う。

(3) 大学祭

毎年10月、学生自治会が大学祭「遥碧祭」を主催し、大学は財政的援助を行う。

【点検・評価】

自治会や各サークルと大学には相互に情報交換をする機会が設けてあり、現時点では問題なく運営されている。

【将来の改善方策】

積極的に活動しているサークルは、大学の広報にも貢献しているという意識のもと、大学組織として経済的にも人的にも支援できるよう検討する。

第2節 大学院の学生生活への配慮

【到達目標】

- 1) 経済的な負担を最小限にした勉学環境の整備。
- 2) 国内外の先端的な研究に触れ、又、自らの研究成果を発表する機会を与えるための支援制度を設けること。
- 3) 将来性のある教育・研究者を養成するティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント制度を設けること。
- 4) 学生の課外活動の促進・充実。
- 5) 学生の福利厚生面の充実。

1. 学生への経済的支援

【現状】

学生の奨学金受給状況について、学生 11 名中 3 名（日本学生支援機構奨学生 2 名、日本赤十字社同方会奨学生）が奨学金を受け、国際看護協会東京大会記念奨学基金の奨学金に 1 名が応募中である。次年度より、上田奨学金（本学の前身の福岡赤十字看護学校設立当初からの篤志家による）が大学院生 1 名に貸与されることとなっている。

【点検・評価】

平成 20 年度からは奨学生は 4 名になる予定であるが、全員が、何らかの経済的な支援を受けて、豊かで経済的に安定した学生生活が保障される必要がある。

【将来の改善方策】

看護界の質を高めることのできる優秀な人材を本学大学院から輩出するには、実践者・教育者・研究者として将来性のある優秀な学生を多数確保し、良い意味での切磋琢磨できる学習環境を創出してゆかねばならない。そのためには、以下の改善が必須である。

- 1) 現行の高額な授業料を出来る限り引き下げて、学生の負担を軽減すること
- 2) 経済的に恵まれない成績優秀学生に対して、返還義務のない奨学金制度を多く設け、その制度の活用を図る
- 3) 平成 20 年度より、本学大学院独自に設けた、成績優秀学生に対して、授業料免除制度を実施する
- 4) 平成 21 年度を目途に、長期履修生制度を導入する

2. 学生の研究活動への配慮

【現状】

開学して1年が経過したところであるので、学生が国内外の学会に参加、あるいは、研究発表する機会はまだない。

【点検・評価】

大学院の教育目標に教育・研究指導者の育成を掲げている以上、特に2年次の院生には積極的に研究活動に関わる制度が必要となる。それは、修士論文作成に向けても必須のことであり、現状の改善を図る必要がある。

【将来の改善方策】

- 1) 教育者・研究者として適格性を持つ院生の研究・教育訓練の機会として、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント制度の導入を図る。
- 2) 院生の研究活動を促進するための学会出席補助・研究助成金の申請などの機会を作り、最新の保健看護領域における実践・教育・研究活動に触れ、発表・参加できるように財政的な支援を行う。

3. 生活相談等

【現状】

1) 保健面での配慮

- (ア) 身体的・精神的な問題に対する相談活動：保健室・学生相談室を学部生と共用。
- (イ) 定期健康診断およびインフルエンザを含む感染性疾患に対する対応：予防接種等の健康面での配慮は、学部生と同時期に実施。

2) 学生保険について

- (ア) 学生教育研究災害保険【大学院の教育研究中にこうむった急激且つ偶然な外来の事故による身体の障害に対する医療保険給付（大学院1年生対象）】の保険料金を大学側で負担。
- (イ) 学研災付帯賠償責任保険（国内において院生が成果、学校行事、ボランティア等での課外活動及びその往復中で他人に怪我や他人の財物の損壊による法律上の損害賠償額を補償）：保健料金は学生負担、任意加入

3) 学習環境に対する配慮

院生一人にパソコンが1台配備された研究室が院生用に用意されている。学内では、学生は、自由にインターネットも使用しながら勉学が可能である。また図書館の図書

貸し出しやデータベースの利用・活用方法などについては、入学時のガイダンスでのオリエンテーションのみならず、希望者には随時図書館員が相談指導に当たっている。

また、レポートや文献の複写については、コピー代を1年次には1,500カウント、2年次には2,500カウントまでを無料とし、大学が補助している。

4) 学生の就職支援

開学後1年を経過したところなので、就職相談の窓口や相談システムは作られていない。

5) 学生のための福利厚生について

単科大学であること、開学して1年と間もないことに加えて、最寄りの駅からバスで15分と市街地から離れた民間会社の研究施設が近隣にあるのみの立地条件なので、学部と共用の施設以外に大学院固有の設備は設けられていない。学生食堂と、それに付設する売店があるが、規模も小さく、学生の日常生活全般にわたる品揃えはない。

6) その他

組織的ではないが、Eメールや個別面談・授業終了後の学生との対話、オフィス・アワー等を利用して、学生から広く勉学上および生活上のさまざまな問題についての意見を聴取するように努めている。7月からは、研究科長が学生相談の窓口となり、学生からの意見をさらに求めやすくすることが図られている。

【点検・評価】

開学間もないので、該当する学生は出ていない。

【将来の改善方策】

学生生活に対する支援・学生の福利厚生・就職指導について、単科大学であることの制約は免れないが、学生数が増加することを考慮して、次年度からは、学生の組織づくりを図ると共に、学生の自由な意見や希望を汲み取って、就職指導をおこない、多様な課外活動や福利厚生の機会を近隣他大学との連携のもとに創出し、院生の学生生活・福利厚生面の多様化と充実を図り、学生の自由な参加と活用の機会を増やすことを計画する。

第 1 1 章 管理運営

【到達目標】

大学全体の管理運営責任を負っている学長と意思決定機関である教授会および研究科委員会が、それぞれの役割を発揮し、大学学部および大学院の円滑な管理運営を行う。

また、学校法人日本赤十字学園理事会・評議員会、九州ブロック各県支部・病院連絡協議会との連携協力関係を維持し、より一層本学の管理運営に努める。

1. 教授会

【現 状】

本学は学校法人日本赤十字学園が設置主体であり、管理運営上の最高意思決定機関はその理事会である。しかし、本学の教育研究に関しては、理事会の承認を得た日本赤十字九州国際看護大学学則、日本赤十字九州国際看護大学大学院学則および日本赤十字九州国際看護大学規程集が整備されており、これらによって執り行われている。従って、通常意思決定は、次のとおり学則第 38 条の規定に基づき設置されている教授会である。

(教授会の設置)

第 38 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の単位取得に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学および除籍に関する事項
- (6) 学生の卒業認定に関する事項
- (7) 学生の諸活動および学生指導に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 学則の改正に関する事項
- (10) 学内教育施設に関する事項
- (11) その他学長が必要と認める事項

この規定に基づき、教授会は、教育・研究に関することや学則の改正などの管理運営に関するすべての重要事項を審議している。

教授会の開催は、原則として毎月第 1 木曜日で、必要があるときは臨時教授会を開催することができることになっている。

構成は、学則第 39 条に「学長、副学長、学部長、教授をもって構成する」とされているが、「教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授、講師および助教（常時勤務する者に

限る)その他の職員を加えることができる。」と規定されており、現在は、准教授以上が構成員となっている。

また、学則第39条第1項の規定に定める学長、副学長、研究科長、学部長、教授をもって構成する教授会を正教授会という。正教授会においては、教員人事に関する重要事項などを審議し、その結果を学長は教授会に報告する。

教授会のもとに各種委員会が設置されており、各委員会で審議検討された事項は教授会に報告され、重要な事項については審議を経て決定される。

このほか、学部と大学院を含めた大学全体の案件について調査・審議にかかる機関としてアドミッション・オフィス、将来構想委員会、自己点検・評価委員会、倫理・ハラスメント委員会、危機管理委員会、勤務評価委員会が設置されている。

平成17年度から、全学に関わる事項を協議するため、管理運営会議が設置され、平成19年度に規程が整備された。管理運営会議は、学長が召集し副学長、学部長、研究科長、学務部長、図書館長、事務局長で構成され、看護学部および看護学研究科の管理運営について、課題を検討し教授会へ提案、報告する役割を担っている。

管理運営会議の協議事項は、次のとおりである。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 経営に関する事項
- (3) 将来構想に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教授会、研究科委員会などの審議に関する事項
- (6) その他、学長が必要と認める事項

更に、平成17年12月には本学との連携・協力を強化する組織として「九州ブロック各県支部・病院連絡協議会」を設置し、本学の経営、将来計画、学生の確保・就職などに関する事項について協議・検討を行っている。

【点検・評価】

教授会の役割は学則に明記されており、学部の意思決定機関として適正に機能している。

教授会に提出される議題については、あらかじめ管理運営会議で調整し効率的な運営に努めているものの各種委員会報告などがあるため時間がかかることがある。

平成17年度から准教授を構成員に加えたことにより、情報の共有化が図られ多くの教員の意見を反映できることから、民主的な運営がなされていると言える。

【将来の改善方策】

少子高齢化社会の急速な進展により、大学は入学志願者の全入時代を迎えている。単科・小規模大学という看護大学の宿命を抱えながら、今後激化する大学間の競争の中で、特色

を発揮しつつ学生の確保を図り、優秀な人材を育成していくためには健全な経営が必須である。

本学においても、教授会を中心とする運営が従前からなされているが、教員は教育・研究の専門家であっても、必ずしも経営や組織運営の専門家というわけではない。そのため、新たに学長の諮問機関として経営や組織運営面の強化を図るため外部有識者を構成員とする「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」の設置について教授会の承認を得て、学校法人日本赤十字学園の指導、助言を得て、平成20年度の設置に向け準備を進めている。

2. 学長・副学長・学部長の権限と選任手続き

(1) 学長の権限と選任手続き

【現 状】

学長は、本学の最高責任者として、学生の入学・退学・休学の決定、卒業認定など教務関係事項や予算執行、建物などの財産管理、授業料の減免など大学の管理運営事項、教員の免職、復職、懲戒処分などの人事関係事項、その他必要に応じた大学の意思決定など広範囲の権限を行使している。また、本務に支障のない限り、国際関係活動、外部審議会、関係団体委員就任、講演および学会活動などの活動も行っている。

学長の選任手続きは、「学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程」に従って選出される。

同規程第3条に、学長選出に際しては推薦委員会を設置すること、第4条には、委員会は6名の委員(本学教授会から選出された専任教授3名、理事会から選出された理事3名)で構成され、学長候補者を選出すると規定されている。選出された学長候補者は、理事会の同意を得て、理事長が任命することになっている。学長の任期は4年である。

【点検・評価】

早い社会環境の変化や社会的ニーズに対応するため、学長には、迅速で適切な意思決定と効率的な大学経営が求められている。学長には、それを実現するために必要な権限が与えられており、大学の意思決定機関である教授会においてリーダーシップを発揮し、適切に管理運営を行っている。

学長の選任手続きについては、推薦委員会から選出された学長候補者を理事会の同意を得て選任するため透明性と公平性は保たれている。

【将来の改善方策】

学長の権限と選任手続きに関しては、特段の改善点は見当たらないが、学校法人日本赤十字学園の管理下のもと、より一層の権限の内容と選任手続きの適切性に努める。

(2) 副学長の権限と選任手続き

【現 状】

副学長の権限は、学長を補佐するとともに、学長不在の場合はその職務を代行することになっている。

副学長候補者の選考にあたっては、日本赤十字九州国際看護大学副学長選考規程第3条、第4条の規定により、本学の教授の中から学長が行うことになっている。ただし、副学長候補者の選考にあたっては、正教授会構成員による単記無記名投票によって行われ、投票数の3分の2以上を得た者が候補者として選出される。選出された副学長候補者は、理事会の同意を得て、理事長が任命することになっており、その任期の終期は、任命された日に在籍する学長の任期の終期までとなっている。

【点検・評価】

副学長の選任手続きについては、選考規程に基づき透明性と公平性は保たれている。

学長を補佐する副学長の具体的な業務について根拠規程がないので、規程の整備が必要である。

【将来の改善方策】

副学長の具体的な業務について根拠規程を整備する。

(3) 学部長の権限と選任手続き

【現 状】

学部長の権限は、学部を統括する権限を担っている。

学部長候補者の選考にあたっては、日本赤十字九州国際看護大学看護学部長候補者選考規程第3条により、本学専任教授の中から選任される。選任手続きは、正教授会構成員による単記無記名投票によって行われ、投票数の3分の2以上を得た者が候補者として選出される。

選出された学部長候補者は理事会の同意を得て、理事長が任命することになっている。その任期は4年であり、再任された場合の任期は2年、引き続き6年を超えて在任することはできない。

【点検・評価】

学部長選任手続きは、選考規程、選挙実施細則に基づき透明性と公平性は保たれているが、学部長の具体的な業務について根拠規程がないので、規程の整備が必要である。

【将来の改善方策】

学部長の具体的な業務について根拠規程を整備する。

3. 意思決定

【現 状】

本学の意思決定の過程については、学務・事務管理運営など全学的調整は学長、副学長、研究科長、学部長、学務部長、図書館長、事務局長で構成する管理運営会議があたり、課題を検討し教授会へ提案、報告するプロセスである。

各種委員会で検討された審議事項は教授会に報告され、重要な事項については審議を経て決定されている。また、学園全体に係る意思決定プロセスについては、理事会・評議員会の審議を経て決定し、各大学・短期大学へ周知される。

【点検・評価】

教授会で決定した事項および調整が図られた報告事項については、事務局において議事録を作成し学内ネットワーク上の共有フォルダに保管して全教職員が閲覧できることから現状では何ら問題は生じていない。学園全体に係る決定事項については、毎月 1 回開催される教授会において資料を添付し、概要を説明のうえ周知徹底を図っている。

【将来の改善方策】

今後、更に管理運営会議、教授会などの意思決定の信頼性、透明性を図るよう努める。

4. 教学組織と学校法人理事会との関係

【現 状】

本学は、学校法人日本赤十字学園に属する 5 大学の中の 1 つであり、法人本部は、本学のほかに、日本赤十字看護大学、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字豊田看護大学の 4 大学、日本赤十字秋田短期大学、日本赤十字武蔵野短期大学の 2 短期大学を設置、運営している。

理事会、評議員会は、年 4 回開催されており、学校法人としての事業計画・報告、予算・決算、学則改正、その他重要事項について審議するとともに、入学者の状況や就職状況などについて報告を行うことにより、情報の共有・連携の強化に努めている。

【点検・評価】

理事会には理事として本学学長が、評議員会には学部長および事務局長が代表として出席していることからいって、学校法人理事会との関係は適切である。

【将来の改善方策】

大学を取り巻く環境がますます厳しくなる中、資質の高い学生を今後とも安定的に確保し、将来に向けて発展していくためにも、学校法人日本赤十字学園のスケールメリットを活用して、個性豊かで魅力ある大学づくりを目指す努力を絶えず積み重ね改革を図る。

5. 全学的審議機関

【現 状】

教授会、意思決定でも述べたとおり、全学的審議機関は教授会であり、学務・事務管理運営の全体調整は管理運営会議があたっている。なお、学園全体に係る管理運営上の最高の意思決定機関は学校法人日本赤十字学園に設置する理事会である。

平成 17 年 12 月には連携・協力組織として「九州ブロック各県支部・病院連絡協議会」を設置、更に、平成 20 年度には、学長の諮問機関として経営や組織運営面の強化を図るため外部有識者を構成員とする「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」を設置する。

【点検・評価】

全学的審議機関の権限の内容については、学則第 38 条にも規定されており適切に行使されている。また、毎年 1 回開催している九州ブロック各県支部・病院連絡協議会においても学生の確保、実習、卒業生の就職、研究や卒業教育、財政的理解を含めた相互の支援・協力体制に努めており評価できる。

【将来の改善方策】

教授会と管理運営会議の連携、協力関係を引続き維持するとともに、「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」の設置に努める。

6. 危機管理体制

【現状】

1) 危機管理委員会の新設

これまで、自然災害、火災、その他の緊急事故に対応するために、開学当初からの「防災委員会」を平成 15 年度から「防災対策委員会」とし、災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるための防災の組織、訓練、防災思想の教育普及などの活動を実施してきた。準拠規程は、「日本赤十字九州国際看護大学防災規程」および「同大学防災委員会規程」である。しかし、その後、危機事象をより広範囲に捉え、適正な大学運営との関連において、適正な組織的対策の策定が要求されるようになったことを受け、本学では、平成 19 年度から、「危機管理委員会」として防災対策を拡大・強化している。

準拠規程は、「日本赤十字九州国際看護大学危機管理委員会規程」であり、対象とする危機管理は、① 災害危機管理（自然災害、交通障害、火災、爆発など）、② 健康危機管理（感染症、中毒など）、③ 環境危機管理（自然環境汚染、ゴミ処理など）、④ 社会問題としての危機管理（人権問題、ストーカー・性犯罪被害、ハラスメント、情報の危機管理）など、本学の教育研究活動に重大な支障となる事態、本学の学生・教職員の安全に関わる事態、その他環境・施設管理上の危機事態など広く捉えている。

2) 赤十字組織としての防災活動

本学の卒業生の7～8割は赤十関連施設で看護職として勤務する。また、本学教職員は、赤十字組織の一員であることを前提としており、本学の防災活動は学内にとどまらず、他の地域社会における防災・災害救助に参加しなくてはならない。そのために、毎年、委員会の業務の一つとして、赤十字組織に申請する「救護班」編成とその確認をし、救護員登録の状況把握、救護員養成訓練への参加者を募り促進するなどの活動を実施している。

防災・救援活動は、本学の教育理念の一環として関連深く、正規授業以外の場においても防災や救急法に関する指導が教育の一環として実施されている。

3) 活動の評価と課題

ア. 自然災害、交通障害、火災などの危機管理

毎年1回、地元消防署員の参加を依頼して、全学的に「避難消火訓練」を企画実施している。避難の実際や初期消火の体験を踏まえ、防災知識を普及徹底するとともに、施設設備の点検をすることによるリスクの早期発見、また、この機会に学生に対して、救護の実際を体験させる目的で、「赤十字救急法」を指導している。

また、毎年のように発生する台風・降雪による交通障害に対しては、学長の指揮の下、対策本部が早期に協議し、学生と教職員、関係者に正確かつ迅速な情報伝達をするシステムが確立している。例えば、公共交通機関不通時の休講情報は、学生や教職員が学外からパソコン、携帯電話で得ることができる。

救援では、第3章 第1節教育課程の(5)インターンシップ、ボランティアに述べたが、福岡県西方沖地震災害時、学生と教員による被災者救援ボランティア活動がある。被災後1ヶ月半におよぶ避難センターでの被災者の心身のケアに一定の役割を果たしたが、学生にとっても実践的学習の極めて有効な機会となった。

イ. 健康危機管理

平成19年春、国内各地で麻疹流行が発生した際、看護学生は病院や施設の実習、教員はその指導にあたることから、学長、学校医のもと、素早く「感染症対策本部」を立ち上げ、流行情報の把握、実習予定など実習先との連絡、学生と教職員の感染歴と抗体保有状況調査を踏まえ、学生・教職員全員の4抗体(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎)検査を実施した。さらに、その結果に基づき、短期間にワクチン接種まで行ったことは特記すべき評価である。この経験は、以後のノロウイルス感染症、インフルエンザへ応用されている。

また、将来、医療者となる学生が、自分自身の健康状態を自分で把握し、自らが感染源とならない意識を喚起する教育になった。

ウ. 社会問題としての危機管理

卒業研究や臨地実習における個人指導の場での教員によるアカデミック・ハラスメントは開学以来の6年半で2件起きている。セクシャル・ハラスメント防止と対応は、本学は日本赤十字学園防止規程を準用しているが、アカデミック・ハラスメントも、それに準じて対応することになっている。学部長を委員長とする少人数の倫理・ハラスメント委員会が設置されており、学生・教職員へは相談窓口を周知している。問題は、この経路で察知あるいは申告され、委員長の下、委員による公平な聞き取り調査を踏まえて、いずれも適正な対処を行い、学生もその保護者も十分に納得できている。

その他、夏季には性犯罪の多発、しかも一人暮らしの多い大学生のために、十分な防備意識を喚起すべく、学生支援委員会との共同で注意を呼びかけている。

【点検・評価】

赤十字の看護大学として、救護班の編成、救援ボランティア、麻疹の流行の未然防止と危機管理に対する一応の評価はできる。しかしながら、いつ、どこで発生してもおかしくない危機事象に対する意識の高揚および知識の普及啓発に対する取組みを一層強化していくことが喫緊の課題である。

そのためにも、新体制の委員会については発足したばかりであるが、旧体制における実績および個々の事例をさらに詳細に分析・評価し直すことも必要である。また、今後の適正な対策に向けて、各種の危機管理に対するガイドラインの策定および危機管理マニュアルを策定することが急がれる。

【将来の改善方策】

各種の危機管理に対するガイドラインの策定および危機管理マニュアルを策定すると共に、教育研修や訓練の企画を年間予定に組み込んでいく。

7. 大学院の管理運営体制

(1) 管理運営体制

【現 状】

大学院看護学研究科の管理運営は、看護学研究科担当の専任の教授、准教授をもって構成する研究科委員会が行っている。

日本赤十字九州国際看護大学大学院学則第7条の2に定める研究科委員会の審議事項は、次のとおりとなっている。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 教員人事に関する事項
- (4) 教育課程の編成および履修方法に関する事項

- (5) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学および除籍その他学籍に関する事項
- (6) 課程の修了および学位論文審査に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 本学大学院の学則の改正に関する事項
- (9) その他学長が必要と認める事項

研究科委員会には、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程第 9 条の規定に基づき、研究科学務委員会と研究科入学試験委員会が設置されており、調査または審議を付託できることとなっている。

研究科委員会は研究科長が議長となり、毎月 1 回(第 1 木曜日)の定例会と必要に応じて臨時会を開催することができることとなっている。

教授会との相互関係においては、月 1 回開催される教授会に引き続き研究科委員会を開催しているため、審議内容、報告、その他について過誤は生じていない。

【点検・評価】

研究科委員会の構成員は教授会と同じメンバーであり、教授会に引き続き研究科委員会を開催しているため、円滑な運営ができています。

【将来の改善方策】

本年 4 月開設のため研究科委員会については、特段の改善点は見当たらないが、教授会との相互関係を維持しつつ、より一層の機能の充実、活性化を図る。

(2) 研究課長の権限と専任手続き

【現 状】

研究科長の権限は、大学院を統括する権限を担っている。

研究科長候補者の選考にあたっては、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科長規程第 3 条、第 4 条の規定により、本学大学院看護学研究科に所属する教授の中から選考する。選考にあたっては、研究科委員会において構成員による単記無記名投票によって行われ、投票数の 3 分の 2 以上を得た者を当選者とする。選出された研究科長は、理事会の同意を得て、理事長が任命することになっている。その任期は 4 年、再任の場合の任期は 2 年で引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

【点検・評価】

平成 19 年 4 月開設のため特記事項は今のところないが、将来的には具体的な業務について根拠規程がないので規程の整備が必要である。

【将来の改善方策】

研究科長の具体的な業務について根拠規程を整備する。

第12章 財 務

【到達目標】

大学の建学の理念を実現し、その活動を継続するために必要な財源を確保するとともに、効率的で適正な予算執行を行う。

大学の健全経営を目指し、財務諸表における項目ごとの比率の適正化を図る。

1. 教育研究と財政

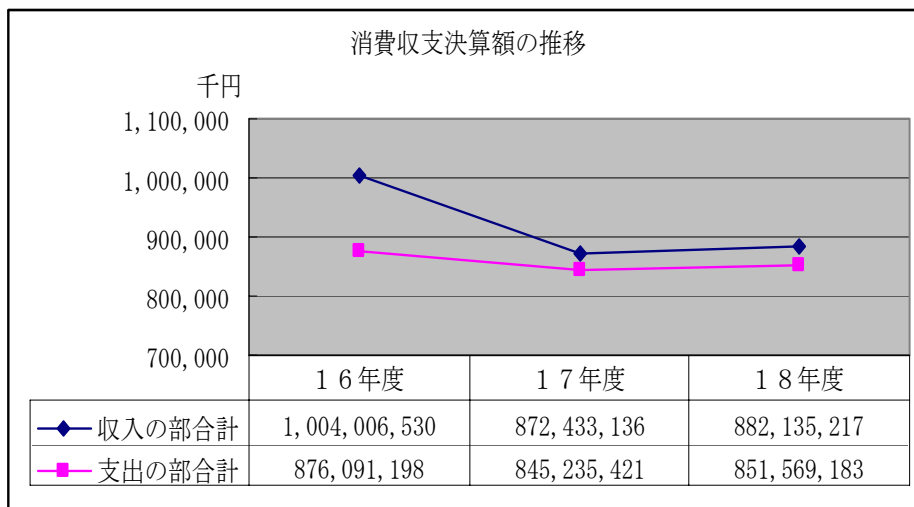
【現 状】

本学の教育研究と財政の関係を見るために過去3年間の消費収支決算額の推移を下記のとおり示した。

表 12 - 1 日本赤十字九州国際看護大学消費収支決算額の推移

消費収入の部		(単位：円)		
科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
学生生徒など納付金	771,200,000	779,060,000	753,840,000	
手数料	17,723,300	15,463,800	16,079,200	
寄付金	231,167,034	1,426,658	537,305	
補助金	0	67,924,000	100,061,000	
資産運用収入	221,167	302,017	698,894	
事業収入	7,839,197	6,706,272	7,363,674	
雑収入	2,491,670	3,240,686	4,293,053	
内部取引	103,362	309,703	4,946,665	
帰属収入合計	1,030,745,730	874,433,136	887,819,791	
基本金組入額合計	▲ 26,739,200	▲ 2,000,000	▲ 5,684,574	
収入の部合計	1,004,006,530	872,433,136	882,135,217	
帰属収入に占める自主財源比率	77.6%	92.0%	88.1%	

消費支出の部		(単位：円)		
科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
人件費	498,431,916	461,955,773	454,841,246	
教育研究経費	286,834,469	277,532,945	300,842,057	
管理経費	78,694,813	82,146,547	66,664,437	
資産処分差額	0	4,206,156	11,060,443	
内部取引	12,130,000	19,394,000	18,161,000	
支出の部合計	876,091,198	845,235,421	851,569,183	
当年度消費収入超過額	127,915,332	27,197,715	30,566,034	
前年度繰越収入超過額	366,277,149	494,192,481	524,519,092	
基本金 取崩額	0	3,128,896	0	
次年度繰越収入超過額	494,192,481	524,519,092	555,085,126	



なお、平成 16 年度に完成年度を迎え、平成 17 年度から予算規模は平準化されてきたところである。

帰属収入は、授業料など、学生納付金が大部分であり、次いで大きな収入は国からの補助金である。また、入学検定料を主とする手数料収入、雑収入、資産運用収入などを合わせ、平成 18 年度の帰属収入合計は 887,819 千円であった。平成 17 年度に比べ学生の納付金は減少し、補助金は増加している。

補助金の増加はシステムの更新に伴う情報関係装置設備などの整備に係る補助金の収入であり、今後、他の補助金の獲得に努めなければならない。一方、支出であるが、支出の中でもっとも大きな比重を占めているのが人件費であり、次に大きなものは教育研究費である。また、管理経費、資産処分差額などを合わせ、平成 18 年度の支出合計は 851,569 千円であった。平成 17 年度に比べ人件費は減少したものの、他の経費が増加している。

平成 18 年度の消費収入超過額は 30,566 千円の黒字を計上し、平成 17 年度に比べ増加している。しかし、今後、学校運営は厳しくなる一方であり、収入増加および経費抑制をどのように行うかが検討課題である。

【点検・評価】

本学は平成 13 年度に開学し平成 16 年度に完成年度を迎え、予算規模は平準化してきたが、今後、厳しい事態を想定し、経費全般の見直しと収支バランスの検討は、常時、行わねばならない。

主たる収入が学生納付金・手数料であることに変化はないが、その他事業収入増につながる方策は検討する必要がある。帰属収入に占める自主財源の比率は 90%前後で 10%程度が補助金である。

主たる支出は人件費、次いで教育研究経費・管理経費である。教育研究経費は、教育研究を目的としており、直接、教育研究を支える経費以外に、設備維持管理、光熱水費など間接的に教育研究を支えるものも含んでいる。

教員研究費中、専任教員に配分される研究費・研究旅費・学内研究費・教育研究費内訳は大学基礎データ表 29～32 に明記されている。

教員研究費は職位配分・授業配分・テーマ研究・その他に分けられる。教育研究経費は教育研究目標に沿った教育研究活動が行われるように、その資金を適正に配分し、その年度の収入と支出のバランスが取れるように予算編成を行っている。

少子化と看護大学乱立（九州に平成 20 年度 24、21 年度 25 の予定）に伴い、受験生、入学生を現状どおり確保できるか、今後の大きな課題である。受験人口減や募集活動の技術的問題とともに、大学が魅力的個性的で、優れた教育を行ない、地域の保健医療サービスの活性化に貢献する努力が一層求められる。今後、一層の経費節減とともに、大学の知的活力を増強しうる活動への効果的な投資も考え、さらに、大学の将来を見据えた内部留保分を確保し、将来構想に十分対応できるよう備えていく必要がある。

【将来の改善方策】

今後、建物修繕や設備・備品の更新に多額の費用が見込まれるため、設備・備品への投資の年次計画を策定し、計画的に進めることが必要である。また、教育目的や目標の実現による受験者数および学生数の確保や、研究目的や目標を明確にした上での補助金、外部資金獲得を実現することが今まで以上に重要となってくる。さらに、経費を見直し、その節減に努め、費用対効果を追求することも重要となる。

2. 外部資金等

【現 状】

文部科学省科学研究費の過去 3 年間の申請、採択状況は大学基礎データ表 33 のとおりである。平成 18 年度には、申請件数は増えたものの新規採択には至らなかった。その他、民間の研究助成財団の新規助成金は 11,568 千円である。（大学基礎データ表 34 参照）

【点検・評価】

学長のイニシアティブにより、研究費申請の機運はついており、申請数は増加しているものの、科学研究費獲得件数は、平成 16 年度 10 件申請 2 件採択、平成 17 年度 7 件申請 2 件採択、平成 18 年度 12 件申請採択 0 と、獲得数は少ない。さらに、申請者は全教員の半分にも及ばないことから、毎年、学長が積極的な科研費申請を喚起している。

【将来の改善方策】

研究業績を上げるためには、すべての教員が外部資金を獲得する意気込みで積極的に取り込むことが必須である。そのため、科学研究費補助金についての情報の周知徹底を図り、教員への詳細な情報を、今後も、繰り返し伝達する。また、外部資金獲得に向け、FD 委員会が中心となって研修会などを開催しているため、今後効果が期待できるものとする。

3. 予算編成

【現 状】

予算編成方針は、学校法人日本赤十字学園にて原案が作成され、理事会で審議して決定する。理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを基に学内予算編成方針を作成し、学部・研究科・委員会・事務局の各部門の長へと通知する。

各部門は、この学内予算編成方針とそれぞれの実施計画に基づき予算申請書を作成し、予算担当課である経理課に提出する。経理課は、申請書に基づき、各部門責任者から、適宜、ヒアリングを行い、予算原案を作成する。原案は、管理運営会議で、特に 10 万円以上の機器備品など高額なもの、維持管理費が発生するものについて重点的に検討し、必要な修正などを行った後、教授会の議を経て、学校法人日本赤十字学園へ提出、理事会承認を得て予算が成立する。

【点検・評価】

予算編成に先立ち、前年度予算の執行状況を分析する、次いで、同規模予算が確保できるかどうか、執行状況は適正かなども検討している。開学 7 年が経過し、修理・修繕費や備品更新など、新たな経費増が見込まれる状況にあるため、今後は予算執行の優先度を詳細に検討する必要がある。

【将来の改善方策】

予算編成要求書の見直しを行い、教育研究活動を行うために収入を確保し、適切な支出を行い収支の均衡を図っていく。また、すべての教職員がコスト意識を持ち、日頃から経費の節減に努めるとともに、より重点的な予算執行に努める。

4. 予算の配分と執行

【現 状】

予算担当課である経理課は予算編成要求書を作成し、学部・研究科・委員会・事務局の各部門の長へ 10 月中旬頃に配布し、11 月末頃までに提出させる。

経理課は、提出された要求書の検討を行い、予算原案を作成し管理運営委員会で審議する。特に、10 万円以上の機器備品など高額な費用が発生するものを対象に検討する。

その後、本学の意思決定機関である教授会を経て、学校法人日本赤十字学園の理事会で最終決定される。

予算の執行は、予算に盛り込まれた計画の実行になるが、これを実行していくのは、学部・研究科・委員会・事務局の各部門の長であり、執行責任者に一定の権限を与えられている。執行責任者は予算の執行計画に沿っているか、その必要性および妥当性などを判断し所定の手続きを経て執行する。

【点検・評価】

事業計画を実現するため必要であると認められれば、所定の手続きにより予算の弾力的な運用も認められている。一般的に教育研究費についてはシーリング枠内で出来るだけ弾力的に運用することにより教育研究の効果があがるようにしている。

管理経費については、予算編成時に策定した計画に沿って執行されている。

【将来の改善方策】

学部・研究科・委員会・事務局の各部門の長が予算に対して関心を持ち、資金の有効な活用を心がけるよう一層の意識改革を図る。

5. 財務監査

【現 状】

監査は、内部監査および外部監査を行っている。内部監査は、理事会で選出された監事2人により年1回業務および財産の状況について監査を行っている。また、外部監査は、監査法人による決算監査と期中監査を年2回実施している（年間延日数100日間）。

【点検・評価】

内部監査は、ベテランかつ会計知識を有している監事が、監査を行っているため、問題なく、外部監査については信用の置ける監査法人と契約しており、有効な関係が築かれているといえる。

監査日数も十分であるとともに、監査日以外でも電話などにより頻繁に相談を行っており、日ごろから会計業務が円滑に進められるよう努めている。

学校法人会計基準に則った処理になっているかに留まっており、学校法人の将来的なこと、学校経営に関する全般的なことまでの指導助言が少ない。

【将来の改善方策】

今後は、監査法人の監査を有効に利用するため、学校法人会計基準に留まらず、学校法人の経営に関する指導助言、また、他学の情報とも含めたものとしてより充実したものとして行われる必要がある。

6. 私立大学財政の財務比率

【現 状】

法人全体の消費収支計算書関係比率は、大学基礎データ表 46 - 1、本学の消費収支計算書関係比率は大学基礎データ表 46 - 2、貸借対照表関係比率大学基礎データ表 47 に、それぞれ明記されている。

【点検・評価】

本学の消費収支計算書関係比率は、平成 17 年度の全国平均に比べ、平成 18 年度の数値は人件費比率をはじめ全般的に良好である。

なお、過去 3 年間、経費節減のための人件費を抑制したが、平成 19 年度の大学院開設による、新ポジションの創設と教員の招請、教育研究体制の充実などの経費増が見込まれる。

また、下記の本学の貸借対照表関係比率も、流動比率、自己資金構成比率、総負債比率とも、全国平均よりは良好な数値となっている。

表 12 - 2 貸借対照表関係比率

	比 率	算式(*100)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	74.5%	71.1%	69.6%
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	25.5%	28.9%	30.4%
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資産}}$	1.3%	1.3%	1.5%
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資産}}$	3.5%	3.5%	3.5%
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資産}}$	95.2%	95.2%	95.0%
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資産}}$	8.6%	9.1%	9.6%
7	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	78.2%	74.7%	73.2%
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$	77.2%	73.7%	72.0%
9	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	736.2%	821.5%	880.4%
10	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	4.8%	4.8%	5.0%
11	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	5.0%	5.1%	5.2%
12	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	856.6%	978.9%	1050.3%
13	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0%	100.0%	100.0%
14	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	103.5%	91.3%	86.5%
15	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(図書を除く)}}$	14.9%	18.7%	20.3%

【将来の改善方策】

平成 20 年度に大学院完成年度をむかえ、学生数は最大となるが、以後、学生数通減のないよう、他の章に記載されている各改革を支援し、個性的魅力的な大学を目指すため、財務担当部門も、その責任範囲において努力をする必要がある。

第13章 事務組織

【到達目標】

大学の基本機能である教育・研究、それに基づいた社会貢献を担う教学組織と大学の運営全般を担う事務組織が基本的な役割分担を明確にし、相互に理解と連携を深めながら協力し円滑な大学運営を行う。

本学では、学部と大学院の事務組織は共通であるため、学部と大学院を併せて記述する。

1. 事務組織と教学組織の関係

(1) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係

【現 状】

事務組織は、事務局、図書館で構成されており、事務局は、総務課、経理課、学務課の3課体制で事務局長以下14名であるが、1名のみの本学雇用者を除き、13名は日本赤十字社福岡県支部雇用者の出向であり、3～6年程度の人事異動がある。

事務的事項の実質的責任は、学長と管理下に、事務局長が一元的に担っている。

図書館には、図書館運営委員会委員長の教授が兼務する図書館長、経理課長が兼務する事務課長と司書2名が配置されている。

表 13 - 1 事務局職員の配置状況

区分	事務職員	労務作業員	嘱託・派遣	計
事務局長	1 (1)			1
総務課	3 (3)		1	4
経理課	3 (3)	1		4
学務課	6 (6)		1	7
図書館	2		2	4
計	15 (13)	1	4	20

※ () の数字は、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員であり再掲

各課および図書館業務については、日本赤十字九州国際看護大学業務規程および事務分掌に明文化されており、教学組織との連携に係る主な事務分掌は次のとおりである。

表 13 - 2 主な事務分掌

課 名	事 務 分 掌
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正教授会、教授会、管理運営会議に関する事。 2. 教職員の人事、労務管理に属する事。 3. 教職員の出張、賞罰、慶弔に関する事。 4. 将来構想委員会、自己点検・評価委員会、倫理・ハラスメント委員会、 5. 危機管理委員会、勤務評価委員会に関する事。
経理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予算編成および決算に関する事。 2. 教材、消耗品、備品などの購入および保管出納に関する事。 3. 文部科学省科学研究費、厚生科学研究費に関する事。 4. 私立大学など経常費補助金の申請に関する事。 5. システム化委員会に関する事。
学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学科課程および教授要目に関する事。 2. カリキュラム作成に関する事。 3. 履修学科の登録、単位の認定および成績表の管理保管に関する事。 4. 教材および教育備品の管理に関する事。 5. 入学、退学、転学、休学に関する事。 6. アドミッション・オフィス、研究科委員会、研究科学務・入学試験委員会、研究促進委員会、教務委員会、学生支援委員会、FD 委員会に関する事。
図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 図書閲覧、貸出に関する事。 2. 図書の管理、整備および購入計画に関する事。 3. 学術などの情報管理に関する事。 4. 図書館運営委員会に関する事。

【点検・評価】

小規模な看護系単科大学であり、事務組織と教学組織の連携は円滑である。

事務局職員は、人事管理、財務・施設管理など一般事務を担当するとともに、教授会、研究科委員会および各種委員会への出席、議事録作成や、教学運営としての入学試験関係、授業時間割作成、科目登録、卒業事務、就職支援、更に社会貢献などにも携わっている。

【将来の改善方策】

大学を取り巻く諸問題は複雑化しており、教学運営についても積極的に参画するなど、事務局の役割は今後重要性を増すものと考えられ、事務局長を、学内議決機関である教授会、研究科委員会の正式構成員として位置づけることの是非と効果を検討し、学則、規程の改正を考慮する。

(2) 事務組織と教学組織との相対的独自性と有機的一体性

【現 状】

教員は教育・研究が主たる活動範囲であり、教育・研究、教員人事、教育課程の編成、入退学など、教学に関する意思決定事項については、大学学則、大学院学則に規定されている教授会、研究科委員会で審議し、計画策定執行および調整が行われる。

また、大学全般の管理運営システムを効率的効果的に稼働させるため、各種委員会が設置され、諸問題が対処されている。

事務組織は、その分掌事務が明確に区分されており、機能的には円滑な協力関係を保ちつつ、相対的独自性は保たれている。

【点検・評価】

事務組織と教学組織との相対的独自性については評価できる。

【将来の改善方策】

事務組織と教学組織との間の連携協力関係でも述べたとおり、学内の議決機関である教授会、研究科委員会の正式な構成員として事務局長が位置づけられるよう学則、規程の改正について検討する。また、事務局職員が各種委員会の正式な構成員として位置付けられるよう、規程の改正について検討する。

2. 事務組織の役割

(1) 教学に関わる事務組織体制

【現 状】

教学に関わる企画・立案のうち大学の方向性や新制度導入については、管理運営会議、将来構想委員会が所管し、具体的な内容については各委員会、ワーキング・グループが担当する。これらのすべてに事務局職員が参画し、事務的サポート体制が確立している。

しかし、事務局職員が日本赤十字社福岡県支部からの出向であるため、大学事務経験も不足し、特に教学関係や科研費など外部研究費の扱い事務については、人事異動時期には不備がある。

【点検・評価】

各委員会における事務局職員の役割は、意思決定過程における資料提供や事務処理手順などの情報提供など補佐的機能に携わるとともに、決定された事業の執行を担当している。

事務局から提案もあるが、事務局職員は日本赤十字社福岡県支部からの出向で、その異動は支部人事のため、教学事務に精通した職員の育成が難しく、研究費担当とあわせて、支援体制は改善の余地がある。さらに、平成19年度、機能性と効果を向上させるため、

教務課・学生課を統合して学務課としたが人事異動もあり、まだ、期待された機能が発揮されているとは言えない状況である。

【将来の改善方策】

優秀な学生を確保するためには特色ある大学にしていく必要があり、事務組織からも積極的な提案をしていくことが重要である。今後、更に効率的な業務執行ができるよう、各担当者間の弾力的な事務配分について検討するとともに、本学独自の教学に関わる職員の採用について、出向元である日本赤十字社福岡県支部と協議を進める。

(2) 予算に関わる事務組織体制

【現 状】

予算の編成方針は、学校法人日本赤十字学園で原案が作成され、理事会で審議して決定する。理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを基に学内予算編成方針を作成し、学部・研究科・委員会・事務局の各部門の長へと通知する。

各部門では、この学内予算編成方針とそれぞれの実施計画に基づき予算申請書を作成し、予算担当課である経理課に提出する。経理課では、この申請書に基づき各部門の長からヒアリングを行い、予算原案を作成し管理運営会議、教授会の議を経て学校法人日本赤十字学園へ提出、理事会の承認を得て予算が配賦される。

【点検・評価】

厳しい財政状況下、収入増加は望めない。このような中で、開学後 7 年が経過し、改修補修や備品更新などの費用増も見込まれるため、今後、予算執行優先順を詳細に検討する必要がある。

【将来の改善方策】

全教職員がコスト意識を持ち、日常的に効果的な活動、経費節減を奨励するとともに、より重点的な予算執行に努める。

(3) 学内の意思決定に関わる事務組織体制

【現 状】

本学の意思決定機関である教授会および研究科委員会には、事務局から事務局長、総務課長、学務課長、経理課長および学務課係長が出席しており、審議において議決権はないが、提案議題の説明や必要な意見を発言するなど行っている。

教授会および研究科委員会の前の管理運営会議で議題などを調整し、その決定に基づいて事務局が会議資料を作成している。また、教授会および研究科委員会の審議結果は、事

事務局において議事録を作成し学内ネットワーク上の共有フォルダから誰でも閲覧できるようになっている。

【点検・評価】

大学改革に当たって、事務組織も独自の立場で積極的に発言していく必要がある。

【将来の改善方策】

時代の要請に応えるような大学に改革していくためには、十分な情報の収集と速やかな意思決定が求められる。そのため経営や組織運営面の強化を図るため外部有識者委員を含む運営審議会の設置を学校法人日本赤十字学園とも協議し設置する。

(4) 国際交流、入学試験、就職などに関わる事務組織体制

【現 状】

国際交流事業は、事務職員もメンバーである国際人道委員会が主に担当するが、各種活動は、事務組織を含め全学的に対応している。

入学試験業務は、入学試験委員会が中心となるが、事務局は学務課が関与する。

実施は、全学を挙げて行う。

就職支援は、学生支援委員会と学務課が協働して担当しているが、最近では、学生の就職斡旋業務から就職指導および就職相談業務に変わりつつあり、これらを担当する学務課職員は、日常業務に加え、当該活動の情報収集や講演会に参加するなど、自己研鑽を行っている。

【点検・評価】

国際交流事業は全学活動であるが、交渉、財務などは事務局職員が担当していることは継続性の点から好ましい。

入学試験業務については、学部は学部入学試験委員会および教授会が、大学院においては研究科入学試験委員会および研究科委員会の決定方針に沿って実施する。

試験に関しては、教員が行わねばならない問題作成、試験監督、採点、合否決定などを除いて、事務局学務課が中心となって、準備段階から実施、合格発表まで各段階を支援している。

就職支援については、現在、求人数が求職数を上回っているが、この状況が逆転することも考えられるため、より積極的な就職先の開拓など、受け入れ先との関係強化が必要になると考えられる。

【将来の改善方策】

国際交流事業は全学的協力が必要であり、円滑な事業執行のために分担体制を明確にしておくことが必要である。

入学試験業務については、入試改革の状況をみながら適切に対応していくことが重要であり、事務局としても積極的に提案していきたい。

就職支援については、看護師などの労働市場の変化に的確に対応した方策を構築する必要があるので状況を見ながら効果的な就職支援策を検討していく。

3. 事務組織の機能強化のための取り組み

【現 状】

事務局職員が日本赤十字社福岡県支部からの出向であるため、大学事務の経験が蓄積されないため、専門性を求める教員の要求に対応ができていく状況にある。そのため、それぞれの経験や組織上の職位に応じ、文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構などが主催する専門研修会や研究会に参加することにより自ら学ぶ機会を提供している。

【点検・評価】

本学では、事務組織の機能強化のための恒常的・体系的なシステムが整備されているとは言い難い状況にある。

【将来の改善方策】

事務局職員の恒常的なスキルアップおよび事務組織の恒常的な機能強化に向けて、研修機会の提供・参加の奨励、長期的な視野に立った事務職員の養成計画を検討する。

また、21世紀の大学運営を担う能力を兼ね備えたプロフェッショナルとしての大学行政管理職員（アドミニストレーター）の確立を目指すためにも、出向元である日本赤十字社福岡県支部と協議を進める。

4. 事務組織と学校法人理事会との関係

【現 状】

本学では、理事会・評議員会などの法人業務については、学校法人日本赤十字学園事務局において行い、大学における管理運営を本学事務局で行っている。法人事務局には、総務部と財務部があり、総務部には総務課、財務部には経理課がある。学校法人日本赤十字学園は5大学、2短期大学を統括している。

【点検・評価】

法人事務組織と本学事務組織とは連携して業務を実施している。法人理事会には本学学長が理事として、評議員会には事務局長が代表として参加していることから事務組織と学校法人理事会との関係は適切である。

【将来の改善方策】

大学を取り巻く環境がますます厳しくなる中、資質の高い学生を今後とも安定的に確保し、将来に向けて発展していくためにも、学園全体のスケールメリットを活用して、個性豊かで魅力ある大学づくりを目指す努力を絶えず積み重ね改革を図る。

第14章 自己点検・評価

【到達目標】

- 1) 本学における自己点検・評価が適正かつ恒常的に実施できるようなシステムを構築する。
学部、大学院、事務局に点検・評価体制を設置し、大学の機能と構造が科学的に測定できる評価指標データベースを構築する。
- 2) 点検・評価活動は、大学の全構成員の参加を以て行い、更に外部の第三者による評価を併せて行う。
- 3) 点検・評価の結果は、定期的に学内外に公表する。特に、大学の実績とその目指す方向については、大学の設立と維持に寄与している人々や機関を含む社会に対して説明責任を果たす。
- 4) 点検・評価結果に基づく改善・改革の方策およびその推進体制を確立する。
- 5) 点検・評価を実施する過程において、大学の全構成員はそれぞれに自らの達成責任を自覚し、より主体的に自らの職務を果たすことに役立てる。と同時に大学内部における相互の、また大学と社会との意思の疎通を図ることに資することができる。

1. 自己点検・評価

大学は、その建学の理念と目標にそって教育・研究活動が活発に展開され、次の時代を担う若者を教育するという社会的使命をよりよく果たすために、大学が自己改革をすることが自己点検・評価の目的である。

(1) 本学における自己点検・評価

【現 状】

本学においては、開学2年目の平成14年度から、大学組織の中に自己点検・評価委員会が設置されたが、開学の初期は、学生の教育機能に直結するような様々な機能・体制の整備と実践が優先し、自己点検・評価委員会活動は殆ど機能していなかった。開学3年目（平成15年度）に、自己点検・評価委員会は学内外からの評価を含めた「大学評価委員会」と改称した。

また、完成年度の平成16年6月に実施される文部科学省による「日本赤十字九州国際看護大学設置に係る年次計画履行状況実地調査」に備え、各部署において第1回の自己点検・評価を実施した。第1回自己点検・評価報告書は平成16年9月に発行した。

この第1回の点検・評価は、大学構成員による自己点検・評価のみに限られ、評価主体は教職員である。また、学生による評価を「授業評価」を通して間接的に反映しているに過ぎない。

平成 16 年 4 月に施行された学校教育法の改正により、認証評価機関による第三者評価を受けることが義務付けられたため、本学においても教授会の議を経て、平成 20 年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受審することが決定したため、全学的に取り組みをしているところである。

【点検・評価】

開学 2 年目から、自己点検評価委員会が設置されていたが、何をどのように評価するのか点検・評価体制を定例の委員会活動として審議、決定するに至らなかったことは、大いに反省すべき点である。後述するように、大学が外部の様々な関連機構との連絡会議等において、外部評価を受ける機会はあるものの、まとまった形で年報として文書を編集し、外部に公開してはいない。平成 16 年発行の第 1 回自己点検・評価報告書も大学構成員のみによる自己点検・評価であり、第三者による評価や勧告は含まれていない。

【将来の改善方策】

基本的なことであるが、先ず本学の自己点検・評価委員会を定期的を開催し、点検・評価システムの整備など実務推進と改善方策について審議、策定する。学部、大学院、事務局に点検評価体制を設置する。自己点検・評価の恒常的・継続的实施のために、大学の機能と構造が客観的に測定できる評価指標をつくり、データベース化する。

これまで、教育研究業績については、本学紀要「IRR 誌」に併設掲載していたが、平成 20 年度以降は、「教育研究活動年報」と「学事年報」を独立して発刊し、年度ごとに資料として提示する必要性を管理運営会議にて確認している。大学の詳細な実態および総括的 point 検結果を大学構成員一人一人が知る必要は当然であるが、広く社会に公開する範囲や方法について見直し、検討することが必要と思われる。

本学においては、平成 20 年度から、大学、企業、地域、看護保健職の各界有識者 8 名の委員からなる「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」の設置が決定されている。

外部の第三者による大学評価について、一歩前進するものと期待される。

(2) 教育に関する自己点検・評価

【現 状】

看護学の根幹となる「基礎看護技術」の学習項目と学習方法および各時期のまた卒業時の到達レベルをどこにおくかという問題について、開学の初期から看護系教員全員による「看護学専門教育運営会議」で 3 年間継続審議をし、平成 15 年 5 月に一応完成した。①看護展開の方法、②療養生活支援の方法、③人間尊重・擁護の方法、④援助的人間関係形成の方法、⑤健康に関する学習支援の方法、⑥健康管理支援の方法、⑦チームワークの基本とマネジメントの方法、⑧成長発達各期の支援方法を柱に、それぞれの技術の細項目に

ついて、①講義のみ、②機会あれば見学、③必ず見学、④指導下でできる、⑤監視下で自立してできるなど到達レベルを設定した。

【点検・評価】

計画された基礎看護学技術の学習の教育体制は、実際に実施され、学生の到達度を点検してみると、この計画が余りにも枠にとらわれ過ぎており、個々の学生の能力別対応や学生の主体的な実践態度を促進する体制が不十分であると評価された。

【将来の改善方策】

既に、1年半前から改善方策を検討し、計画は平成20年度から実施する新カリキュラムに包含されている。基礎からより高度な看護技術の習得体制をより体系的、効果的に構築し、学生が4段階のレベルをクリアするために、より自主的な学習が可能となる環境整備をしている。

(3) 教職員勤務評価試行

【現 状】

日本赤十字社は、将来の全国統一的な教職員の勤務評価の実施を視野に入れて、平成18年度に、各大学代表者による研修と実施企画に関わる審議委員会を発足して検討した。

実施案がまとまり、各大学への実施説明会が開催され、平成19年1月～2月にかけて教職員勤務評価が試行された。

(ア) 勤務評価の概要

管理運営領域においては、①企画立案力・構想力、②折衝・調整力、③統導力、④指導・育成力、⑤経営意識、⑥問題解決力・組織管理力について、5段階評価で、自己評価と評価者による評価を行なう。結果は点数化され最高30点である。

一般職員においては、①知識・識見、②企画立案力・構想力、③意思決定力・判断力、④行動力・実行力、⑤折衝・調整力、⑥統率力、⑦指導・育成力、⑧接遇・安全管理行動等、⑨経営意識、⑩法令遵守・服務規律、⑪問題解決力・組織管理力について、5段階評価で、自己評価、評価者による評価、調整者による評価で点数化され、合計120点である。

教員の評価の対象とする領域は、①教育、②研究、③学内貢献、④社会貢献の4領域であり、役職者は更に管理運営の領域が加わる。また、職位により期待される比重が異なることから、以下のような配点とした。教授は、①40、②30、③40、④10であり、准教授は、①40、②40、③30、④10、講師及び助教は、①40、②45、③30、④5、助手は、①40、②50、③30、④0、であり、いずれも合計の最高点は120点である。

また、最終評価は評価者の会議を経て階層別の定率によるABCDEの5段階評価となる。

(イ) 評価者

当然、教職員個人の自己評価であるが、原則として教授については学部長、准教授、講師・助教、助手については領域の教授が客観的評価を加え、その調整者には教員勤務評価委員会があたり、最終判定は学長が行なった。

事務職員についての評価者は、各部署の課長、課長については事務局長、調整者・最終判定は事務局長および学長が行なった。

【点検・評価】

試行に関して問題点は多々挙げられ、特に期待される職務内容と現状を踏まえた立場による職務内容の整合性がとれていない点が指摘された。教員の場合、講義時間はカウントされるが、学生個人に対する教育の指導や相談など重要な職務に多く時間をかけても数字として表現されないなど評価指数の不備も指摘された。しかし、自己点検・評価をする過程において、各自期待される職務のこなし方、職務内容の配分について、自己の偏りなどが自覚され、それなりの成果は認められた。

【将来の改善方策】

赤十字の 5 看護大学でそれぞれ試行された結果を踏まえ、日本赤十字社本部で再検討された方式で本実施される予定である。

2. 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現 状】

本学の自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長、事務局長、事務局各課長、それに認証評価受審など特別な事項のためのワーキング・グループを設置した場合には、その統括者が構成員に加わっている。審議事項の内容は、必要に応じて大学管理運営会議を経て教授会に上げられる。情報は教授会メンバー、特に各領域の教授から全員に伝達される。

学生による授業評価の結果は、学務課教務係が集計し、また学生一人ひとりの意見はそのまま記録されて各講義担当の教員に届けられるが、その前に学長、学部長、研究科長は全員の評価記録を綿密に点検する。続いて、学長、副学長、学部長、大学院においては研究科長のうちの複数メンバーで全教員に面接をし、授業の状況を聴取し問題点や改善方策について話し合い指導を行っている。

【点検・評価】

前述しているように、本学の自己点検・評価委員会は、これまで十分に機能していたとは言えない状況である。本学は、魅力ある特色を備えた大学づくりとして、開学から継続的に国際交流活動を推進してきており、その成果は大きい。

教職員もそのために大変多忙に意欲的に活動してきている。

そのようなプラス評価が明確に提示されることは必要である。何故、委員会が機能していなかったのか課題を検討し、実務推進の仕組みづくりを創設しなくてはならないと考えている。

授業評価の結果は、個人にフィードバックされているが、改善された結果の再評価システムは不十分であり、学長が当該者の授業を参観するに留まっている。

【将来の改善方策】

自己点検・評価システムのなかに、第三者評価を恒常的に組み入れる事は必要である。外部第三者による「大学運営審議会」からの助言を得て、早急に改善に取り組みたい。

授業評価の改善策として、現在、評価フォーマット自体の妥当性、適切性を分析している。また、FD活動を意欲的に開催し（年10回予定）、授業改善のみならず教育研究に有益な専門家による講話などを提供して研修している。また、教員相互が授業を公開参観し、相互に改善に向けて切磋琢磨していく必要がある。

3. 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現 状】

本学には、日本赤十字学園の組織による連絡会議があり、学外からの点検・評価の機会になっている。

1) 九州ブロック各県支部・病院連絡会議

九州8県の日本赤十字社各県支部事務局長および赤十字病院院長・事務部長・看護部長、大学学長らを構成員とし、大学の各部署の代表者が補助的に参加して、大学の教育に関する現状および問題点などを報告し、構成員による相互評価と助言を受ける。

大学の成果である卒業生の動向および就職状況、看護師・保健師・助産師国家試験の成績の現状と合格率、病院側からは新卒看護職者の勤務状況および看護力の問題が報告され、大学にとっては一つのフィードバックの機会となっている。

2) 九州ブロック・山口県赤十字病院看護部長連絡会議

標記会議においては、大学の学部長はじめ代表者が参加し、大学の看護教育に関して、特に病院臨地実習、看護学カリキュラムについて、また、看護職者としての就職の動向について、具体的、詳細に協議し、評価・助言を受ける。

3) 九州各県支部学生募集連絡会議

標記会議は年1回、4月に2日間に亘って大学で開催している。

構成員は九州各県支部の事業推進関係者と大学の役職者および事務局の入試に関わる学務課が参加し、質の高い学生募集の方策および各県支部長が推薦する入試のあり方、各県支部の奨学金貸与の問題、学生募集の一環としての教員による各県の高校訪問について等を協議している。

大学と各県支部の強い協力は、赤十字組織のメリットを活かした体制として評価されるが、この機会においても大学は外部からの評価を受ける。

4) 日本赤十字学園本部における理事会・評議委員会

日本赤十字学園には現在 5 大学（20 年度から 6 大学）があり、本部側の理事および各大学学長理事による理事会、それに各大学学部長、事務局長、赤十字の卒業生組織の代表者および第三者である学識者などを加えた評議委員会などが、年数回開催されている。これらの会議は各大学にとって赤十字組織のスケールメリットを活かした自己点検・評価の機会となり得る。

各大学の事業計画、財務状況、教員の研究実績特に科学研究費をはじめ各種研究費、赤十字研究費助成の獲得状況、国家試験合格状況、学生の就職・進学状況、学生の応募、入試状況など、大学の活性度の指標が開示され、外部からの評価や情報交換しながら自己点検・評価の機会としている。

【点検・評価】

上記会議の必要情報は、学長はじめ会議参加者の復命報告書に基づいて、大学運営会議、教授会、教員会議等で伝達される。学外からの助言や勧告は、必要に応じて大学運営の改善、修正に活かされている。

【将来の改善方策】

上記学外者からの単発的な場合であっても、その「声」は、大学に対する評価、助言、勧告として有用であることから、大学の自己点検・評価システムの中に組み入れて検証され、改善方策に連動する仕組みの中で実践されるようにしたい。

4. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

- (1) 平成 16 年 6 月に実施された文部科学省の「日本赤十字九州国際看護大学設置に係る年次計画履行状況実地調査」における評価・勧告について

【現 状】

ア. 教育研究に関して計画されたカリキュラムに基づいて、概ね順調に履行されていると判断された。

ただ、臨地実習の場がかなり遠方におよび、また実習の施設数が非常に多いことで、実践上かなり困難なことがあるのではないかという指摘があった。

イ. 経営状況に関しては、特に留意事項は付されなかったが、なお一層健全な運営の確保に留意するよう努める。

【点検・評価】

保健医療看護に求められる社会的要請は、開学当初とは状況が変化してきており、医療施設の状況も多様に変化してきている。臨地実習が学生に効果的、かつ無駄な負担がかからぬよう常に現場と調整し、宿泊を要する遠隔な施設を減らし、新しい実習場所を開拓している。また、実習施設は数を減らすばかりでなく、実践可能な実習内容の質を考慮して取捨選択している。

【将来の改善方策】

既述しているとおり、外部からの勧告は、大学として真摯に受け止め、検証し、自己点検・評価結果の改善システムに組み入れていく。

取得学位については、今後、明確な基準を設定するよう努める。

(2) 大学院設置に関する文部科学省からの留意事項について

【現 状】

「看護学」の学位を取得するコースと「保健学」の学位を取得するコースに分けて院生を指導し、履修科目及び修士論文の内容と取得学位について関連づけること。

【点検・評価】

第3節 大学院の教育課程でも述べたが、「履修モデル」、「修士論文審査に関する内規」を作成し、履修科目及び修士論文の内容と取得学位について関連づけた。

【将来の改善方策】

既述しているとおり、外部からの勧告は、大学として真摯に受け止め、検証し、自己点検・評価結果の改善システムに組み入れていく。

取得学位については、今後、明確な基準を設定するよう努める。

5. 大学院の自己点検・評価

【現 状】

大学院開設後、約1年が経過しようとしている状況であるので、自己点検・評価を為しうる実績は十分とはいえない。

【点検・評価】

第3節 大学院の教育課程でも述べたとおり、院生による授業評価を領域別にまとめ、学長と研究科長が各領域の各教員に面接して、相談指導を行うとともに、今後の授業内容の検討に活用し、教員の教育力の向上と質の改善を図っていることは評価できる。

また、各領域内担当教員によるピアレビューについても、各領域の教科目の講義に各領域の担当教員全員の出席が得られており、このことによって、教育内容の一貫性・統一性が確保され、教育内容の質を保証し、教員の教育力の向上に寄与していることは評価できる。

【将来の改善方策】

大学としての説明責任を果たしていくために、大学院においても研究科委員会を中心に自己点検・評価を実施するとともに、院生による授業評価、教員によるピアレビューも併せて継続する。

第15章 情報公開・説明責任

【到達目標】

社会的コンプライアンスに則り、大学の保有する情報の積極的な公開を図り、社会に対する大学の説明責任を果たす。

本年4月に大学院を開設し現在、学年進行中であるため、学部と大学院を併せて記述する。

1. 財政公開

【現 状】

本学の財政状況などの計算書類のうち資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録を本学ホームページ上に掲載し、広く一般の方への情報提供に努めている。また、設置主体である学校法人日本赤十字学園のホームページにおいて法人全体の財務概況に関する資料を閲覧・取得することができる。

【点検・評価】

財政状況については、本学・法人ともにホームページにて広く一般に関係書類を閲覧・取得できるようにしており一定の評価はできるものの、学校法人会計基準は特殊性ゆえに理解を困難にしているため、より分かりやすい形での情報公開を検討する必要がある。

【将来の改善方策】

一般に分かりやすい財務状況公開のために、簡潔で分かりやすい資料の作成に取り組む。学園本部・管内大学間において、情報の共有を行うなど連携を強化し、適時適切な情報の発信に努める。ホームページをはじめ、多様な媒体を活用し、大学のもつ特色・魅力を広く周知し啓発活動を行う。

2. 学則等の情報公開

【現 状】

「大学による情報の積極的な提供について」（平成17年3月14日付16文科高第958号文部科学省高など教育局長通知）の趣旨を踏まえ、9月にホームページのリニューアルを行い、財務状況の他に次の情報を公開した。

（総務課関係）

- 1) 学部学則、大学院学則
- 2) 平成19年度事業計画書、平成18年度事業報告書

(学務課関係)

- 1) 年度別入学試験状況
- 2) 年度別入学者・浪人別状況
- 3) 年度別・地域別入学者状況
- 4) 平成 19 年度大学院入学者状況
- 5) 在籍学生数
- 6) 奨学金貸与状況
- 7) 看護師国家試験など合格率一覧
- 8) 卒業後の進路状況

また、学部・大学院のカリキュラム一覧、カリキュラム概要、教員の研究業績・研究成果も広く公開した。

【点検・評価】

本学・法人本部ともにホームページにて広く一般に関係書類を閲覧・取得できるようにしており一定の評価はできるものの、「大学による情報の積極的な提供について」（平成 17 年 3 月 14 日付 16 文科高第 958 号文部科学省高など教育局長通知）の内容を満たすまでには至っていない。

【将来の改善方策】

「大学による情報の積極的な提供について」（平成 17 年 3 月 14 日付 16 文科高第 958 号文部科学省高など教育局長通知）、その他関係法令の内容を満たすよう努める。

3. 情報公開請求への対応

【現 状】

入学試験情報の公開としては、本学が求める学生像、過去の入学志願者数・合格者数・入学者数、看護師などの国家試験合格状況および卒業後の進路状況など、受験生が大学選択の参考となる情報提供を大学案内、ホームページを通じて積極的に行っている。

また、平成 18 年度入学試験から受験者の個人成績開示の実施にあたり、「学生募集要項」に成績開示方法、開示内容、開示受付などについて明記している。

その後、請求があった場合は、本学の開示手順および様式に従って成績結果などを開示し、入学者選抜とその結果の公正性と妥当性を確保するように努めている。

また、学部、大学院の過去の試験問題についても開示を行っている。

【点検・評価】

入学試験選抜基準の透明性および入学者選抜とその結果の公正性と妥当性を確保するため、情報開示など最大限に努力しており一定の評価はできるが、開示すべき内容について更に検討が必要である。

【将来の改善方策】

今後は、効果的な入学者選抜と透明性の確保の両立を図るために、開示すべき内容について更に検討するとともに、最新の情報を提供するために公開する時期を早めることにより、サービスの向上に努める。

また、情報公開請求への対応については、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に沿って事業および運営の透明性を確保することに努める。

4. 自己点検・評価

【現 状】

第14章 自己点検・評価で述べたとおり、第1回自己点検・評価報告書は平成16年9月に発行し、赤十字関連施設、全国の看護系大学へ配付し公表した。

また、平成17年度から教員の授業改善への意識向上と教育改善を図るため、全学的に「学生による授業評価」を科目毎に実施し、その結果を学生、教職員に公表している。

【点検・評価】

平成16（2004）年度に「自己点検・評価報告書」として取りまとめた後、点検・評価は実施されておらず、社会に対する大学の説明責任を果たしているとは言い難い状況である。

学生による授業評価については、文部科学省大学高度化推進特別経費「学生参加による循環型授業評価・授業改善システムの構築」の補助金を充当し、従来の授業アンケートフォームの見直し、新規作成の検討を行っている。

【将来の改善方策】

本学が大学としての説明責任を果たしていくためにも、学部における自己点検・評価を実施するとともに、大学院においても学部における取組みを基盤として、研究科委員会を中心に自己点検・評価を実施することとしている。

具体的には、専攻領域ごとに自己点検・評価を行いつつ、専攻領域ごとの問題点について、研究科委員会において審議を行い、大学全体の総括的 point check・評価報告書に組み入れ、積極的に情報を学内外に公表することとしている。

また、学生による授業評価については、授業評価フォーム、システム仕様に関して評価、修正を行ったのち、教職員対象の説明会、学習会を開催し、平成20年度の全学的な試験的導入に繋げる。

更に、平成 20 年度に財団法人大学基準協会による外部評価を受審することとしているので、外部評価の結果について、自己点検・評価結果とともに、学内外へホームページをはじめ、多様な媒体を活用し、広く公表することを検討する。

終 章

本学の評価にかかわる経緯は、開学後 3 年目にあたる平成 16 年 6 月、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の、平成 16 年度年次計画履行状況実地調査を受けたことに始まるが、この度、本格的な第三者評価を受けることになった。

改めて建学の精神に立ち返り、教育、運営その他大学のすべての活動を見直す重要な機会として、状況があるがままに評価（assessment）し、また、これまでの活動を評価（evaluation）したものが本書である。

本学の基盤は赤十字を貫く理念「人道（humanity）」であり、大学の建学の際にも、「赤十字の基本原則である人道に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実践し、人々の健康および福祉の向上に貢献するための基礎的能力を育む」ことを教育理念として謳っている。赤十字の一角に位置する本学は、国境を越え、世界の如何なる場所、どのような状況、どんな時代にあっても、主体的で創造的で、科学的であると同時に人道的な高い専門性を持つ看護者の育成を目指し続ける。

少子高齢化や医療崩壊など内なる社会情勢の変化のみならず、地球温暖化や OECD が目指す大学評価など、本学も、あらゆるグローバル化の中で、上記理念を、如何に具現化するかを求め続けねばならない。今回の自己評価の機会に、これら諸状況も鑑み、本学の将来への展望をこめたまとめを記し、終章にかえる。

今回の自己点検で明確になったことは、明確で判りやすい目標設定の重要さと考える。

大学を預かるものとして、このことを肝に銘じ、各分野において、理念に沿った具体的に判りやすい目標が設定されるように指導したい。また、この際、目標達成のための戦略が全教職員に共有され、アウトカム、アウトプット、インパクトが何であるかが明確である短期、中長期的計画を策定し、定期的かつ適正に評価できる体制を作る。

しかしながら、健全な大学運営には、健全な財政基盤が必要である。全体として、管理運営経費が適正であるかは申すまでもなく、個々人の研究資金が適切に使用されているか、しかし、必要なインベストメントが欠落していないかも、常に見直す仕組みを工夫する。財政基盤強化としては、個々人の外部研究資金の獲得に加え、全学的な研究資金獲得に全力を挙げるとともに、企業や地域との連携による資金獲得を積極的に進めたい。

さらに大学の最重要資源は人材である。教育担当であれ、運営部門であれ、各スタッフが十分に活用されることはきわめて重要なことである。しかし、個々人は、自己満足に終始せず、大学の理念、方針に熟知し、上記の短期、中長期計画とその目標を十分認識し、それに沿って能力を発揮することが基本であり、また、そのような貢献度を評価する仕組みを工夫したい。

看護大学乱立ともいえる現在にあって、その他、本学が活用できる資源としては、赤十字の歴史、ブランドとネットワークおよび立地条件を挙げておきたい。

赤十字国際委員会の創設は1860年代、西欧諸国以外で最も古い日本赤十字社のルーツは現在の complex emergency ともいえる西南の役への紛争救援として明治10（1877）年にさかのぼる。日本赤十字社として、その9年後に病院開設、さらにその4年後の明治23（1890）年には看護職養成を開始している。本学そのものの歴史は、わずかに7年に過ぎない。

しかし、150年を越える世界の赤十字、130年を超える日本赤十字社に連なっていることから「歴史」とともに世界に冠たる「赤十字」ブランドは、今後、本学が活用しうる資源である。

本学は、古来、複数の対外窓口をもち、わが国と世界の交流の魁であった九州に存在する。その意義を認識し、アジアに焦点をおきつつ他地域諸国の関係者との連携を目指し、すでに韓国、タイの関係機関との交流を始めている。今後、これらの足場を活用して、上記赤十字のネットワークを活用し、広く欧米、アフリカ、また南米などとの国際交流を進める。

すなわち、本学は、さらに社会との連携を強化し、貢献できるために、大学が存在する地元宗像市、福岡県、既に日本赤十字社のブロックとしての連携が構築されている九州地区、さらに既に交流を始めている近隣の関係教育施設、そして赤十字ネットワークを通じた世界との連携を、着実に拡大強化する。

この際、今後、いっそう留意しなければならないものとしてモラルとコンプライアンスがある。本学が「看護（学）」という、優れて個人およびその情報にかかわる分野を扱っていることにおいて、教員は高いモラルを持たねばならない。また、大学全体が、保健医療に関わるという点においては、いわゆる組織としてのコンプライアンス遵守も必須である。

「個」におけるモラル、「組織」におけるコンプライアンスの遵守については、社会との連携強化に並行して、今後、十分検討したい。

教育研究を旨とする大学を評価する目的はなにか。大学は、どの方向を目指しているのか、どんな対策が講じられているか。短期的、中長期的に見て、目的は達成されるのか。

少子化と看護系大学および学部乱立、若者の気質や行動の変容、看護を含む保健医療サービス体制と人口構造の変化など、本学をめぐる環境が極めて厳しいこと、また、今回の自己評価から、改めて認識された教学上および管理運営上の問題も少なくないことを厳粛に受け止める。その上で、本学は、「人道」の理念の下、「国際」を標榜する看護大学として、身体的精神的そして社会的健康にかかわる知を求め、学を追及する人々のための研鑽の場であり続けるとの決意を新たに、本学が所有し、また、創出する知を、学びを求める個々の人の探究心を満たすものとすると同時に、社会に貢献できるものとしなければならない。そのため、本学は、変化する社会情勢のシーズを探り、ニーズに応えられる **science** と **arts** を探求し続ける。

最後に、本評価にあたり、種々、ご指導を頂いた財団法人大学基準協会大学評価・研究部審査・評価係 蔦美和子様、砂田亜理沙様、染川真由美様に深謝する。

また、数ヶ月にわたり、学内ワーキング・グループを率いられた宮地文子教授とそのメンバー（松尾和枝講師、奥野由美子助手、橋爪由紀教務係長、加来昌二経理係長、森下亨総務係長、）および当該領域を分担した学部長、研究科長、学務部長、各委員会委員長、事務各課長、図書館長および総括した副学長、事務局長を労って攷筆する。

平成 20 年 3 月 吉日

日本赤十字九州国際看護大学
学 長 喜 多 悦 子